

豊見城市墓地基本計画



平成 25 年 3 月

はじめに

お墓というのは、「^{つい}終のすみか」であり、市民生活を考える上で必要不可欠な施設であります。

本県は、独特の地域特性があり、門中墓を含む個人墓地の設置を認めてきた経緯があります。そのような状況から、無秩序な墓地設置による住環境の阻害や土地利用に支障がでることが懸念されております。



豊見城市においては、門中墓が多く墓地に関して著しい支障がでているとはいえません。しかし、本市は本土復帰以降に都市化が進展し、現在の人口は6万人余りとなっております。特に新しく移り住んできた方々からの墓地需要が高まることが予想されます。今後、無計画な墓地設置は、住環境の阻害や土地利用に支障がでてくることとなるでしょう。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、平成24年4月1日より墓地等の許可権限が県から市に移譲されました。これにより、豊見城市の実情に応じた墓地行政を展開することが可能となっています。そのために、本市の基本方針として「豊見城市墓地基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました豊見城市墓地基本計画策定委員会委員の皆様、また住民説明会に参加いただき貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。なお、計画の実施にあたっては、市民の方々のご理解とご協力が不可欠となりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月

豊見城市長 宜保 晴毅

<<< 目 次 >>>

第1章 墓地基本計画について	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画期間	2
1-5 用語の定義	2
1-6 関連計画	3
第2章 豊見城市墓地実態調査 調査結果の概要	10
2-1 豊見城市墓地実態調査	10
2-2 墓地実態調査の概要	10
2-3 住民調査(アンケート調査)の概要	13
2-4 墓地分布図	15
第3章 豊見城市の墓地の現況特性	16
第4章 墓地の課題	18
第5章 墓地施策の基本方針	20
5-1 墓地の散在化防止	22
5-2 無許可墓地対策	32
5-3 無縁墓地対策	33
第6章 今後の課題	34

資料編

資料編 目次	35
豊見城市の概要	36
墓地需要予測	44
墓地実態調査結果	49
豊見城市墓地基本計画に関する住民説明会	90
豊見城市 墓地分布図	91
豊見城市 墓地規制区域図	92
豊見城市 土地利用規制等状況図	93
豊見城市墓地基本計画策定委員会および検討部会	94
諮問・答申	95

第1章 墓地基本計画について

1-1 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。

そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全、景観などの種々の問題が生じています。

近年では、都市部において墓地の適地の減少や土地価格の高騰などにより墓地の取得が難しくなる傾向があり、周辺市町村において、都市部の墓地需要を満たすため、墓地が増加し、墓地のベッドタウン化が進展する恐れがあります。

さらに、今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などの社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する種々の問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

このような状況の中、墓地に関する問題を解決するために、地域の特性に応じた墓地施策が求められています。

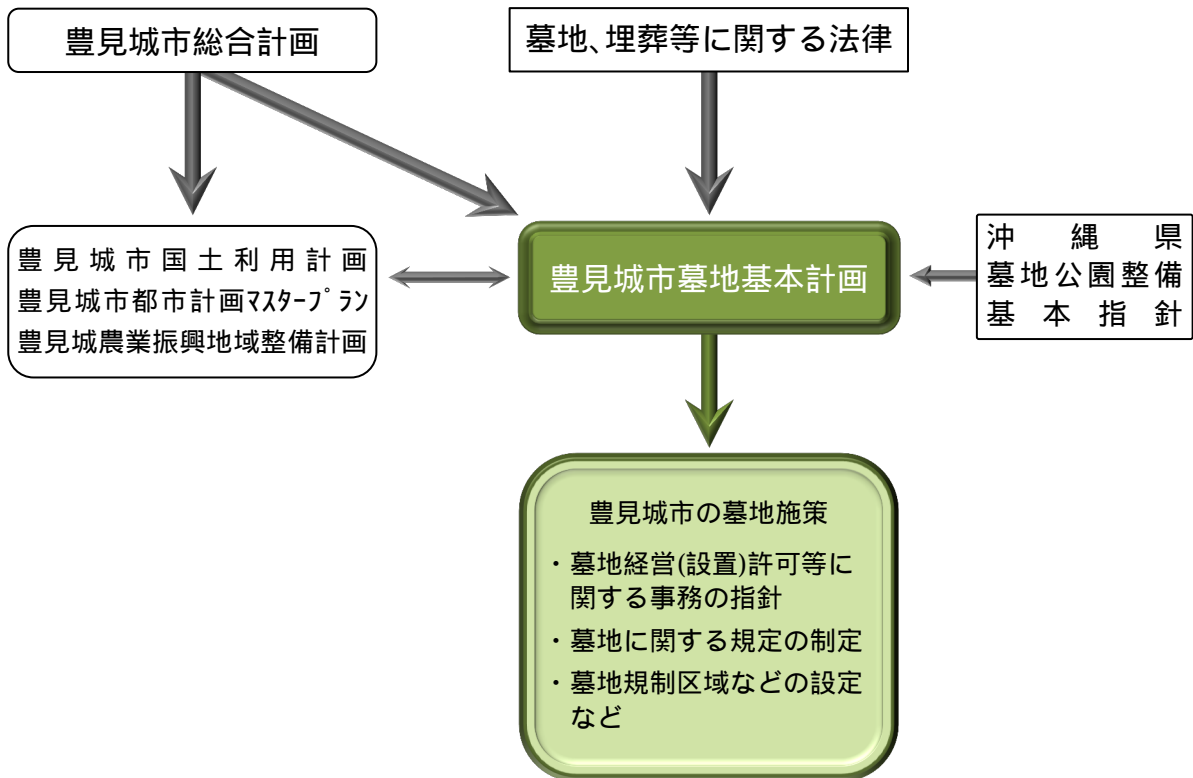
豊見城市では、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されており、本市の地域特性に応じた墓地施策の策定が必要となっています。

1-2 目的

本計画では、豊見城市における墓地問題に的確に対応するため墓地施策の基本方針を定め、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とする事を目的とします。

1-3 計画の位置づけ

豊見城市墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」および「豊見城市総合計画」などの関連計画に基づき、本市における墓地施策の基本方針を定めるものです。



1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間とします。なお、計画の進行状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改定を行います。

1-5 用語の定義

墓地および墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』：「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
- ・『墓地』：「墓地」とは、「墳墓」を設置するために県知事の許可を受けた区域

豊見城市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されているため『豊見城市長』の許可となります。

1-6 関連計画

(1) 沖縄県墓地公園整備基本指針(平成12年3月 沖縄県)

『沖縄県墓地公園整備基本指針』は、市町村による墓地整備の基本計画の策定、推進および墓地行政の円滑な実施を図ることを目的とし、沖縄県における望ましい墓地のあり方などが示されています。

沖縄県墓地公園整備基本指針では、「墓地の永続的管理の必要性、墓地の健全な経営の確保という観点より、墓地の経営主体は市町村などの地方公共団体により運営されるべきである」、「個人墓地については、例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである」と示されています。

4 沖縄県における望ましい墓地のあり方

(1) 伝統的な墓地・墳墓への対応のあり方

(省略)

(2) 生活衛生、環境保全及び景観形成への対応のあり方

ア 適正な管理運営のあり方

(省略)

イ 墓地の設置場所と公共施設及び住宅等との関係

墓地の設置場所については、県細則において主要道路や河川から30m以上離れていること、公共的施設及び民家から100m以上離れていることとされている。その他水源を汚染するおそれがない場所であることや地滑り防止区域等の危険区域には設置しないこと等が規定されている。

限られた県土において、必要な墓地の確保という観点から一律な規制は困難であるが、景観に配慮した墓地の整備、墓地の公園化や防災避難場所としての活用等、地域において墓地整備への同意形成を図ることにより、柔軟に対応していくことが必要である。

(3) 伝統的な墓地・墳墓と生活衛生、環境保全等との整合性のあり方

門中墓の共同墓においても、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の維持を考慮しなければならない。地域における慣習や墓地に関する住民感情、土地利用計画等を考慮した判断が求められる。

また、未婚者や子供を持たない夫婦の増加及び少子化にとともない、墓地の継承が行われなくなっていく事例が増え、将来的には、地縁、血縁に基づかない共同墓地の増加が予想される。墓地の永続性はもちろん、墓地周辺的生活衛生、環境保全等の確保を考えた場合には、そうした共同墓は個人墓地としてではなく、市町村墓地内への設置を考えていく必要がある。

(4) 今後の墓地整備のあり方

県内の墓地の現状と課題を踏まえると、今後の墓地整備は、住民ニーズに応えられる適正に管理された墓地の適正価格での提供や墓地需要増加へ充分対応できる供給体制の確立を図らねばならず、さらに将来増加が予想される無縁墳墓や個人墓地への対策も考慮して整備を進めて行かなければならない。したがって、今後の墓地整備は、次のとおり、公営墓地の整備促進を図るとともに、個人墓地については原則として認めず、例外的な場合のみ許可することとし、併せて墓地行政の実効性のある指導や規制強化を図るために「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化の検討を進めていく必要がある。

ア 公営墓地の整備推進の必要性

公営墓地の十分な整備がされていない市町村においては、地域住民はやむを得ず高額な墓地等を利用せざるを得ず、不利益を被っており、適正な価格と管理運営の行き届いた墓地の整備をしなければならない。

墓地の経営主体については、墓地の永続的管理の必要性とともに、墓地の健全な経営の確保という立場から、墓地経営は過度に営利を追求しない公益的事業として運営される必要があるため、市町村等の地方公共団体により運営されるべきである。

イ 共同墓地のあり方

自治会等、地縁に基づいて形成された地域共同的な団体が経営する共同墓地は、市町村墓地の利用ができない過疎地域での有効な墓地の管理形態として、これを認めていくこととする。

ウ 個人墓地の規制のあり方

個人墓地については、公営墓地の利用が困難であり、既存の墓地地域の利用もできないような例外的な場合を除き、許可を行わない方針で望むべきである。個人墓地を広く認めると墓地の乱開発を招き、小規模の墓地が各地に多数散在することになり、快適な生活環境を求める県民感情にそぐわないばかりか、公衆衛生の見地からも望ましいこととはいえない。

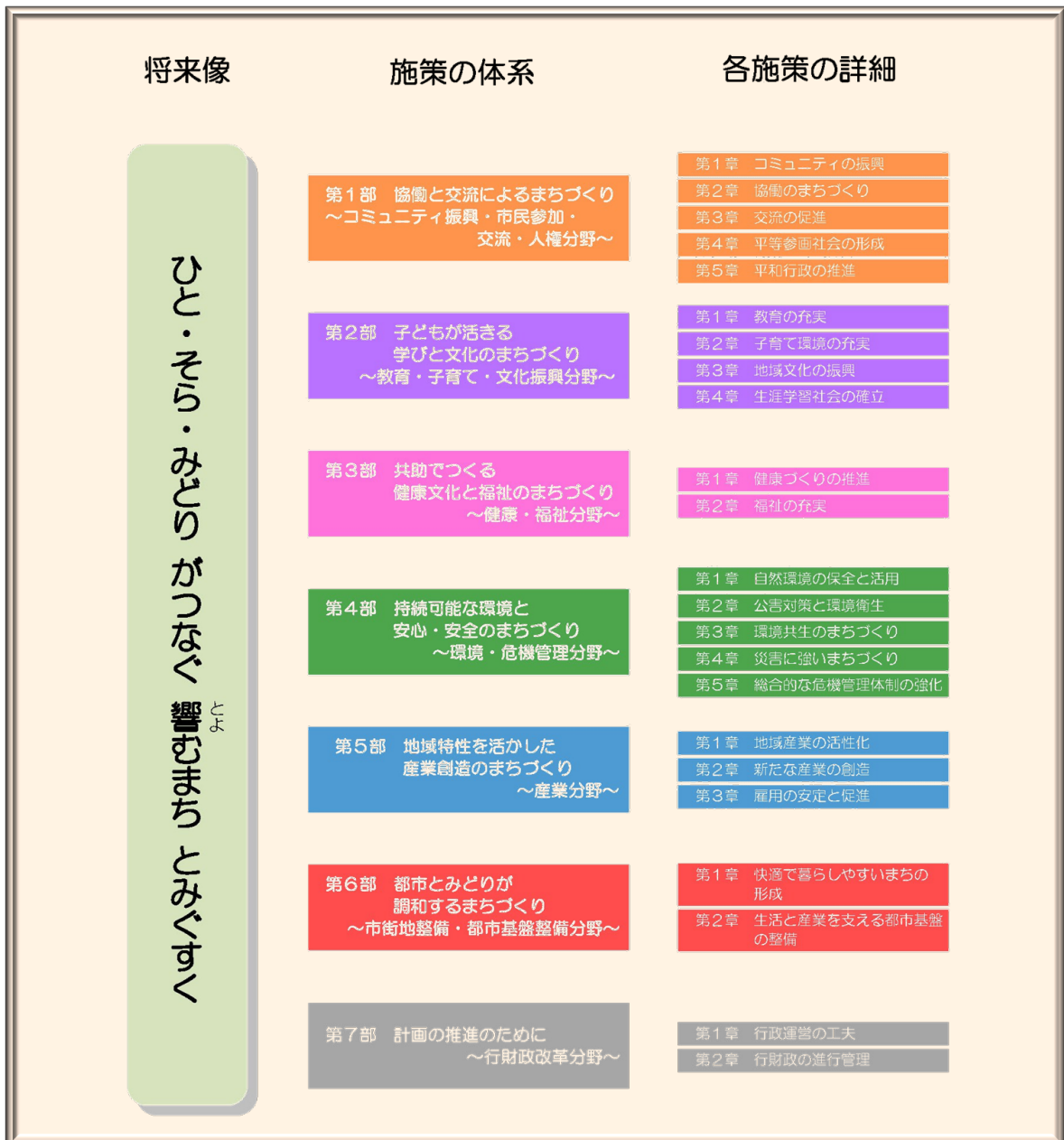
したがって、公営墓地の整備を図り、個人墓地については例外的な場合のみ許可するなど規制を強化する。さらに、無許可の個人墓地が設置されないよう、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」の条例化を検討して、県及び市町村の連携のもと、違反業者への勧告、氏名公表等の実効性のある適切な行政指導ができるようにしていく必要がある。

(沖縄県墓地公園整備基本指針より抜粋)

(2) 第4次豊見城市総合計画(平成23年3月 豊見城市)

『第4次豊見城市総合計画』は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

また、市民や各種団体、事業者などが、本市のまちづくりに主体的に参画・協同するための指針となるよう、本市のまちづくりの方向性と必要な施策が示されています。



施策の体系 (第4次豊見城市総合計画より抜粋)

『第4次豊見城市総合計画』において、本計画に関連する事項としては「第6部 都市とみどりが調和するまちづくり」となります。

本施策では、各種法規制の活用や各種土地利用計画の策定および見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めると示されています。

今後の墓地施策において、「墓地区域または墓地規制区域などを設定する場合」や「公共または法人などが管理する管理型墓地の設置を検討する場合」には、本施策方針に準拠する必要があります。

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ~市街地・都市基盤整備分野~

第1章 快適で暮らしやすいまちの形成

第1節 計画的な土地利用の推進

施策方針

本市では、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づいた法規制の活用や、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画など各種土地利用に関する計画の策定と必要に応じた見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めています。

今後も、これら法規制や関連計画に則った土地利用の展開を進めるとともに、社会情勢の変化や人口増加等を踏まえ、適切な時期や規模における区域や計画の見直しを検討します。

(第4次豊見城市総合計画より抜粋)

(3)第4次豊見城市国土利用計画(平成24年3月 豊見城市)

『第4次豊見城市国土利用計画』は、豊見城市における土地利用についての基本的事項が定められており、土地利用に関する行政上の諸計画などの指針となるものです。

墓地に関しては、「土地の有効利用の観点から周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る」と示されています。

第1章 市土の利用に関する基本構想

第2節 利用区分別の市土利用の基本方向

(7)その他

ア 公共・公益施設用地

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、官公署施設等の公共・公益施設については、市民生活上重要な機能を有するものであることから、ニーズの多様化等に対応した施設水準の向上及び充実を図るため、環境の保全及び広域的な配置に配慮し、関係機関との調整の上、必要な用地の確保を図る。

施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

また、墓地については、他都道府県とは異なる歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され散在化している現状を踏まえ、土地の有効利用の観点から周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り集約化を図る。

(第4次豊見城市国土利用計画より抜粋)

(4) 豊見城市都市計画マスタープラン(平成21年3月 豊見城市)

『豊見城市都市計画マスタープラン』は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現の方策」から構成されています。

全体構想では、「都市づくりの理念や将来像」、「都市づくりの基本方針」、「個別方針」が示されており、地域別構想では、地域別ワークショップや自治会などへのアンケートを通して、地域で「守り育てたいもの」、「改善したいもの」や「将来の街づくりについての意見」を把握し、地域別構想が示されています。

また、実現の方策では、都市づくりや地域の街づくりを実現するため住民や行政が一体となった推進体制のあり方や役割分担について示されています。

墓地に関しては、「墓地公園等地域の需要を把握し必要とされる公園整備を推進するとともに、地域防災計画に位置付けられた避難地としての役割が果たせられるよう管理体制の強化を図る」と示されています。

第 部 全体構想

第4章 個別方針

3. 自然、文化資源の保全活用による快適な都市環境の整備

(3) 公園整備と維持管理

潤いと個性ある地域づくりを推進する資源として、自然資源や歴史文化資源を活用し、地域住民の身近な憩いの場として公園の整備を推進する。これらの身近な公園整備については、計画段階から地域住民の参画を促し、住民が主体となった公園づくりを行うとともに、地域による維持管理体制の確立を促す。

また、住民の健康への関心の高まりを受け、豊見城総合公園の利用促進や瀬長島の整備推進、ジョギングコースの整備などスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る。

このほか、墓地公園等地域の需要を把握し必要とされる公園整備を推進するとともに、地域防災計画に位置付けられた避難地としての役割が果たせられるよう管理体制の強化を図る。

(豊見城市都市計画マスタープランより抜粋)

(5) 豊見城農業振興地域整備計画(平成23年3月 豊見城市)

『豊見城農業振興地域整備計画』は、豊見城市における農業の振興を図るべき区域を明示し、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められています。

豊見城農業振興地域整備計画では、「農用地として利用すべき土地の区域と用途区分(農用地利用計画)」、「農業生産の基盤の整備及び開発計画」、「農用地等の保全計画」、「農業経営規模の拡大、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」、「農業近代化のための施設整備計画」、「農業を担うべき者の育成・確保するための施設整備計画」など農業振興に関する施策が示されています。

墓地に関する記載は、特にありません。

(6) 関連計画における墓地に関する事項の整理

関連計画における、墓地に関する事項を整理すると以下のようになります。

関連計画における墓地に関する事項の整理

- ① 公営墓地等の地方公共団体等が運営する管理型墓地の整備の検討を行う。
- ② 個人墓地の規制のあり方について検討を行う。
- ③ 墓地の集約化の検討を行う。

第2章 豊見城市墓地実態調査 調査結果の概要

2-1 豊見城市墓地実態調査

「豊見城市墓地実態調査」では、豊見城市内の墓地の実態を把握するために「墓地実態調査」を行い、墓地台帳および墓地分布図の作成を行いました。

また、住民の墓地に対する考え方や意見を把握するために「住民調査(アンケート調査)」を行いました。

2-2 墓地実態調査の概要

(1) 調査方法

墓地実態調査は、地形図や住宅地図などの既存資料を参考におおまかな墓地の位置を把握し、調査員が現地にて調査票の調査項目に従い、墳墓の形態(デザイン)、素材、面積などの調査項目を調査し、墓地台帳および墓地分布図の作成を行いました。

(2) 調査結果の概要

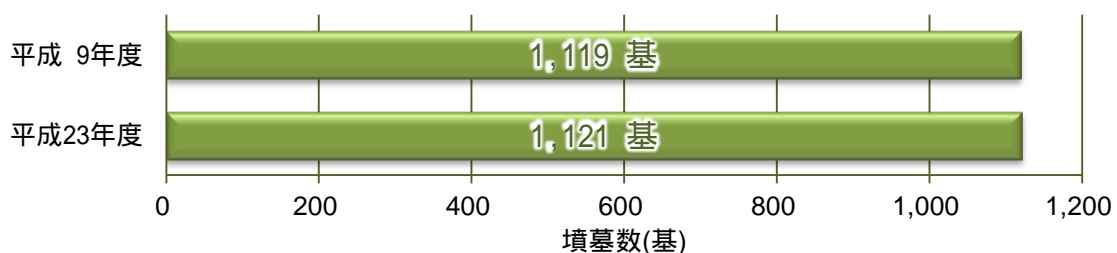
墳墓数および墓地面積

豊見城市内にある墳墓の数は、1,121基で、平成9年に沖縄県(沖縄県墓地現況・需要調査報告書 平成11年7月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)が調査した豊見城村の墳墓数は1,119基であり、平成9年より、墳墓数にあまり変化が見られないことがわかりました。

表2.1 墳墓数および墓地面積

調査年度	墳墓数	平均墓地面積	備考
平成9年度	1,119基	42m ²	沖縄県による調査
平成23年度	1,121基	51m ²	豊見城市による調査

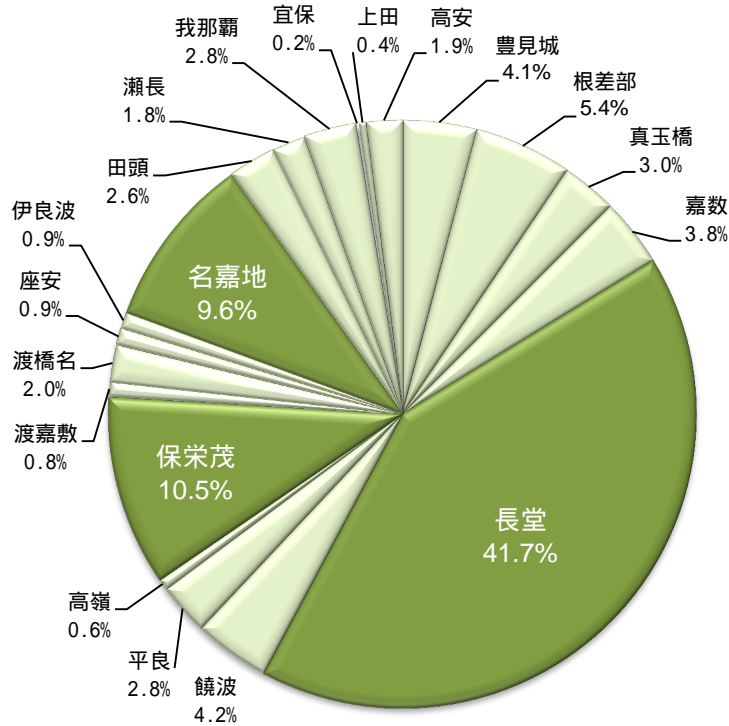
図2.1 墳墓数の推移



字別墳墓数

字別墳墓数では、最も墳墓数が多かったのは、長堂の409基(41.7%)で、次いで保栄茂の103基(10.5%)、名嘉地の94基(9.6%)でした。

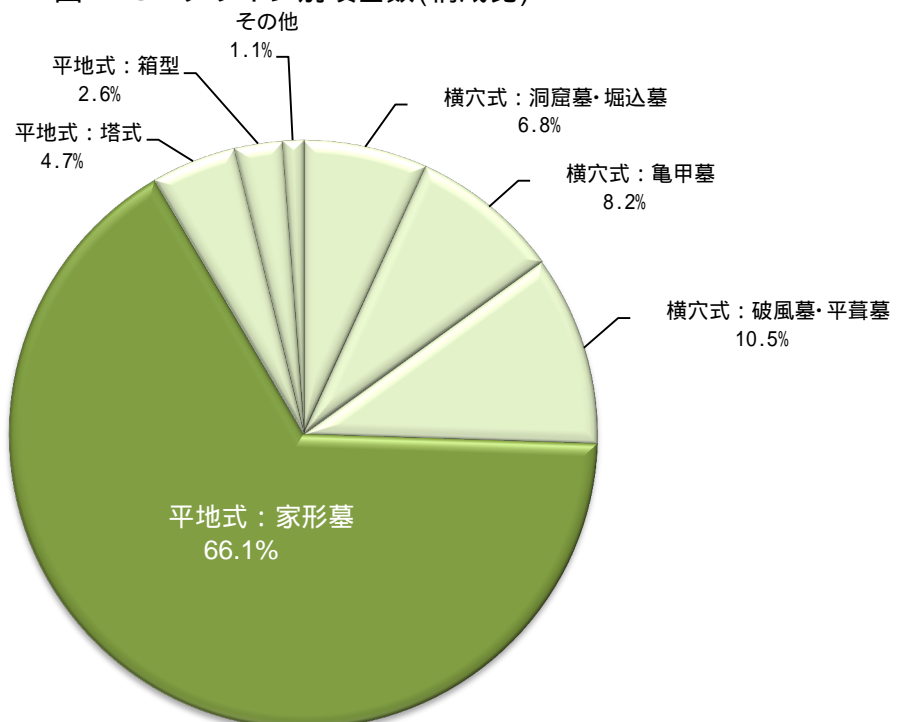
図2.2 字別墳墓数(構成比)



デザイン(墳墓の形態)

最も多いデザインは、「平地式:家形墓」の650基(66.1%)でした。

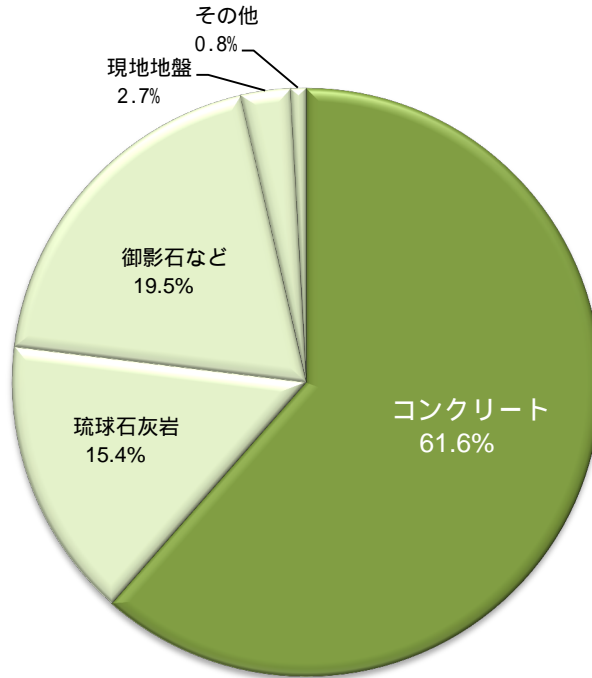
図2.3 デザイン別墳墓数(構成比)



墳墓の素材

最も多い墳墓の素材は、「コンクリート」の605基(61.6%)でした。

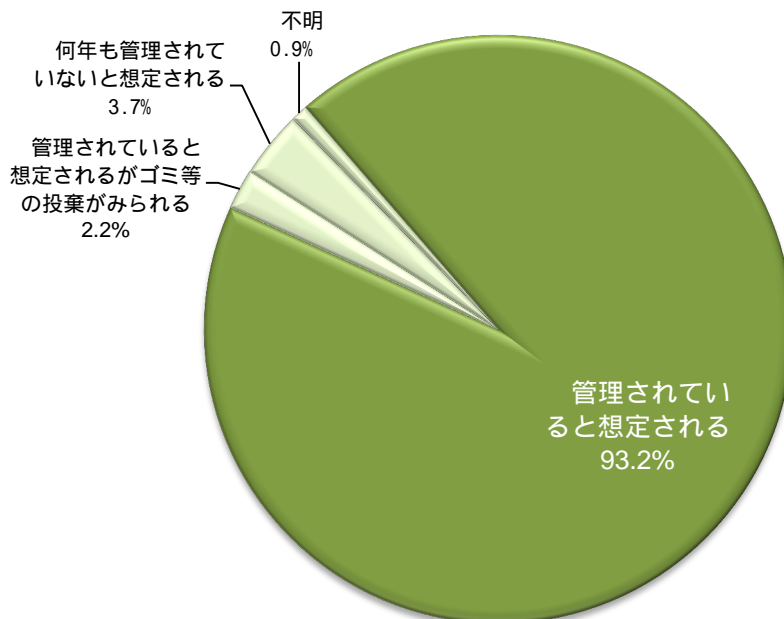
図2.4 素材別墳墓数(構成比)



管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が917基(93.2%)と最も多く、豊見城市内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

図2.5 管理状況別墳墓数(構成比)



2-3 住民調査(アンケート調査)の概要

(1) 調査方法

住民調査(アンケート調査)は、豊見城市内の約 21,800 世帯のうち、コンピュータにより無作為に選び出した 2,000 世帯を対象に郵送法により行いました。

(2) 調査結果の概要

アンケート調査票は、『利用できるお墓が **ある** 方への質問』および『利用できるお墓が **ない** 方への質問』の両方を配布し、回答者には該当するアンケート調査票に回答して頂きました。

表2.2 字別アンケート調査票回収状況

字	利用できる お墓がある (票)	利用できる お墓がない (票)	合計 (票)	配布数 (票)	回収率
1 豊見城	54	35	89	209	42.6%
2 根差部	24	14	38	116	32.8%
3 真玉橋	21	16	37	163	22.7%
4 嘉 数	14	9	23	108	21.3%
5 長 堂	5	1	6	39	15.4%
6 金 良	8	5	13	40	32.5%
7 饒 波	12	4	16	38	42.1%
8 平 良	25	10	35	94	37.2%
9 高 嶺	17	7	24	106	22.6%
10 保栄茂	11	2	13	36	36.1%
11 渡嘉敷	5	1	6	28	21.4%
12 渡橋名	7	4	11	44	25.0%
13 翁 長	17	4	21	85	24.7%
14 豊 崎	9	15	24	103	23.3%
15 与 根	14	7	21	62	33.9%
16 座 安	6	2	8	32	25.0%
17 伊良波	7	2	9	32	28.1%
18 名嘉地	10	6	16	63	25.4%
19 田 頭	1	0	1	9	11.1%
20 瀬 長	1	0	1	8	12.5%
21 我那覇	17	9	26	107	24.3%
22 宜 保	23	18	41	165	24.8%
23 上 田	24	15	39	161	24.2%
24 高 安	23	23	46	152	30.3%
無回答	2	0	2	-	-
合計(票)	357	209	566	2,000	28.3%
割合	17.85%	10.45%	28.30%	100.00%	-

宛先不明が 13 票あったため、有効配布数は 1,987 票となり、有効回収率は 28.5%となります。

表2.3 利用できるお墓がある方

調査項目	調査結果の概要
設置場所について	利用できるお墓が「豊見城市内にある」が約33%、「豊見城市外にある」が約67%でした。
所有形態について	お墓の所有形態は、「門中墓」が約77%と最も多かった。
管理回数について	お墓の管理回数は、「年に1回」が約13%、「年に2回」が約33%、「年に3回」が約22%、「年に4回」が約21%と年に1回以上と回答した世帯が多かった。
墓地施策について	今後のお墓のあり方(墓地施策)については、「墓地区域の設定」が約32%と最も多く、次いで「公営墓地の整備」が約25%、「墓地規制区域の設定」が約20%でした。
管理型墓地について	豊見城市内に管理型墓地が「必要である」が約61%と最も多く、次いで「わからない」が約23%、「必要無い」が約12%でした。
「墓地、埋葬等に関する法律」について	墓地の新築および改築に「県知事の許可」が必要なことについて「知っていた」が約38%、「知らなかった」が約55%でした。

表2.4 利用できるお墓がない方

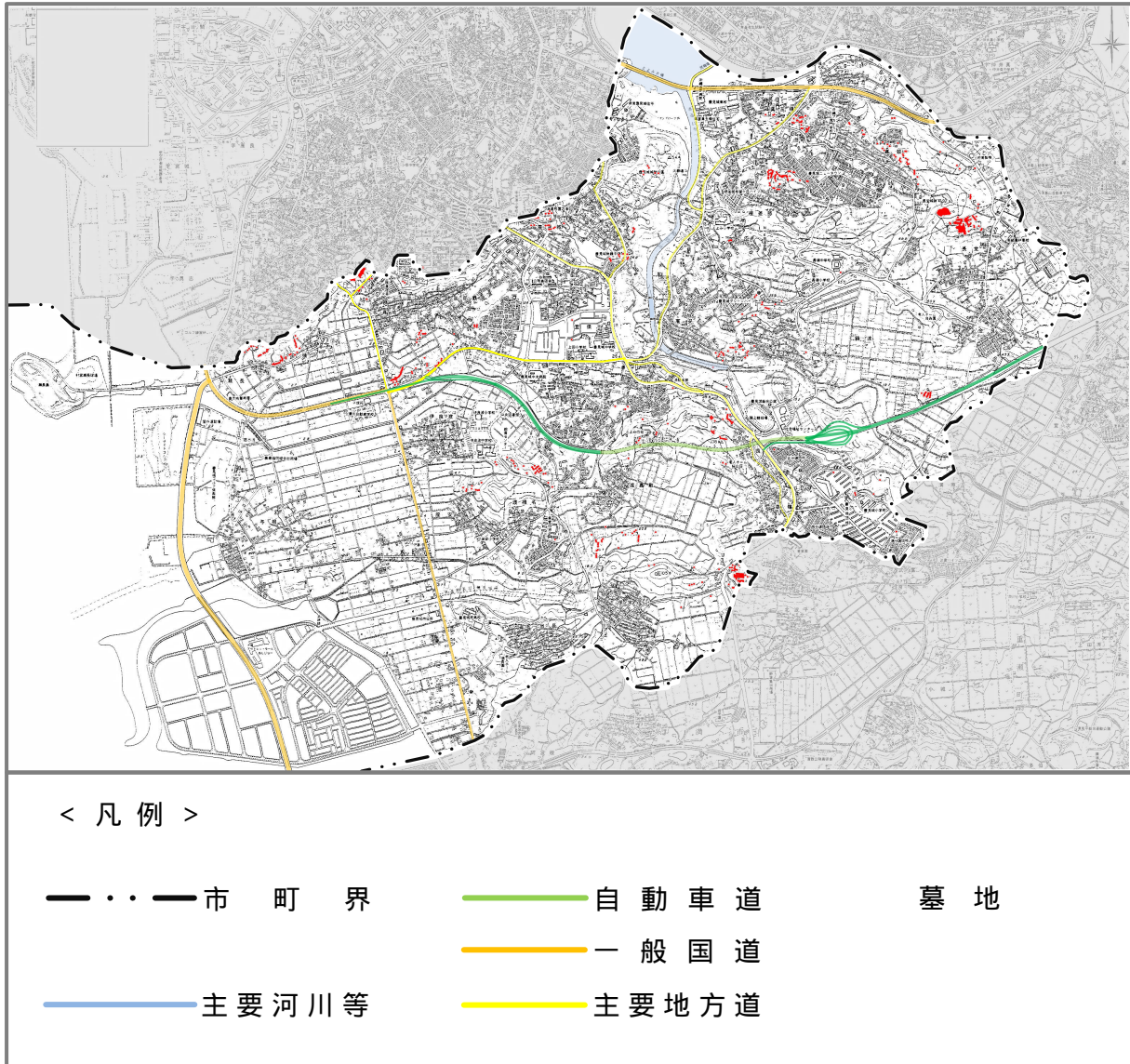
調査項目	調査結果の概要
設置場所について	お墓を「豊見城市内につくるまたは購入する」が約41%、「豊見城市外につくるまたは購入する」が約12%、「わからない」が約47%でした。
取得時期について	お墓の取得時期は、「五年以内」が約19%、「十年以内」が約23%、「十年以降」が約20%、「わからない」が約38%でした。
お墓の形態について	利用したいお墓の形態は、「今までどおりのお墓」が約43%、「納骨堂形式」が約16%、「共同埋設型の墓地(合葬墓)」が約12%、「芝生墓などの新しいお墓の形式」が約29%でした。
墓地施策について	今後のお墓のあり方(墓地施策)については、「墓地区域の設定」が約30%と最も多く、次いで「公営墓地の整備」が約28%、「墓地規制区域の設定」が約16%でした。
管理型墓地について	豊見城市内に管理型墓地が「必要である」が約80%と最も多く、次いで「わからない」が約17%、「必要無い」が約2%でした。
「墓地、埋葬等に関する法律」について	墓地の新築および改築に「県知事の許可」が必要なことについて「知っていた」が約31%、「知らなかった」が約68%でした。

豊見城市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されているため『豊見城市長』の許可となります。

2-4 墓地分布図

墓地分布図を図2.6に示します。

図2.6 墓地分布図



資料：豊見城市墓地実態調査(平成24年3月)

詳細については「資料編 豊見城市 墓地分布図」(91ページ)を参照

第3章 豊見城市の墓地の現況特性

豊見城市墓地実態調査の結果より、豊見城市の墓地の現況特性としては、以下の事項が挙げられます。

現況特性1 門中墓が多い

墳墓数は、平成9年度に沖縄県が行った調査では1,119基、平成23年度に豊見城市が行った調査では1,121基と墳墓数にあまり変化がないということが明らかとなっています。

平成23年度に実施した住民調査(アンケート調査)においては、豊見城市内に利用できる墓地があると回答した世帯への墓地の所有形態についての質問では、「門中墓(76.6%)」と回答した世帯が最も多い事が明らかとなっています。

平成9年度の調査と平成23年度の調査において、墳墓数に変化が見られなかったのは豊見城市内にある墓地の所有形態が「門中墓」が多いためと推察することができます。

これらのことより、豊見城市内の墓地の現況特性のひとつとして『門中墓が多い』ことがあげられます。

現況特性2 墓地密集地での墓地増加

墓地実態調査より、最も墳墓数が多かったのは、長堂の409基(41.7%)、次いで保栄茂の103基(10.5%)でありました。

長堂には、宗教法人の墓地があるため墳墓数が多いのですが、当該墓地は現在管理者がいないため、各墳墓の所有者が管理しており、実質的には個人墓であることが明らかになっています。

保栄茂には、糸満市との境界付近に墓地が集中しています。この付近には墳墓を設置するための基礎が設置されており、今後、墓地が増加していくと考えられます。

長堂および保栄茂のような墓地密集地では、墓地の増加が考えられるため、これらの地域の墓地設置状況について注視する必要があります。

これらのことより、豊見城市内の墓地の現況特性のひとつとして『墓地密集地での墓地増加』があげられます。

現況特性3 墳墓の建て替え・改修が進んでいる

墓地実態調査より、墳墓の形態では「平地式:家形墓(66.1%)」が最も多く、墳墓の素材では「コンクリート(61.6%)」が最も多く、次いで「御影石など(19.5%)」と近年の墳墓形式が多いことが明らかとなっています。

これらのことより、豊見城市内の墓地の現況特性のひとつとして、『豊見城市内にある墳墓は、改修や建て替えが進んでいる』ことがあげられます。

現況特性4 管理されている墓地が多い

墓地実態調査より、墓地の管理状況について「管理されていると想定される」が917基(93.2%)と最も多く、豊見城市内の多くの墓地が管理されている状況(無縁墓が少ない)にあることが明らかとなっています。

住民調査(アンケート調査)において、豊見城市内に利用できる墓地があると回答した世帯への管理回数についての質問で、「年に2回(32.5%)」、「年に3回(21.6%)」、「年に4回以上(20.7%)」と管理回数が年に2回以上であると回答した世帯が多く、豊見城市にある墓地管理者の維持管理に関する意識が高いということが明らかとなっています。

これらのことより、豊見城市内の墓地の現況特性のひとつとして、『豊見城市内にある墓地は、管理されている墓地が多い』ことがあげられます。

第4章 墓地の課題

豊見城市墓地実態調査、住民調査(アンケート調査)および豊見城市の墓地の現況特性などを踏まえ、豊見城市における墓地の課題を抽出しました。

課題1 墓地の散在化

豊見城市内では、「墓地の散在化」は顕著ではありませんが、今後の墓地需要の高まりにより、墓地の散在化が進展する事が考えられます。

課題2 無許可墓地

「墓地、埋葬等に関する法律」により、『県知事の許可』が必要であるという事の周知が不足しています。

表4.1 住民調査結果の抜粋「墓地の設置許可についての質問に対する回答結果」

選択肢	利用できる お墓がある世帯	利用できない お墓がない世帯	合計
1 知っていた	134 票 (38%)	64 票 (31%)	198 票 (35%)
2 知らなかった	197 票 (55%)	141 票 (67%)	338 票 (60%)
無回答	26 票 (7%)	4 票 (2%)	30 票 (5%)
合計	357 票 (100%)	209 票 (100%)	566 票 (100%)

豊見城市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可等に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されているため『豊見城市長』の許可となります。

課題3 無縁墓地

(1) 今後の少子高齢化により、無縁墓地の増加が予想されます。

表4.2 住民調査結果の抜粋「お墓に関する心配事についての質問に対する回答結果」

選 択 肢	利用できる お墓がある世帯	利用できる お墓がない世帯	合計
1 お墓の清掃や維持管理等が心配	97 票 (23.3%)	98 票 (32.9%)	195 票 (27.3%)
2 お墓の事で子孫に面倒をかけるのではないかと心配	65 票 (15.6%)	93 票 (31.3%)	158 票 (22.2%)
3 お墓の継承者がいないため、将来無縁墓とならないかと心配	20 票 (4.8%)	40 票 (13.5%)	60 票 (8.4%)
4 特に心配なことは無い	211 票 (50.8%)	48 票 (16.2%)	259 票 (36.4%)
5 その他	13 票 (3.1%)	13 票 (4.4%)	26 票 (3.6%)
無回答	10 票 (2.4%)	5 票 (1.7%)	15 票 (2.1%)
合 計	416 票 (100.0%)	297 票 (100.0%)	713 票 (100.0%)

(2) 墓地実態調査において、豊見城市内の墳墓の約 4%が無縁墓地の可能性があり
ます。

表4.3 墓地実態調査結果の抜粋「墓地の管理状況」

項 目	墳墓数	構成比
管理されていると想定される。	917 基	93.2%
管理されていると想定されるがゴミ等の投棄がみられる。	22 基	2.2%
何年も管理されていないと想定される。	36 基	3.7%
不明	9 基	0.9%
合 計	984 基	100.0%

第5章 墓地施策の基本方針

豊見城市の墓地の課題を踏まえ、墓地施策の基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 墓地の散在化防止

墓地の散在化を防止するために、個人墓地の規制のあり方などについて検討を行います。(21～31 ページ参照)

- (1) 墓地規制区域の設定
- (2) 豊見城市の地域特性を考慮した「墓地設置基準」などの設定
- (3) 公営墓地の整備についての検討

基本方針2 無許可墓地対策

無許可墓地の設置を防止するために、法手続などについて周知を徹底するなどの対策を図ります。(32 ページ参照)

- (1) 市民および墓地関連事業者への周知を徹底
- (2) 墓地の整備工事の際に、許可証表示の義務化を検討
- (3) 墓地登録番号表示の義務化を検討

基本方針3 無縁墓地対策

無縁墓地の増加を防止するために、無縁墓地についての問題点の周知徹底などの対策を図ります。(33 ページ参照)

- (1) 墓地の管理者や使用者に対して、無縁墓地についての問題点の周知徹底
- (2) 無縁化した墓地を移転(改葬)するための制度の検討
- (3) 遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(継承者が居なくなる墓地を含む)に納められている遺骨の受入先の確保を検討
- (4) 墓地の継承手続きの義務化の検討

『個人墓地』について

「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年5月31日法律第48号)は、墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的として制定された法律です。

この法律を補う目的で都道府県などが自治条例を定めており、地域固有の習俗に応じ、埋葬方法に制限などを設けている場合があります。

沖縄県では、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」(昭和47年5月15日規則第52号)、「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」(平成7年5月1日施行)が定められています。

沖縄県では、他県との歴史的、文化的背景が大きく異なり墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで「個人墓地」を容認してきた経緯があります。しかし、「墓地、埋葬等に関する法律」において墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、「個人墓地」は原則認められていません。

豊見城市では「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務を平成24年4月に沖縄県より権限移譲されています。

今後、豊見城市においては「個人の都合でいたるところに墓地が設置されたことによる生活衛生、環境保全、景観などの種々の問題」、「周辺都市部からの墓地の流入(墓地のベッドタウン化)」さらに「今後の少子高齢化などにより継承者が居なくなることによる無縁墓の増加」に対応するために、『**個人墓地の設置を原則認めない**』方針とします。

「墓地経営・管理の指針等について」(抜粋)(生衛発第1764号 平成12年12月 厚生省生活衛生局長通知)

1 序論

(1)本指針の主旨

「墓地、埋葬等に関する法律」は、墓地等の経営を都道府県知事又は指定都市等の市長の許可によるものとし、報告徴収、改善命令、許可取り消し等の権限を付与している。この強い行政権限の運用方法については、知事や市長の広い裁量が認められているところであり、墓地等の管理等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるよう、その権限の適切な運用が求められている。本指針は、都道府県等の行政運営のための指針(自治事務における国の技術的助言)としての性質を有するものであり、これを参考として、各都道府県等において地域の実情を踏まえながら今後の墓地行政の在り方について改めて検討し、必要な場合には条例、規則等の制定・改正を行うなどして、墓地の経営・管理の向上が図られる事を期待するものである。

2 墓地経営の許可に関する指針

(2)墓地経営主体

墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても 宗教法人 又は 公益法人 に限られること。

墓地の永続性及び非営利性の確保の観点から、従前の厚生省の通知等により、営利企業を墓地経営主体として認めることは適当でないとの考え方が示されている。

この考え方を変更すべき国民意識の大きな変化は特段認められないことから、従来どおり「市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい場合であっても宗教法人、法人等に限る」との行政指針にのっとり行う事が適切であり、具体的な運用に当たっては、こうした要件を条例、規則等に定めておくことが望ましいと考えられる。

地方公共団体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な(破綻の可能性がない)運営を行うことができ、住民がより安心して利用できることである。このため、例えば市町村が地域の実情を踏まえた墓地の設置等に関する計画を立てる仕組みの導入等も有効であると考えられる。

宗教法人や公益法人も非営利性の面では墓地経営の主体としての適格性は認められるが、永続性の面では地方公共団体の方がより適格性が高いと考えられる。なお、公益法人による墓地経営の許可に当たっては、当該公益法人が大臣認可の法人でなく、かつ、大臣認可となる予定がないことを確認する必要がある。

これは、厚生省の通知等に示されているとおり、墓地埋葬法上の監督と公益法人の監督は一体となって行われることが望ましく、また、地域的な事情を勘案することも必要であり、厚生省が複数の都道府県で墓地事業を行う公益法人を監督するには限界があるからである。

5 - 1 墓地の散在化防止

(1) 墓地規制区域の設定

墓地の散在化防止および今後の墓地行政を円滑に行うため、墓地規制区域を設定します。

墓地規制区域の定義

墓地規制区域は、原則的に「個人」および「法人」が墓地を設置することができない区域です。

墓地規制区域外では、**一定の条件を満たせば墓地の設置が可能です。**

墓地規制区域内にある既存墓地については、従来のまま設置が可能です。

また、既存墓地の改修および改築(建て替え)は可能ですが、墳墓を増やすことはできません。

墓地規制区域の設定方法としては、市街化区域や瀬長島および集落地域を設定する方法が考えられます。

図5.1 墓地規制区域のイメージ

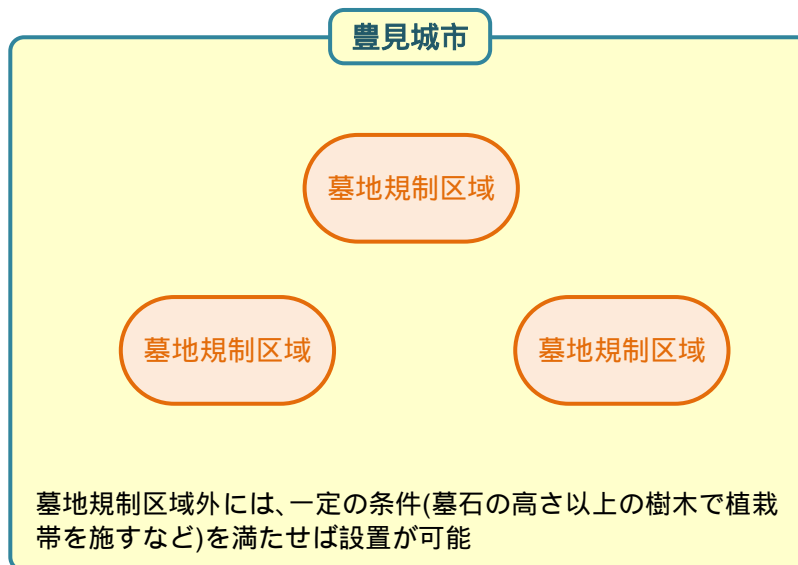


表5.1 墓地の取り扱いについて

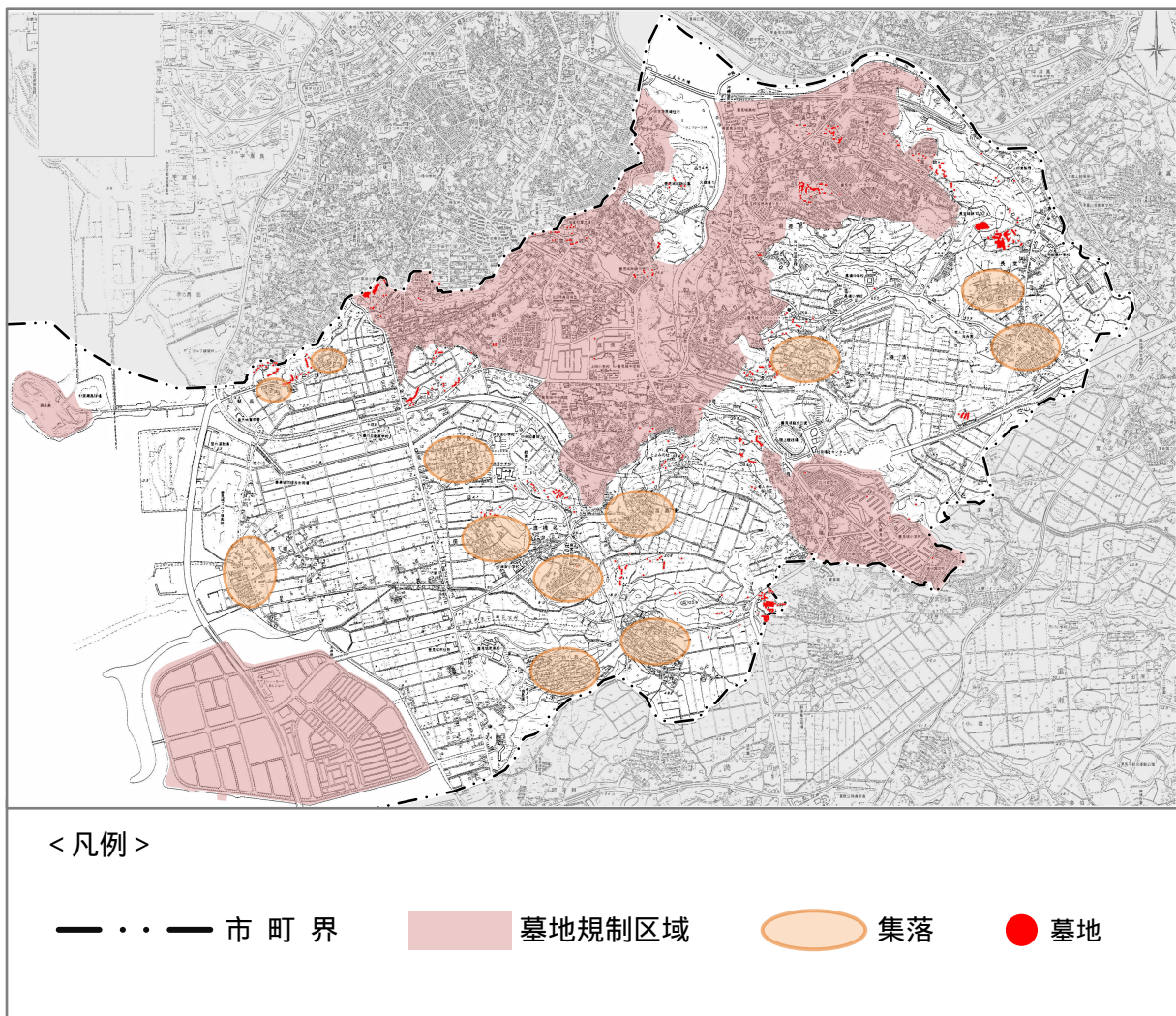
項目	墓地規制区域	墓地規制区域外
墓地の新設	原則認めない	一定条件を満たせば可能
既存墓地	従来のまま設置可能	従来のまま設置可能
既存墓地の改築	可能(要許可申請)	可能(要許可申請)

墓地規制区域

本市では、「市街化区域」、「瀬長島」および「集落」について墓地規制区域とする方針です。

「集落」については、明確な土地の線引きが出来ないため、墓地規制区域図のような表示とし、墓地の設置許可申請などに対しては適宜慎重な審議を行います。

図5.2 墓地規制区域図



詳細については「資料編 豊見城市 墓地規制区域図」(92 ページ) を参照

(2) 墓地の設置基準

墓地規制区域外では、「墓地の構造」や「設置場所の基準」を満たせば墓地の設置が可能です。ただし、墓地の設置場所によっては、他法令の許可または確認などを受ける必要があります。

墓地の構造基準

沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」および「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に、豊見城市における墓地の構造基準を設定します。

表5.2 墓地の構造基準

墓地の構造基準	今までの基準			これからの基準	
	墓地、埋葬等に関する法律施行細則		墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など	豊見城市(規則)	
	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合
(1) 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならない。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用
(2) 道路の有効幅員は1m以上とする。	適用	適用しない	基準無し	適用	適用しない
(3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用
(4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用
(5) 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。	適用	適用しない	基準無し	適用	適用しない
(6) 管理事務所(面積が1ha以上の墓地に限る)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること)を設けること。	適用	適用しない	基準無し	適用	適用しない
(7) 墓地面積			30㎡以下を目安とする		

豊見城市では門中墓が多いため、墓地面積については基準を設定していません。

墓地の設置場所によっては、その他条件が付される場合があります！



墓地の設置場所の基準

墓地の構造基準と同様に沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」および「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に、豊見城市における墓地の設置場所の基準を設定します。

表 5.3 墓地の設置場所の基準

墓地の設置場所の基準	今までの基準			これからの基準	
	墓地、埋葬等に関する法律施行細則		墓地等の許可申請に関する事務取扱要領など	豊見城市(規則)	
	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合	設置者が「地方公共団体」「宗教法人」「公益法人」の場合	設置者が「個人」で「個人墓地」を設置する場合
(1) 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可(都道府県知事の許可)若しくは同条第2項の変更の許可(墓地、納骨堂、火葬場の施設の変更の許可)を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用
(2) 国道、県道その他主要道路及び河川から30m以上離れていること。	適用	適用しない	基準無し	適用	適用しない
(3) 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100m以上離れていること。	適用	適用しない	基準無し	適用	適用しない
(4) 水源を汚染する恐れのない場所であること。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用
(5) 地すべり防止区域又は急傾斜崩壊危険区域に設置しないこと。	適用	適用しない	基準有り	適用	-
(6) 周辺的美観を損ねることがないこと。	適用	適用しない	基準有り	適用	適用

墓地の経営許可申請

今までは、墓地の経営許可申請の流れは、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」および「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」に基づき、図5.2の様な流れになっていました。

今後は、墓地の散在化防止や周辺環境への影響を配慮し、豊見城市における墓地の経営許可申請の流れを図5.3に示す流れを基に検討します。

図5.3 今までの墓地の経営許可申請の流れ
(設置者が個人の場合)

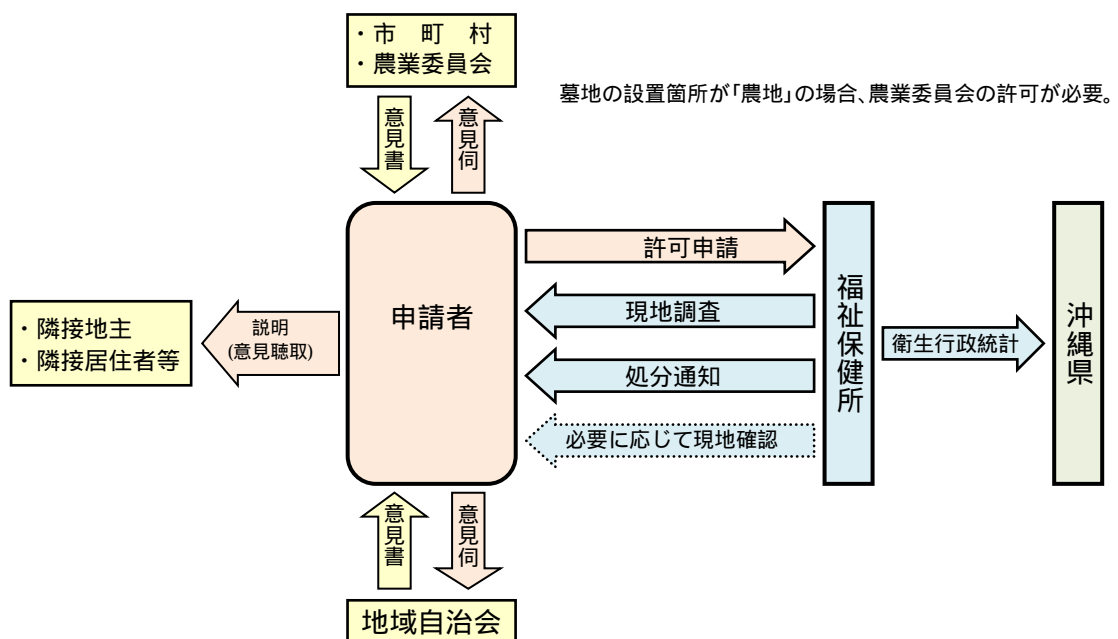
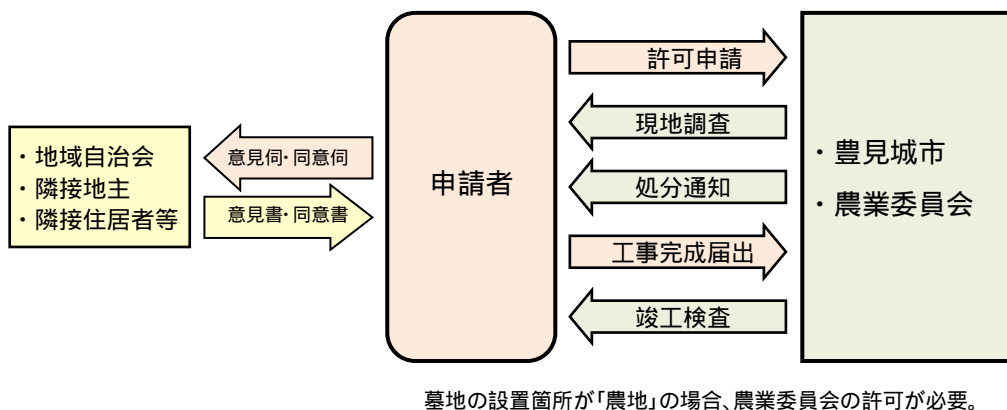


図5.4 今後の墓地の経営許可申請の流れ



(3) 公営墓地の整備の検討

墓地経営は、墓地の永続的管理の必要性および墓地の健全な経営の確保という観点から過度に営利を求めない公益的事業として運営される必要があります。そのため、市町村などの地方公共団体が墓地の経営主体となる公営墓地の整備が必要と考えられています。

また、豊見城市墓地実態調査における住民調査(アンケート調査)において、豊見城市には公営墓地などの管理型墓地の必要性がある事がわかっています。

豊見城市墓地実態調査 住民調査(アンケート調査) 抜粋

【共通質問】¹

『あなたは、豊見城市に 管理型墓地 が必要だと考えますか?』の問に対し、「利用できるお墓がある世帯」と「利用できるお墓がない世帯」の合計で68.0%の世帯が「はい」と回答しています。

選択肢	利用できるお墓がある世帯	利用できるお墓がない世帯	合計
1. はい	218 票 (61.1%)	167 票 (79.9%)	385 票 (68.0%)
2. いいえ	44 票 (12.3%)	5 票 (2.4%)	49 票 (8.7%)
3. わからない	82 票 (23.0%)	36 票 (17.2%)	118 票 (20.8%)
4. 無回答	13 票 (3.6%)	1 票 (0.5%)	14 票 (2.5%)
合計	357 票 (100.0%)	209 票 (100.0%)	566 票 (100.0%)

【「利用できるお墓がない世帯」のうち[豊見城市内にお墓を求める世帯]を対象にした質問】²

『あなたが、お墓を利用するなら、次のうちどのお墓がよいですか?』の問に対しては、「役所などの公共が管理・運営する墓地」が51.2%と最も多い回答になっています。

選択肢	利用できるお墓がない世帯
1. 個人、家族または親族で所有するお墓	37 票 (43.0%)
2. 宗教法人などの民間が管理・運営する墓地(永代使用权を取得)	5 票 (5.8%)
3. 役所などの公共が管理・運営する墓地(永代使用权を取得)	44 票 (51.2%)
4. その他	0 票 (0.0%)
5. 無回答	0 票 (0.0%)
合計	86 票 (100.0%)

1 「利用できるお墓がある世帯」への調査票では【問21】、「利用できるお墓がない世帯」への調査票では【問15】

2 「利用できるお墓がない世帯」への調査票【問7】 (資料編 墓地実態調査結果 参照)

公営墓地の形態

公営墓地の形態を検討する場合は、未婚者や子供を持たない夫婦の増加などのライフスタイルの変化に伴い『多様化する葬法・墓地形態』、少子化により墓地の継承が行われなくなることによる『無縁墓の増加』などに柔軟に対応できるように検討することが必要となります。

公営墓地の形態については、土地の確保および無縁墓対策などを考慮し、「小規模の墳墓」、「納骨堂形式」および「合葬墓」などについても検討します。

また、公園広場などの参拝者がくつろげる場の設置も検討する必要があります。

公営墓地の管理・運営方法

公営墓地の管理運営の方法としては、「直轄運営方式」と「委託運営方式」の二種類が考えられます。

管理運営の方法については、各運営方式のメリット・デメリットについて検討を行った上で、豊見城市に適した管理運営を検討する必要があります。

【直轄運営方式】

豊見城市の所管課に専属の職員を配置し、管理運営についても専従の職員または嘱託職員を配置し運営する方法。

【委託運営方式】

第3セクター方式

市が事業費の一部を拠出する財団法人などを形成し、管理運営の全てを財団法人に任せるという方法。

一部民間委託

基本的には、公営墓地の事業主体は市とし、運営を民間に委託する方法。

墓地の形態事例

近年の墓地形態は、ライフスタイルの変化に伴い多様化しており、従来の墓地形態とは別に様々な形態があります。

以下にいくつかの事例を示します。

[1]従来の墓地形態

既存の公営墓地は、従来の墓地形態を採用しているものが多く、「那覇市営 識名霊園」には納骨堂も併設されています。

図5.5 従来の墓地形態の例



[2]合葬墓

合葬墓とは、一つのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態です。墓地の後継者がいない、または、いなくなる可能性が高い方に需要があるようです。

少子化により墓地の継承が行われなくなることによる無縁墓の増加に対応するために、将来、必要になる形態だと考えられます。

図5.6 合葬墓の例 合祀・永代供養墓「おきなわ霊廟」
(公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会)



おきなわ霊廟(中城メモリアルパーク)



おきなわ霊廟(大里メモリアルパーク)

[3]納骨堂

納骨堂とは、遺骨を保管してもらふ施設です。遺骨の収蔵は、建物の中にある祭壇などに遺骨を納め、ロッカータイプ・仏壇タイプのものがあります。

墓地を設置する料金に比べ安価になる利点があります。また、納骨堂には、使用期限があるものと永代供養のものがあります。都心部では、墓地不足のため永代供養の納骨堂の需要が増えています。

図5.7 納骨堂



福島県会津若松市 大塚山納骨堂
(会津若松市ホームページより)

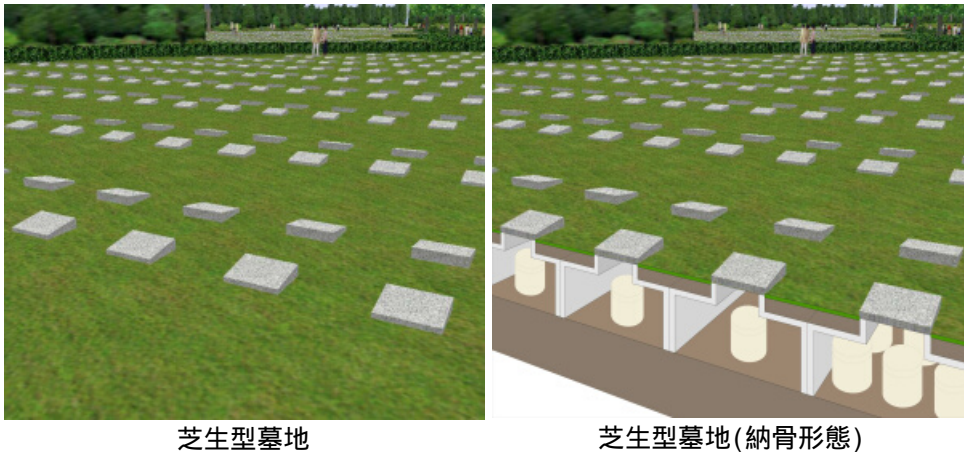


宮崎県宮崎市 南部墓地公園 納骨堂
(宮崎市ホームページより)

[4] 芝生型墓地

芝生型墓地とは、芝生を敷き詰めた場所に背の低い墓石を建てる洋風墓地です。一つの墓地の面積が小さく、墓地用地が小さくても多くの墓地を設置できること、墓石も小さいため従来の墓地よりも安価となるなどの利点があります。

図5.8 芝生型墓地(神奈川県横浜市ホームページより)



芝生型墓地

芝生型墓地(納骨形態)

[5] 樹木葬墓地

墓石の代わりに苗木を植えて墓標としたお墓です。日本では1999年、岩手県一関市に第一号の樹木葬墓地が誕生しています。

「自然に還る」「後継者がいなくても大丈夫」「費用が割安」ということで需要が高まりつつあります。

合葬墓と同じく、墓地の後継者の心配をしなくてよいという利点があります。

図5.9 樹木葬墓地(神奈川県横浜市ホームページより)



樹木葬墓地

樹木葬墓地(納骨形態)

5-2 無許可墓地対策

(1) 『墓地、埋葬等に関する法律』などの周知

無許可での墓地の設置を防ぐために、法令などについて、住民および墓の施工業者への周知を図ります。

(2) 許可証表示の義務化の検討

建築基準法による建築確認表示板のように、墓地の整備工事時に許可証表示の義務化を検討します。

許可証の表示を義務化することにより、墓地の整備工事が適正なものかを判断できるようにし、地域での無許可墓地の設置を監視し易くします。



許可証表示板(案)

墓地の整備工事の際に、工事現場の見やすい位置に、適正に許可を受けていることを示す表示板の設置を義務化することで、地域での無許可墓地の設置を監視し易くなります。

墓地等の経営の許可等に関する表示

1. 経営者 住所 氏名		20cm以上
2. 許可番号		
3. 工事期間		
4. 連絡先		
この墓地等の整備工事は、〇〇〇市墓地等の経営の許可等に関する 条例第〇条に規定する許可を受けています。		

30cm以上

(3) 墓地台帳の作成など

「墓地の設置」や「既設墓地の改築」を許可した場合は、当該墓地の位置、面積、管理者や墓地登録番号などの必要事項を記載し、整理保存します。

墓地の設置後には、墓地登録番号表示の義務化を検討します。

5 - 3 無縁墓地対策

(1) 無縁墓地についての問題点の周知

墓地の管理者や使用者に対して、無縁墓地についての問題点の周知徹底を行います。また、継承者がいなくなる可能性が高い墓地の管理者に対し、永代供養を行ってくれる納骨堂や合葬墓などを紹介します。

(2) 無縁化した墓地を移転(改葬)するための制度の確立

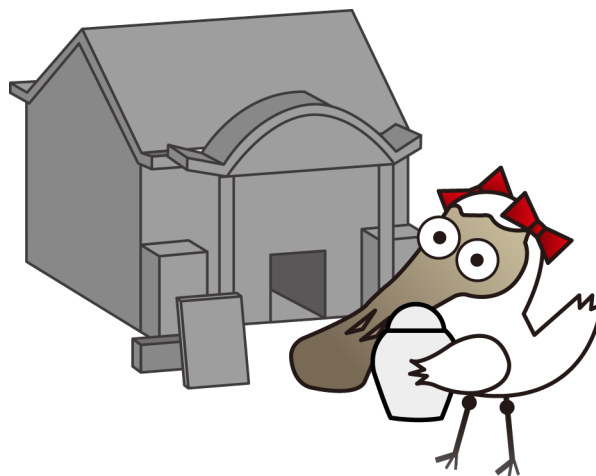
何年も管理がされておらず、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある無縁化した墓地を移転(改葬)するための制度の確立を検討します。

(3) 無縁仏などの受入先の確保

遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(墓地の継承者が居なくなる墓地を含む)に納められている遺骨の受入先(公営墓地などに共同埋設型の墓地(合葬墓)を設置するなど)を確保に努めます。

(4) 墓地の継承手続きの義務化

墓地の設置または改築の申請時に継承者の登録を行ってもらうなどの対策を検討します。



第6章 今後の課題

今後の課題1 墓地施策の迅速かつ柔軟な対応

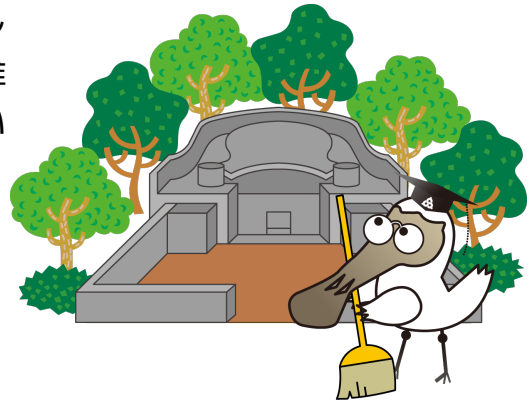
今後の少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していく事が考えられます。

そのため様々な要望などに対応するために墓地施策の迅速かつ柔軟な対応が必要になります。

今後の課題2 墓地の適正管理の維持

豊見城市内の墓地は、多くの墓地が管理されている状況(無縁墓が少ない)にあります。

今後も、このような墓地の管理状況を維持していくために、広報活動などを通して墓地の維持管理の必要性などを住民に広く周知していくことが必要です。



今後の課題3 公営墓地整備のための具体的検討

墓地の永続的管理の必要性および墓地の健全な経営の確保という観点、さらに、市民が安心して利用できる墓地の確保を目指すために公営墓地整備の具体的検討を推進します。

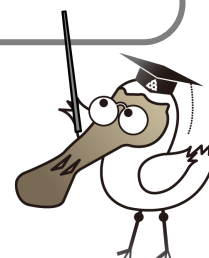
公営墓地の整備については、限られた市域の中での『用地選定』、多様化する葬法・墓地形態に対応するための『公営墓地形態の選定』などの様々な課題があり、公営墓地整備の具体化に向けて速やかに議論していく必要があります。





<<< 資料編 目次 >>>

・ 豊見城市の概要	36
・ 墓地需要予測	44
・ 墓地実態調査結果	49
・ 豊見城市墓地基本計画に関する住民説明会	90
・ 豊見城市 墓地分布図.....	91
・ 豊見城市 墓地規制区域図.....	92
・ 豊見城市 土地利用規制等状況図.....	93
・ 豊見城市墓地基本計画策定委員会および検討部会	94
・ 諮問・答申	95



I 豊見城市の概要

1. 豊見城市の位置

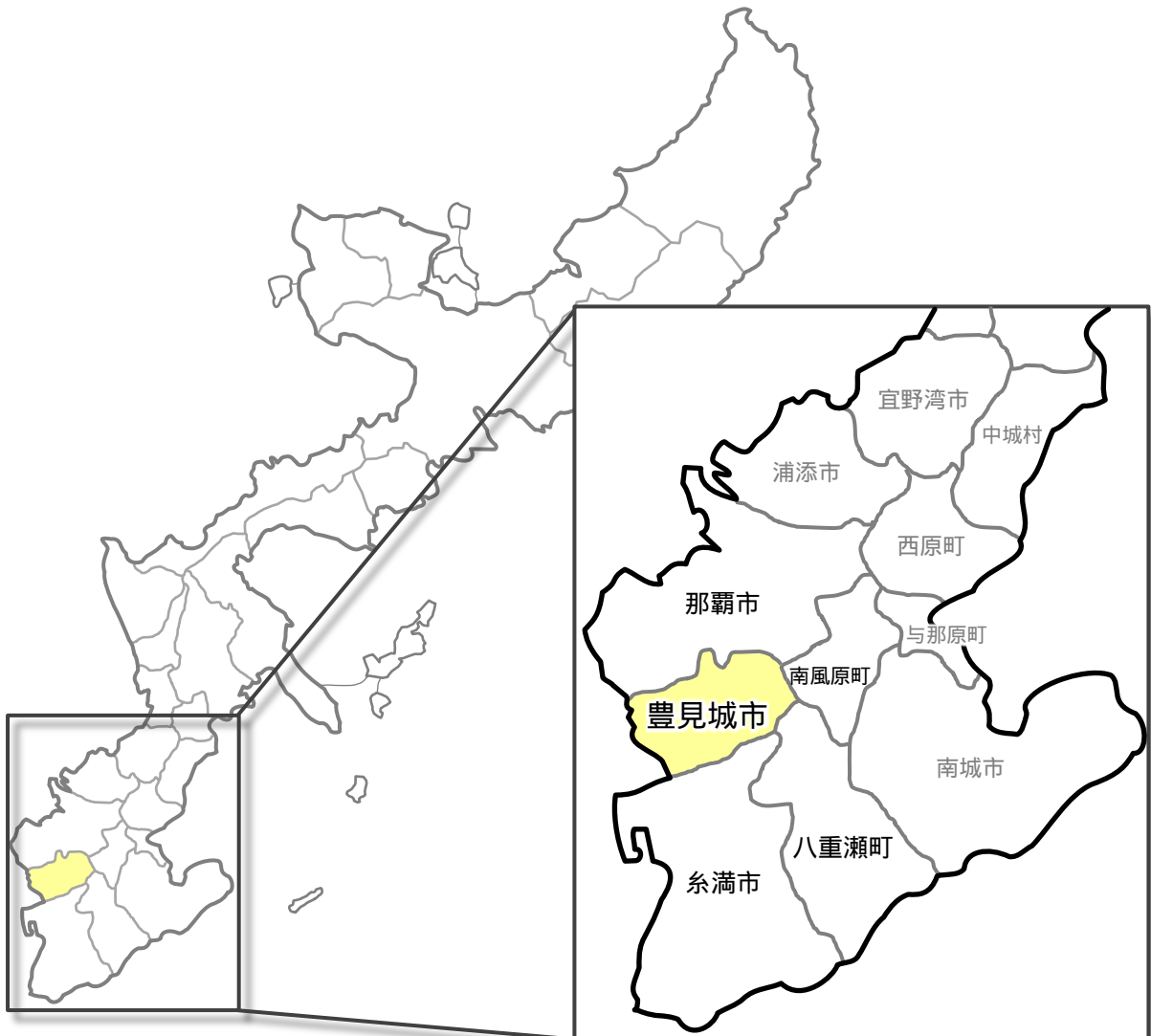
本市は、沖縄本島の南西部に位置しています。

本市の西側は東シナ海に面し、北側は県都である那覇市、東側は南風原町および八重瀬町、南側は糸満市と接しています。

市域面積は 19.45 k m² となっています

図 1-1 に豊見城市の位置図を示します。

図 1-1 豊見城市の位置図



2．豊見城市の地理的・地形的特性など

本市は、県都那覇市と国道 331 号で結ばれており、那覇空港からは車で 15 分ほどとなっています。

また、市内には「豊見城インターチェンジ」と「名嘉地インターチェンジ」があり、沖縄県を縦断する「那覇空港自動車道」へのアクセスが容易となっています。

本市は、東側に緩やかな起伏をもつ丘陵に囲まれおり、その間を饒波川が流れており、国場川へと合流しています。

図 1-2 に豊見城市の概要図、図 1-3、図 1-4 および図 1-5 に豊見城市の地質および土壌の概要を示します。

図 1-2 豊見城市の概要図

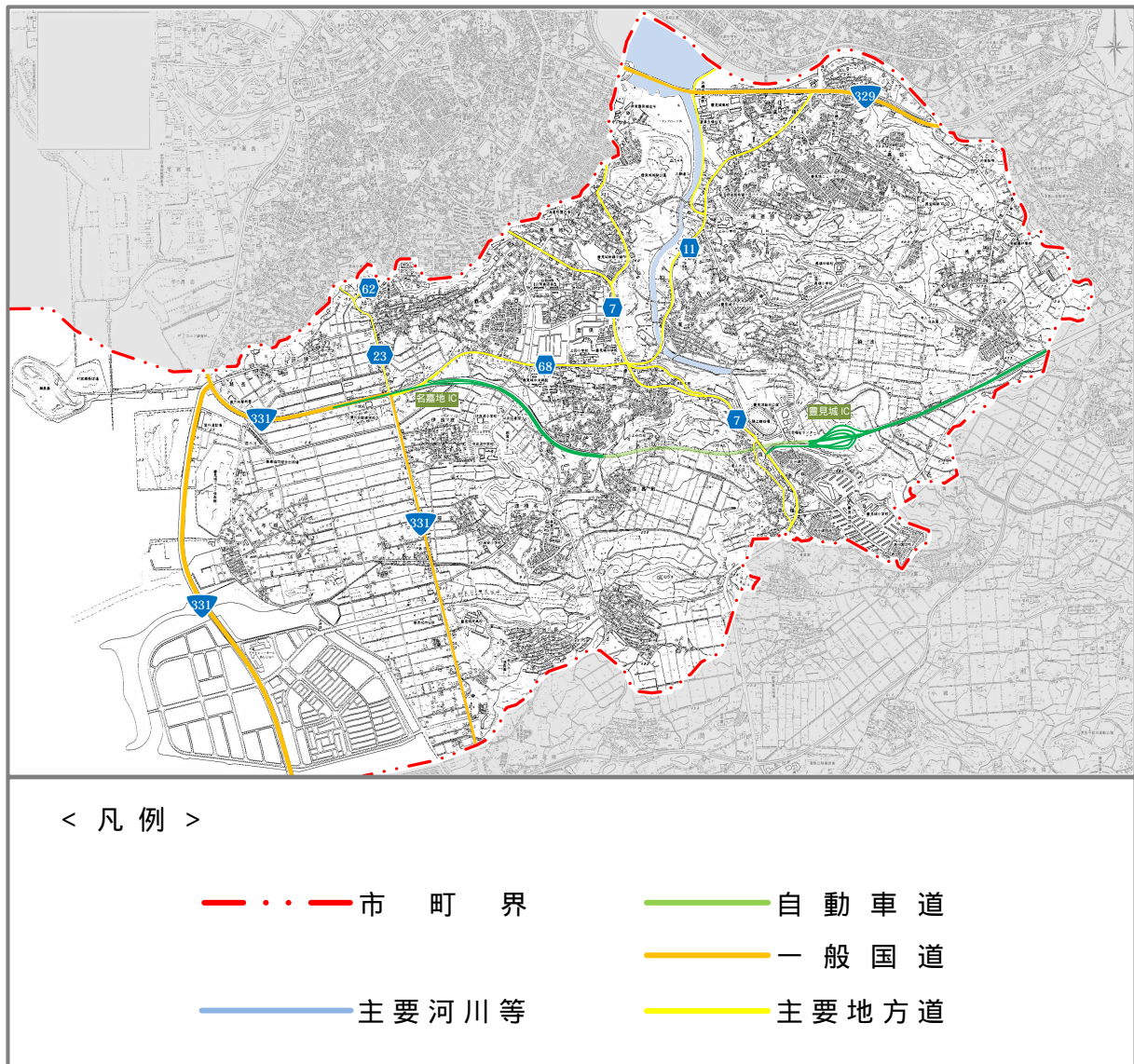
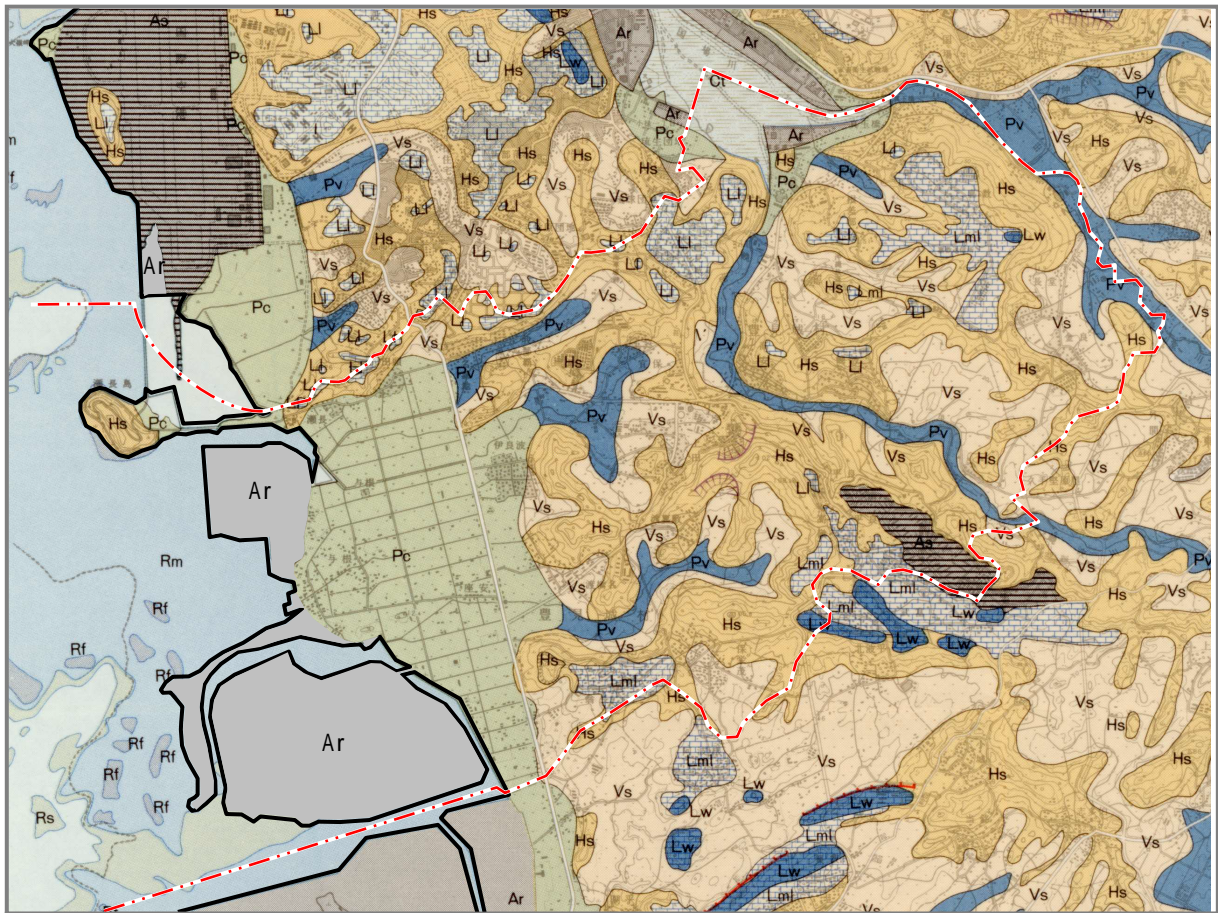


図 1-3 豊見城市の地形分類図



<凡 例>

丘陵地

- Hs 小起伏丘陵
- Vs 丘陵上を刻む浅谷（盆状谷）

台地・段丘

- Lml 中位面（下位）
- L 下位面
- Lw 石灰岩堤

低地

- Pv 谷底低地
- Pc 海岸低地

海岸

- Cb 海浜
- Cs 砂浜
- Rf サンゴ礁原（干瀬）
- Rm サンゴ礁原（イノー礁池）
- Rs 礁斜面
- 縞模様

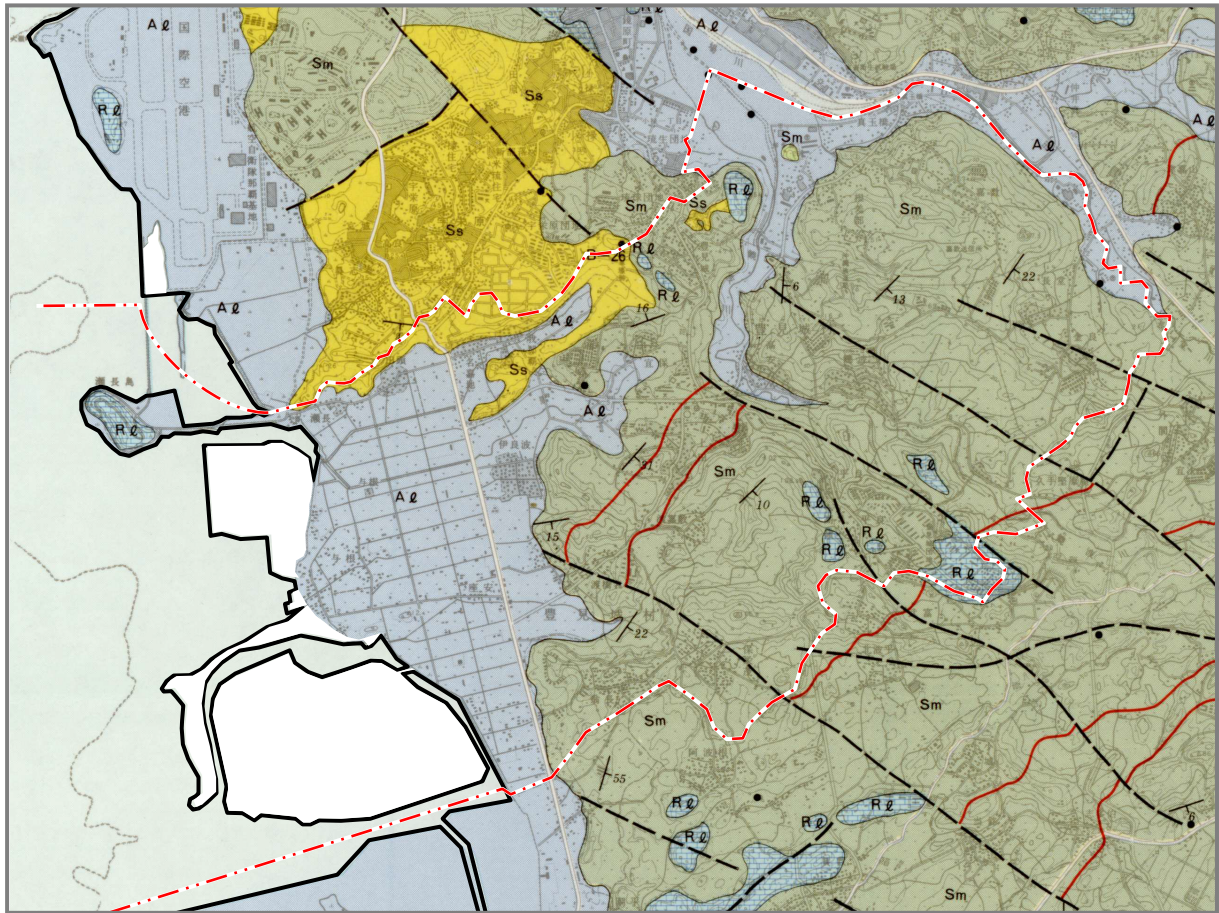
その他

- As 人工平坦地
- Ar 埋立地
- Ct 干潟（潮間泥地）
- 地すべり地形

豊崎地区、与根地区については加筆しています。

資料：「土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)地形分類図」昭和 56 年調査 国土庁

図 1-4 豊見城市の表層地質図



<凡 例>

第四紀 { Aq 沖積層（未固結堆積物）粘土・シルト・砂・礫
 Rq 琉球石灰岩（固結堆積物、一部未固結～半固結） } 琉球層群

新第三紀～第四紀 { Sm 泥 岩（固結堆積物・半固結堆積物）
 凝灰岩 } 島尻層群
 Ss 砂 岩（固結堆積物・半固結堆積物）

10 地層の走向・傾斜

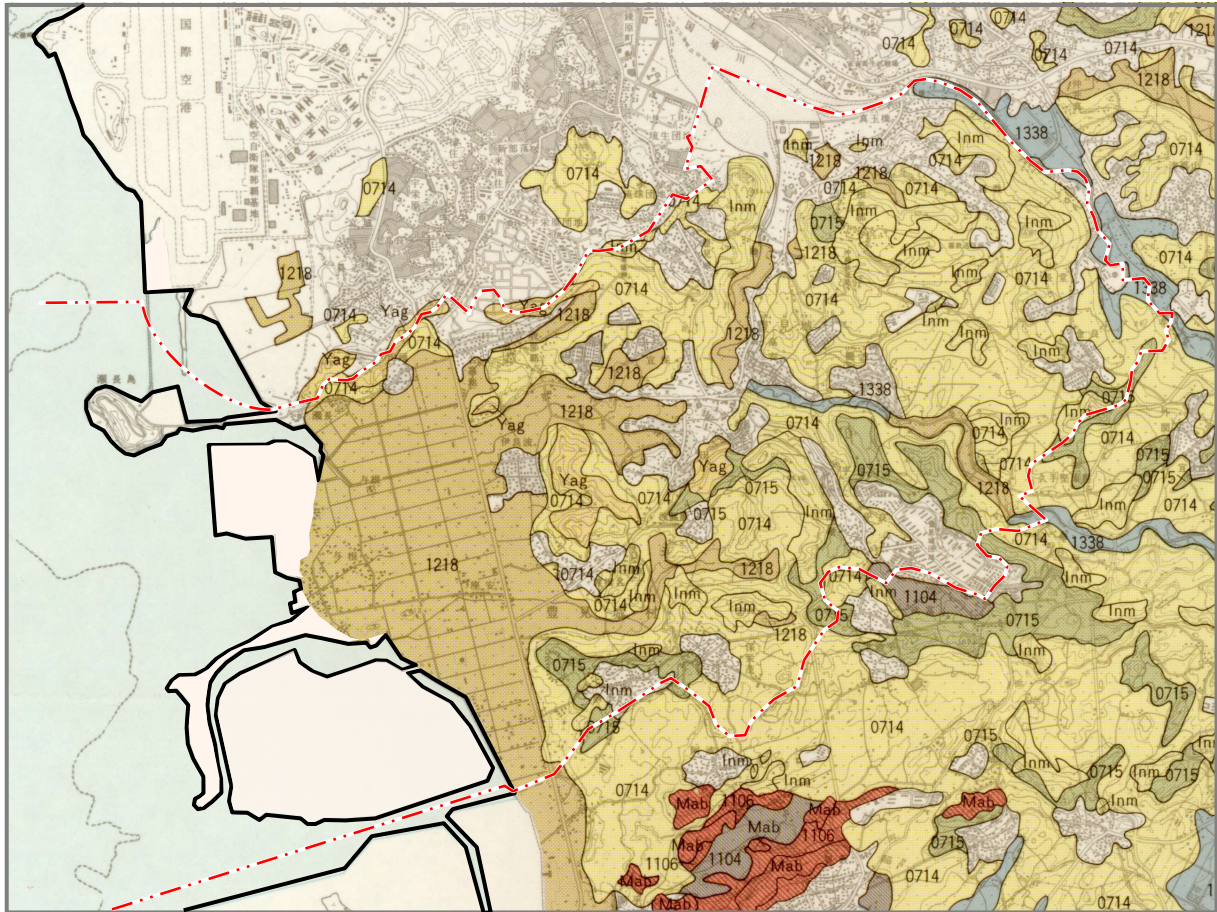
● 地質ボーリング地点

B-1 地質柱状図地点とその番号

豊崎地区、与根地区については加筆しています。

資料：「土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)表層地質図」昭和 56 年調査 国土庁

図 1-5 豊見城市の土壤図



<凡 例>

林野土壤

乾性黄色土壤

Yag 屋宜原統

埴質未熟土壤

Inm 稻嶺統

耕地土壤

灰色台地土壤（石灰質）

0714 稻嶺統

0715 伊集統

細粒暗赤色土壤

1104 多良間統

1104 下田統

細粒褐色低地土壤

1218 小那覇統

細粒灰色低地土壤（灰色系）

1338 安慶田統

豊崎地区、与根地区については加筆しています。

資料：「土地分類基本調査図(都道府県土地分類基本調査)土壤図」昭和 56 年調査 国土庁

3. 豊見城市地域の気象

本市の気象の状況について、平均的な気候の状態を示す指標である「平年値」に基づいて、以下に述べます。なお、この平年値は本市に近い沖縄気象台の観測データに基づくものです。

月平均気温の平年値は、16 から 29 の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言えます。日最高気温の平年値をみると、最高の7月では31.3、最低の1月の値は19.1 とその較差は12.2 であり、日最低気温の月平均値をみても、最高の7月において26.4、最低の1月では14.3 とその較差は12.1 です。さらに、月平均最高気温と最低気温の最大年較差でも17.0 であり、比較的気温の年較差の少ない地域と言えます。

降水量については、平年値で年間2,036.9mm であり、月毎の平均値をみても、各月とも100mm以上の降水量を示しています。特に梅雨期の5月、6月と台風の接近が多くなる8月、9月には降水量が200mmを超えます。

湿度については、1月と12月を除く他の月では70%以上を示しています。

表1-1 に地上気象観測月別平年値を示します。

表1-1 気象(1971年から2000年までの平年値)

月 区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
		気 温 ($^{\circ}$ C)	最高	19.1	19.2	21.3	24.0	26.4	29.2	31.3	30.9	29.9	27.5	24.2
最低	14.3		14.3	16.2	18.9	21.5	24.6	26.4	26.1	25.1	22.7	19.5	16.1	20.5
平均	16.6		16.6	18.6	21.3	23.8	26.6	28.5	28.2	27.2	24.9	21.7	18.4	22.7
降水量 (mm)		114.5	125.2	159.6	180.7	233.8	211.6	176.1	247.2	200.3	162.9	124.1	100.7	2036.9
風速 (m/s)		5.5	5.4	5.2	5.1	5.0	5.4	5.2	5.3	5.3	5.2	5.5	5.2	5.3
湿度 (%)		69	71	74	78	80	84	79	80	77	73	71	68	75
日照時間 (h)		95.3	84.6	108.9	134.1	149.5	182.2	243.6	223.6	196.6	168.1	120.9	113.6	1820.9

風速のデータは1987年から2000年までの平均値です。

資料：気象庁ウェブページ

4. 豊見城市の人口

本市の過去10年間(平成15年～平成24年)の人口および世帯数の推移を、表1-2および図1-6に示します。

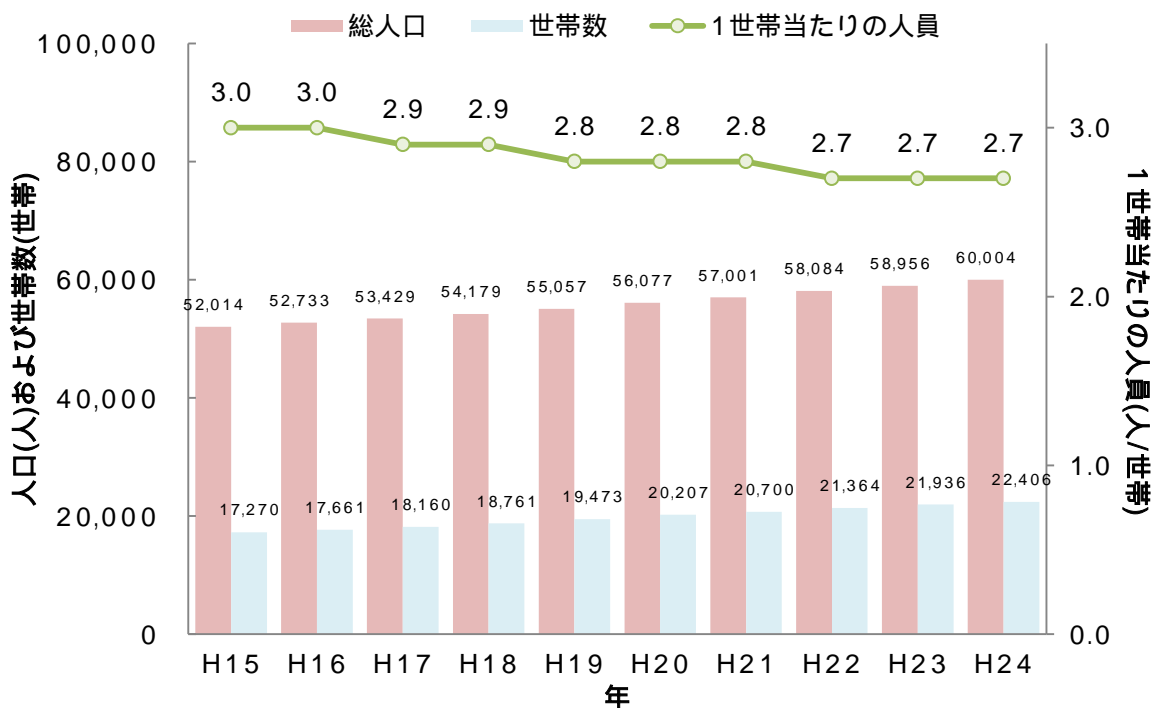
本市の人口は、毎年増加しており、平成24年12月末日には60,004人となっています。

表1-2 豊見城市の人口および世帯数の推移(各年12月末日現在)

年	住民登録人口の推移			総世帯数 (世帯)	1世帯当り人員 (人/世帯)	人口増加率 (%)
	総人口(人)	男子(人)	女子(人)			
平成15年	52,014	25,726	26,288	17,270	3.0	-
平成16年	52,733	26,010	26,723	17,661	3.0	1.4
平成17年	53,429	26,340	27,089	18,160	2.9	1.3
平成18年	54,179	26,636	27,543	18,761	2.9	1.4
平成19年	55,057	27,094	27,963	19,473	2.8	1.6
平成20年	56,077	27,640	28,437	20,207	2.8	1.9
平成21年	57,001	28,106	28,895	20,700	2.8	1.6
平成22年	58,084	28,641	29,443	21,364	2.7	1.9
平成23年	58,956	29,078	29,878	21,936	2.7	1.5
平成24年	60,004	29,568	30,436	22,406	2.7	1.8

資料:豊見城市ウェブサイト

図1-6 豊見城市の人口および世帯数の推移(各年12月末日現在)



5 . 豊見城市の産業

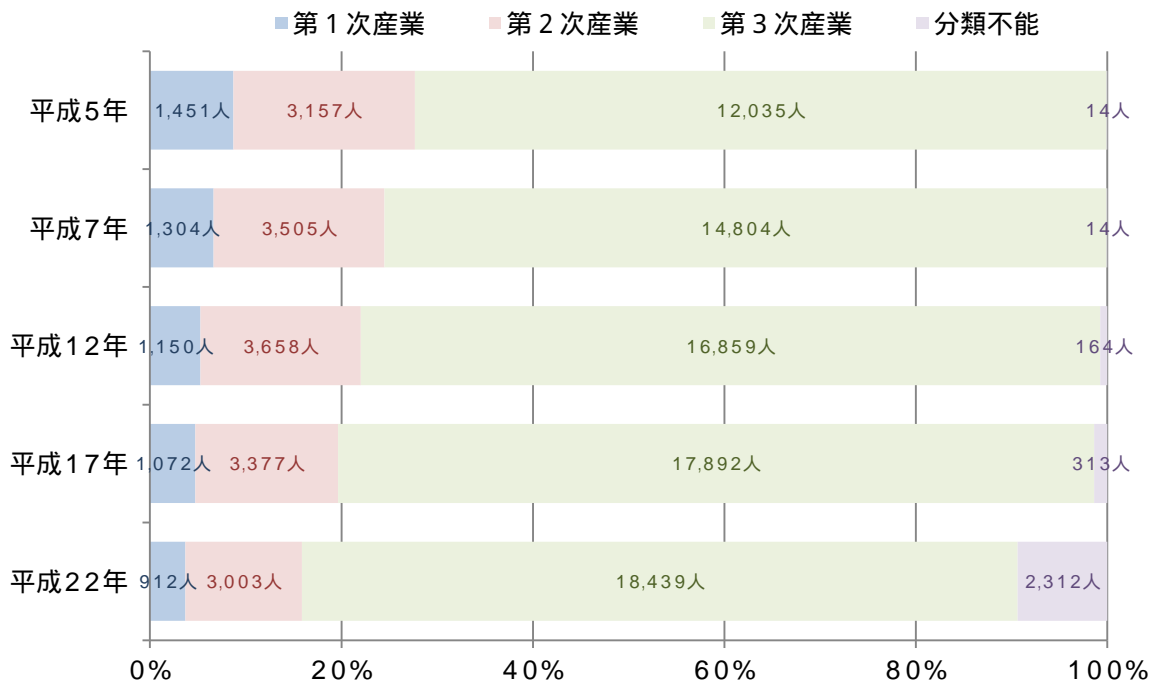
本市の過去 20 年間(平成 2 年～平成 22 年)の産業別就業者数および構成比の推移を表 1-3 に示します。

産業別就業者数の割合は、第 1 次産業および第 2 次産業については減少傾向にあり、第 3 次産業については、増加傾向にあります。

表 1-3 豊見城市の産業別就業者の推移

年次		区分				
		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	分類不能	総数
平成 2 年	就業者数 (構成比)	1,451 人 (8.7%)	3,157 人 (19.0%)	12,035 人 (72.3%)	14 人 (0.1%)	16,657 人 (100%)
平成 7 年	就業者数 (構成比)	1,304 人 (6.6%)	3,505 人 (17.9%)	14,804 人 (75.4%)	14 人 (0.1%)	19,627 人 (100%)
平成 12 年	就業者数 (構成比)	1,150 人 (5.3%)	3,658 人 (16.8%)	16,859 人 (77.2%)	164 人 (0.8%)	21,831 人 (100%)
平成 17 年	就業者数 (構成比)	1,072 人 (4.7%)	3,377 人 (14.9%)	17,892 人 (79.0%)	313 人 (1.4%)	22,654 人 (100%)
平成 22 年	就業者数 (構成比)	912 人 (3.7%)	3,003 人 (12.2%)	18,439 人 (74.7%)	2,312 人 (9.4%)	24,666 人 (100%)

図 1-7 豊見城市の産業別就業者の推移



Ⅱ 墓地需要予測

1. 住民調査(アンケート調査)結果に基づく予測

「豊見城市墓地実態調査(平成 24 年 豊見城市)」において実施された、住民調査(アンケート調査)結果より、墓地の需要予測を行いました。

(1) 住民調査(アンケート調査)結果の概要

住民調査(アンケート調査)結果の概要を以下に示します。(詳細については資料編 墓地実態調査結果 を参照)

対象世帯数： 22,240 世帯(平成 24 年 7 月末現在)

配布数： 2,000 票(全世帯の約 9%)

回収数： 566 票(回収率 28.3%)

利用できるお墓が『ある』世帯： 357 票 (約 63%)

利用できるお墓が『ない』世帯： 209 票 (約 37%)

合計： 566 票 (100%)

(2) お墓が必要な世帯数

「お墓が必要な世帯数」を [対象世帯数] に [利用できるお墓がない世帯] の割合を乗じることにより算出しました。

$$\text{お墓が必要な世帯数} = \text{対象世帯数} \times \text{利用できるお墓がない世帯の割合} = 22,240 \text{ 世帯} \times 37\% = 8,228 \text{ 世帯}$$

(3) 豊見城市内にお墓を求める世帯

「豊見城市内にお墓を求める世帯」を [お墓が必要な世帯数] に [豊見城市内でお墓を求める世帯] の割合を乗じることにより算出しました。

$$\text{豊見城市内にお墓を求める世帯の予測値} = \text{お墓が必要な世帯数} \times \text{豊見城市内にお墓を求める世帯の割合} = 8,228 \text{ 世帯} \times 41.1\% = 3,381 \text{ 世帯}$$

豊見城市内にお墓を求める世帯の割合：『利用できるお墓がない世帯』への調査票【問 4】より

(4) 計画期間(10年間)内に豊見城市内にお墓を求める世帯

「計画期間内に豊見城市内にお墓を求める世帯」を[豊見城市内にお墓を求める世帯]に[5年以内にお墓を求める世帯]および[10年以内にお墓を求める世帯]の割合を乗じることにより算出しました。

$$\begin{array}{l} \text{5年以内に} \\ \text{豊見城市内にお墓を求める世帯の予測値} \end{array} = \begin{array}{l} \text{豊見城市内に} \\ \text{お墓を求める世帯} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{5年以内に} \\ \text{お墓を求める} \\ \text{世帯の割合} \end{array} = 628 \text{ 世帯}$$

$$\begin{array}{l} \text{10年以内に} \\ \text{豊見城市内にお墓を求める世帯の予測値} \end{array} = \begin{array}{l} \text{豊見城市内に} \\ \text{お墓を求める世帯} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{10年以内に} \\ \text{お墓を求める} \\ \text{世帯の割合} \end{array} = 787 \text{ 世帯}$$

5年以内・10年以内にお墓を求める世帯の割合：『利用できるお墓がない世帯』への調査票【問5】より

$$\begin{array}{l} \text{計画期間(10年間)内に} \\ \text{豊見城市内にお墓を求める世帯の予測値} \end{array} = \begin{array}{l} \text{5年以内に} \\ \text{豊見城市内に} \\ \text{お墓を求める} \\ \text{世帯の予測値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{10年以内に} \\ \text{豊見城市内に} \\ \text{お墓を求める} \\ \text{世帯の予測値} \end{array} = 1,415 \text{ 世帯}$$

1世帯あたり必要な墓地が1基と仮定すると計画期間(10年間)内に必要な墓地数は『1,415基』となります。

これより、年間平均墓地需要数は『141基』となります。

$$\text{年間平均墓地需要数} = 1,415 \text{ 基}/10 \text{ 年} \div 10 \text{ 年} = 141 \text{ 基/年}$$

よって、住民調査(アンケート調査)結果に基づく年間平均墓地需要数は『141基』となります。

2. 簡易予測式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成11年7月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」では、以下の3つの式により予測を行い、平均値を採用しています。

予測式1 総人口から予測：【総人口】×13÷10,000

予測式2 世帯数から予測：【世帯数】×4÷1,000

予測式3 死亡者数から予測：【死亡者数】×0.2

算出に用いる係数などについては、以下のとおり設定しました。

設定条件

- ・総人口 59,544人 (平成24年7月末現在)
- ・世帯数 22,240世帯(平成24年7月末現在)
- ・死亡者数 301人 (平成23年度 豊見城市死亡者数)

(1)予測式1 総人口から予測

$$\text{【総人口】} \times 13 \div 10,000 = \text{【59,544人】} \times 13 \div 10,000$$

77基

(2)予測式2 世帯数から予測

$$\text{【世帯数】} \times 4 \div 1,000 = \text{【22,240世帯】} \times 4 \div 1,000$$

88基

(3)予測式3 死亡者数から予測

$$\text{【死亡者数】} \times 0.2 = \text{【301人】} \times 0.2 \quad 60基$$

(4)予測式1～3の平均値

$$(\text{予測式1} + \text{予測式2} + \text{予測式3}) \div 3 = (77基 + 88基 + 60基) \div 3 = 75基$$

よって、「簡易予測式」での年間平均墓地需要数は『75基』となります。

3. 横田方式による予測

「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」(平成11年7月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)において、墓地需要予測の参考として記載されている「横田方式」を以下に示します。

$$\text{年間墓地需要数} = \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2$$

$$\cdot \text{定着指向係数} = 0.7 \sim 0.8$$

$$\cdot \text{墓地需要率} = 0.2 \sim 0.3$$

$$\cdot \text{傍系世帯率} = 0.3 \sim 0.4$$

算出に用いる係数については、各係数の最小値、中間値および最大値に設定した場合について、予測を行いました。

- ・ 定着指向係数 : 最小値 0.7 中間値 0.75 最大値 0.8
- ・ 墓地需要率 : 最小値 0.2 中間値 0.25 最大値 0.3
- ・ 傍系世帯率 : 最小値 0.3 中間値 0.35 最大値 0.4

(1) 各係数を最小値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.7 \times 301 \text{人} \times (0.2 + 0.3) \div 2 \\ &52 \text{基} \end{aligned}$$

(2) 各係数を中間値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.75 \times 301 \text{人} \times (0.25 + 0.35) \div 2 \\ &67 \text{基} \end{aligned}$$

(3) 各係数を最大値に設定した場合

$$\begin{aligned} \text{年間墓地需要数} &= \text{定着指向係数} \times \text{死亡者数} \times (\text{墓地需要率} + \text{傍系世帯率}) \div 2 \\ &= 0.8 \times 301 \text{人} \times (0.3 + 0.4) \div 2 \\ &84 \text{基} \end{aligned}$$

よって、「横田式」での年間平均墓地需要数は『52～84基』となります。

4 . 墓地需要予測結果

各予測式での予測結果を以下に示します。

墓地需要予測結果は、「住民調査結果」による予測が最も多く 141 基/年、「横田方式(各係数最小値)」による予測は最も少なく 52 基/年でした。

予測方式	予測結果	
住民調査結果	141 基/年	1,415 基/10年
簡易予測式	75 基/年	750 基/10年
横田方式 (各係数最小値)	52 基/年	520 基/10年
横田方式 (各係数中間値)	67 基/年	670 基/10年
横田方式 (各係数最大値)	84 基/年	840 基/10年

墓地需要予測は、様々な要因が関係しているため明確に予測値を決定することが困難であります。

そこで、本予測では、予測結果の最小値と最大値である『52～142 基/年』を墓地需要予測値として採用します。

墓地需要予測結果

年間墓地需要数 52 ~ 141基

10年間墓地需要数 520 ~ 1,415基

Ⅲ 墓地実態調査結果

(豊見城市墓地実態調査 調査報告書 平成 24 年 3 月 抜粋)

1. 墓地実態調査

(1) 調査方法

墓地実態調査は、地形図や住宅地図などの既存資料を参考におおまかな墓地の位置を確認し、調査員が現地にて、「墳墓の形態(デザイン)」、「素材」、「面積」などを調査しています。

(2) 調査結果

墳墓数・墓地面積

豊見城市内にある墳墓の数は、1,121 基 となっています。

平成 9 年に沖縄県(沖縄県墓地現況・需要調査報告書 平成 11 年 7 月 沖縄県福祉保健部薬務衛生課)が調査した豊見城村の墳墓数は 1,119 基となっており、平成 9 年より、墳墓数には変化が見られません。

表 3-1 墳墓数・墓地面積

調査年度	墳墓数	平均墓地面積	備考
平成 9 年度	1,119 基	42 m ²	沖縄県による調査
平成 23 年度	1,121 基	51 m ²	豊見城市による調査

小墳墓も含んでいるため墓地台帳の数と合わない。

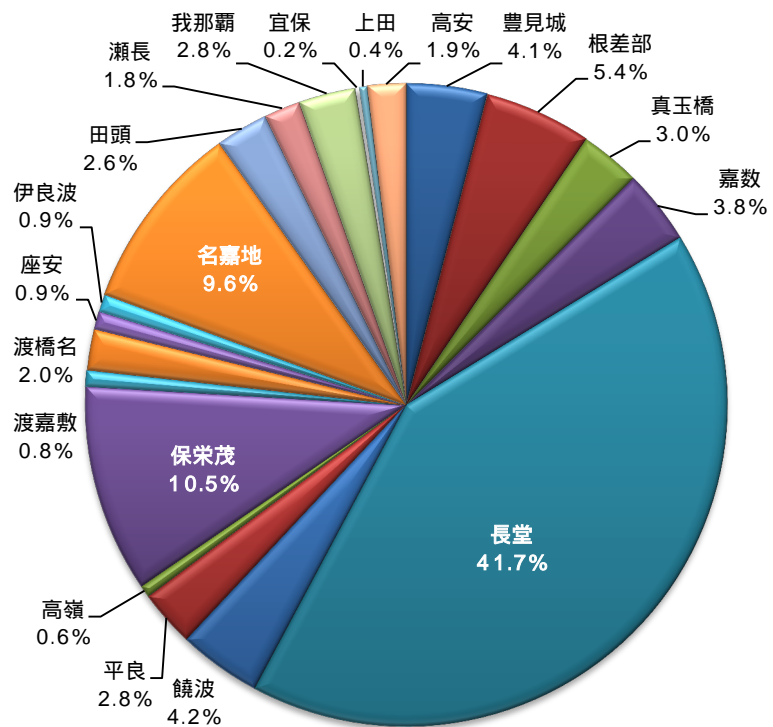
字別墳墓数

最も墳墓数が多かったのは、長堂の 409 基(41.7%)、次いで保栄茂の 103 基(10.5%)、名嘉地の 94 基(9.6%)となっています。

表 3-2 字別の墳墓数

字	墳墓数 (基)	構成比 (%)
豊見城	40	4.1
根差部	53	5.4
真玉橋	30	3.0
嘉数	37	3.8
長堂	409	41.7
金良	0	0.0
饒波	41	4.2
平良	28	2.8
高嶺	6	0.6
保栄茂	103	10.5
渡嘉敷	8	0.8
渡橋名	20	2.0
翁長	0	0.0
豊崎	0	0.0
与根	0	0.0
座安	9	0.9
伊良波	9	0.9
名嘉地	94	9.6
田頭	26	2.6
瀬長	18	1.8
我那覇	28	2.8
宜保	2	0.2
上田	4	0.4
高安	19	1.9
合計	984	100

図 3-1 字別の墳墓数



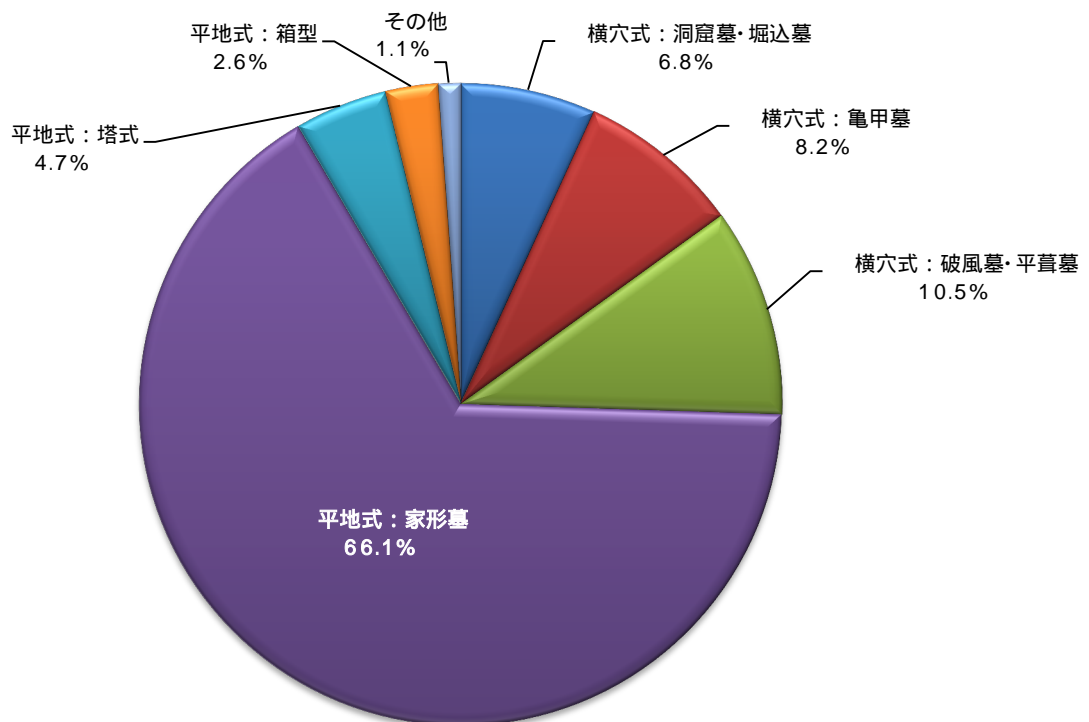
デザイン(墳墓の形態)

最も多いデザイン(墳墓の形態)は、「平地式：家形墓」の 650 基(66.1%)でした。

表 3-3 デザイン別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
横穴式：洞窟墓・堀込墓	67 基	6.8 %
横穴式：亀甲墓	81 基	8.2 %
横穴式：破風墓・平萱墓	103 基	10.5 %
平地式：家形墓	650 基	66.1 %
平地式：塔式	46 基	4.7 %
平地式：箱型	26 基	2.6 %
その他	11 基	1.1 %
合計	984 基	100.0 %

図 3-2 デザイン別の墳墓数



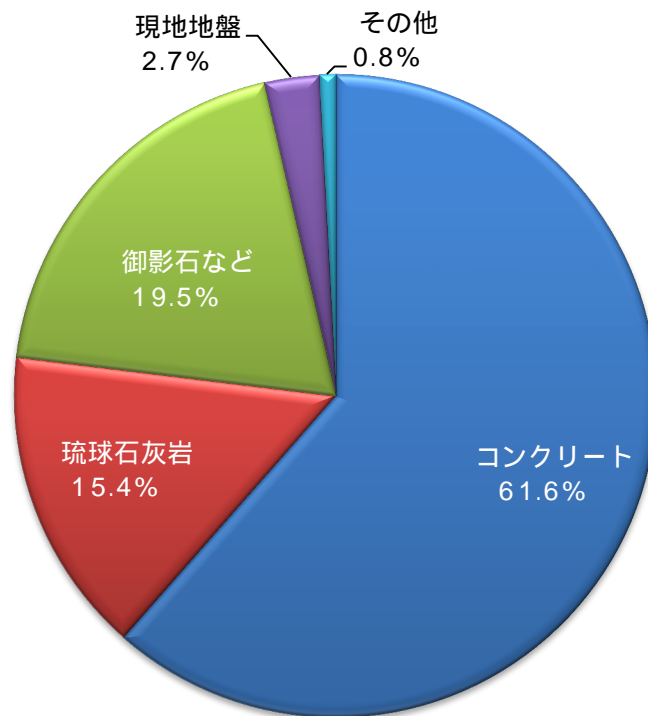
墳墓の素材

最も多い墳墓の素材は、「コンクリート」の605基(61.6%)でした。

表 3-4 素材別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
コンクリート	605 基	61.6 %
琉球石灰岩	152 基	15.4 %
御影石など	192 基	19.5 %
現地地盤	27 基	2.7 %
その他	8 基	0.8 %
合計	984 基	100.0 %

図 3-3 素材別の墳墓数



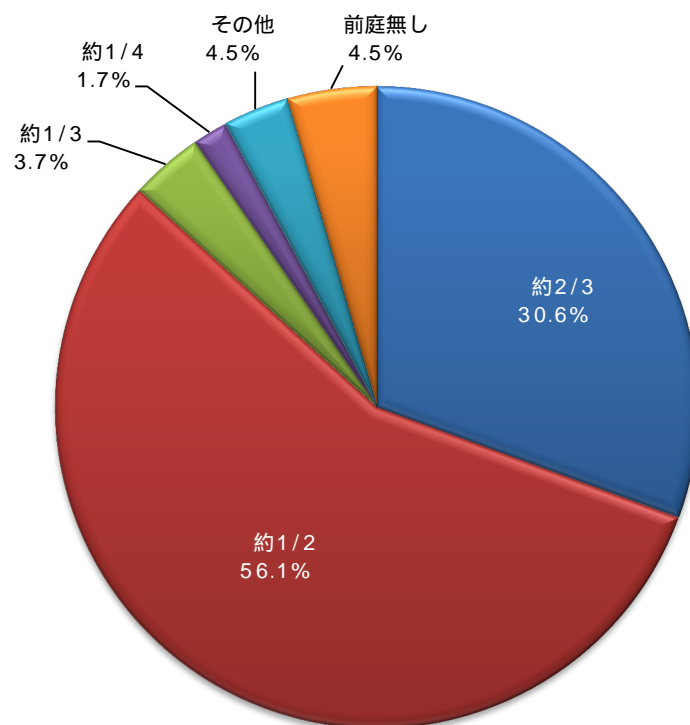
前庭の広さ

前庭の広さでは、墓地面積の約 1/2 の広さの前庭が 553 基と最も多く、次いで約 2/3 が 301 基(30.6%)でした。

表 3-5 前庭の広さ別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
約 2/3	301 基	30.6 %
約 1/2	553 基	56.1 %
約 1/3	36 基	3.7 %
約 1/4	17 基	1.7 %
その他	33 基	3.4 %
前庭無し	44 基	4.5 %
合計	984 基	100.0 %

図 3-4 前庭の広さ別の墳墓数割合



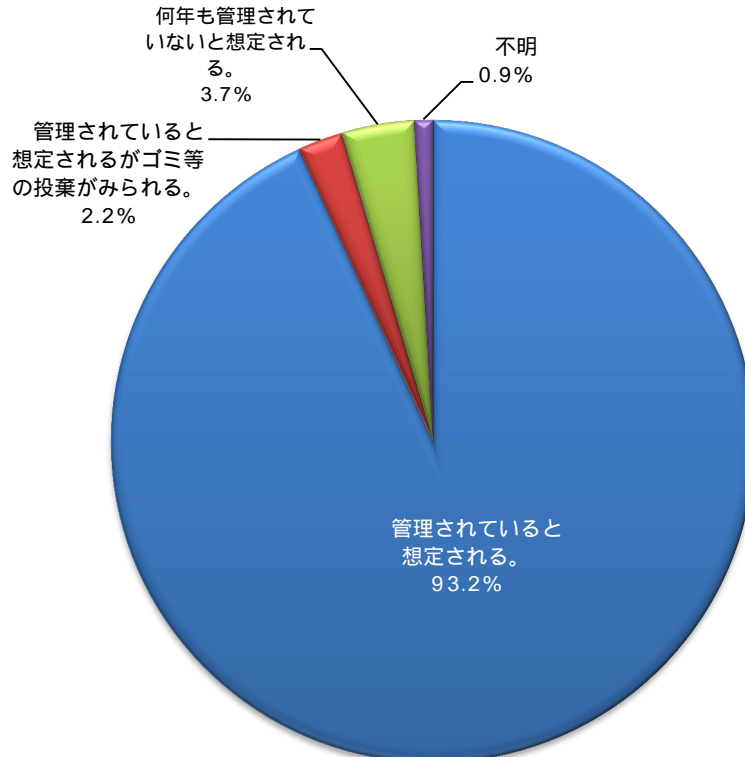
管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が917基(93.2%)と最も多く、豊見城市内の多くの墓地が管理されている状況(無縁墓ではない)であることがわかりました。

表 3-6 管理状況別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
管理されていると想定される。	917 基	93.2 %
管理されていると想定されるがゴミ等の投棄がみられる。	22 基	2.2 %
何年も管理されていないと想定される。	36 基	3.7 %
不明	9 基	0.9 %
合計	984 基	100.0 %

図 3-5 管理状況別の墳墓数割合



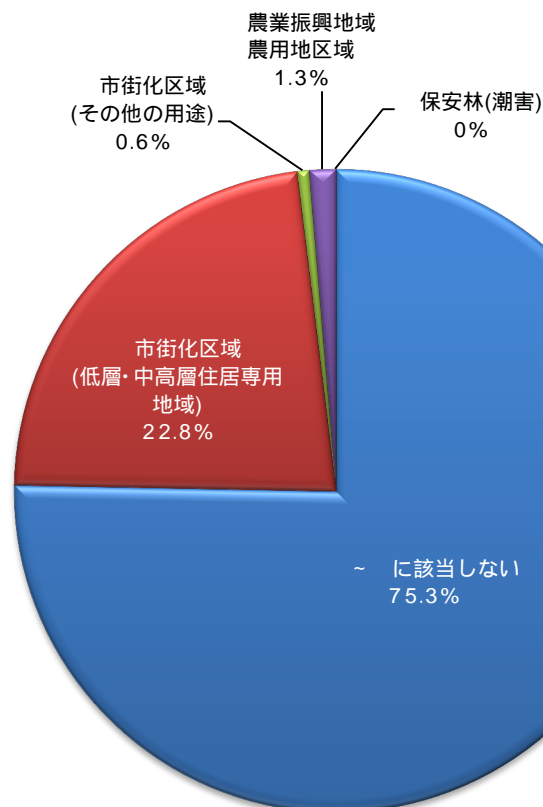
立地状況

立地状況については、「～に該当しない」が741基(75.3%)と最も多く、次いで「市街化区域(低層・中高層住居専用地域)」が224基(22.8%)でした。

表 3-7 立地状況別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
～に該当しない	741 基	75.3 %
市街化区域(低層・中高層住居専用地域)	224 基	22.8 %
市街化区域(その他の用途)	6 基	0.6 %
農業振興地域 農用地区域	13 基	1.3 %
保安林(潮害)	0 基	0.0 %
合計	984 基	100.0 %

図 3-6 立地状況別の墳墓数割合



墓地の設置場所の基準に対する適応状況

墓地の設置場所の基準では、～ に該当しないこととなっています。しかし、個人墓地については～ の距離規定については適用されません。

墓地の設置場所の基準に対する適応状況については、「～ に該当しない」が 916 基(93.1%)と最も多く、次いで「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある」が 40 基(4.1%)でした。

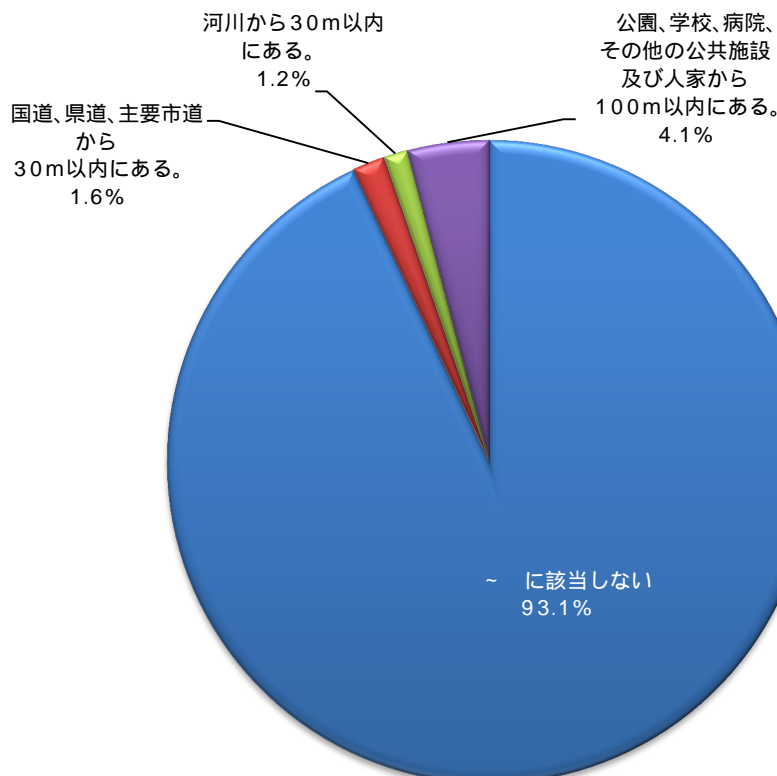
表 3-8 墓地の設置場所の基準に対する適応状況別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
～ に該当しない	916 基	93.1 %
国道、県道、主要市道から 30m以内にある。	16 基	1.6 %
河川から 30m以内にある。	12 基	1.2 %
公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。	40 基	4.1 %
地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の中にある。	0 基	0.0 %
水源地付近にある。(水源を汚染する可能性がある。)	0 基	0.0 %
合計	984 基	100.0 %

については、国道及び県道から 30m以内にある墓地を調査した。

については、公園及び学校から 100m以内にある墓地を調査した。

図 3-7 墓地の設置場所の基準に対する適応状況別の墳墓数割合



墓地の構造基準に対する適応状況

墓地の構造基準に対する適応状況については、墓地によっては複数の項目に該当する場合があります。

墓地の構造基準では、～ に該当することとなっています。しかし、個人墓地については および については適用されません。

墓地の構造基準に対する適応状況については、「障壁又は生け垣等で境界が設けられている」が 889 基(90.3%)と最も多く、次いで「雨水等の滞留を防止する構造となっている」が 845 基(85.9%)でした。

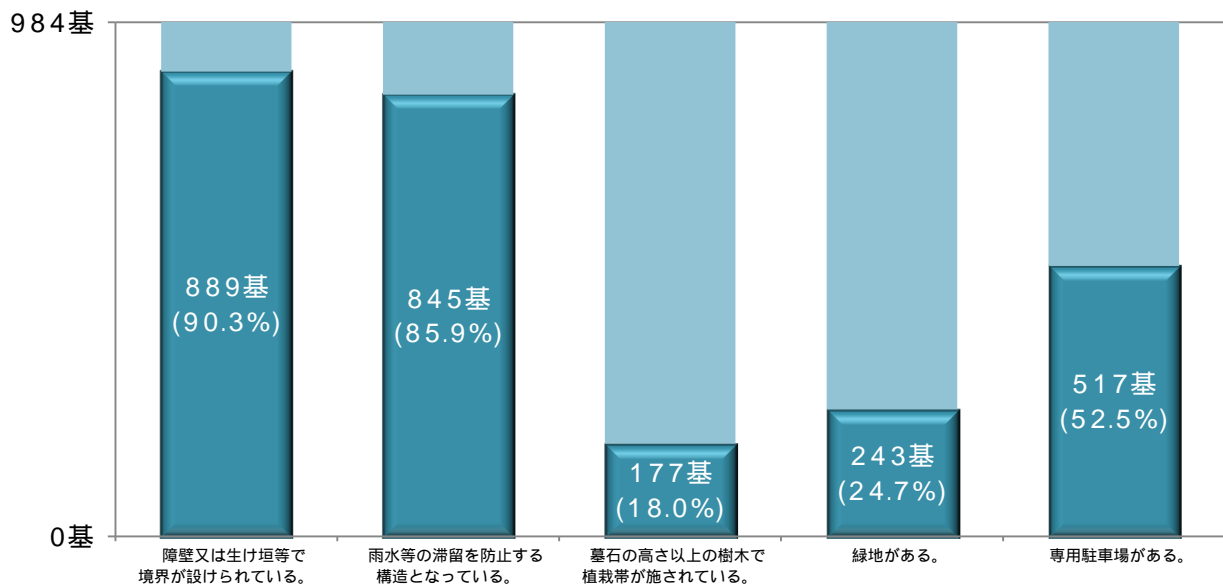
表 3-9 墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数

項目	墳墓数	構成比
障壁又は生け垣等で境界が設けられている。	889 基	90.3 %
雨水等の滞留を防止する構造となっている。	845 基	85.9 %
墓石の高さ以上の樹木で植栽帯が施されている。	177 基	18.0 %
緑地がある。	243 基	24.7 %
専用駐車場がある。	517 基	52.5 %

墳墓数については、984 基のうち該当する墳墓数を記載しています。

構成比については、984 基を 100%とし、該当する墳墓数の構成比を表しています。

図 3-8 墓地の構造基準に対する適応状況別の墳墓数割合



2. 住民調査(アンケート調査)

(1) 調査方法

墓地については、地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見などを墓地基本計画に反映させるために、墓地実態調査では「墓地に関するアンケート調査」が実施されています。

住民調査(アンケート調査)は、豊見城市内の約 21,800 世帯のうち、コンピュータにより無作為に選び出した 2,000 世帯を対象に郵送法により行われています。

住民調査(アンケート調査)の概要は、以下のとおりです。

調査期間

平成 24 年 1 月 10 日から平成 24 年 1 月 30 日まで

調査対象

豊見城市内の一般世帯

抽出方法

コンピュータによる無作為抽出法

対象世帯数

2,000 世帯

(24 地域の世帯数により案分し、各地域への対象世帯数を決定)

配布・回収方法

配布・回収共に郵送法

アンケート調査票の配布・回収状況

- ・総配布数：2,000 票
- ・有効配布数：1,987 票（宛先不明 13 票）
- ・回収数：566 票
- ・有効回収率：28.5%

(2) 調査結果

アンケート調査票は、『利用できるお墓が **ある** 方への質問』および『利用できるお墓が **ない** 方への質問』の両方を配布し、回答者は該当するアンケート調査票を回答しています。

表 3-10 字別アンケート調査票回収状況

字	利用できるお墓がある(票)	利用できるお墓がない(票)	合計(票)	配布数(票)	回収率
1 豊見城	54	35	89	209	42.6 %
2 根差部	24	14	38	116	32.8 %
3 真玉橋	21	16	37	163	22.7 %
4 嘉 数	14	9	23	108	21.3 %
5 長 堂	5	1	6	39	15.4 %
6 金 良	8	5	13	40	32.5 %
7 饒 波	12	4	16	38	42.1 %
8 平 良	25	10	35	94	37.2 %
9 高 嶺	17	7	24	106	22.6 %
10 保栄茂	11	2	13	36	36.1 %
11 渡嘉敷	5	1	6	28	21.4 %
12 渡橋名	7	4	11	44	25.0 %
13 翁 長	17	4	21	85	24.7 %
14 豊 崎	9	15	24	103	23.3 %
15 与 根	14	7	21	62	33.9 %
16 座 安	6	2	8	32	25.0 %
17 伊良波	7	2	9	32	28.1 %
18 名嘉地	10	6	16	63	25.4 %
19 田 頭	1	0	1	9	11.1 %
20 瀬 長	1	0	1	8	12.5 %
21 我那覇	17	9	26	107	24.3 %
22 宜 保	23	18	41	165	24.8 %
23 上 田	24	15	39	161	24.2 %
24 高 安	23	23	46	152	30.3 %
無回答	2	0	2	-	-
合計(票)	357	209	566	2,000	28.3%
割合	17.9 %	10.5 %	28.3 %	100.0 %	-

宛先不明が 13 票あったため、有効配布数は 1,987 票となり、有効回収率は 28.5%となります。

アンケート調査票『利用できるお墓がある方への質問』調査結果

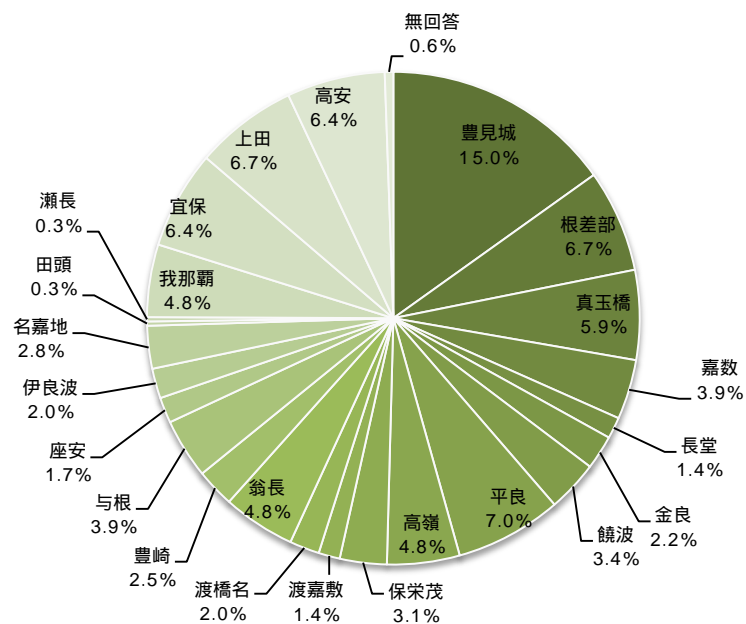
1. 世帯主の方についての質問

【問1】

あなたのお住まいは、どこですか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. 豊見城 2. 根差部 3. 真玉橋 4. 嘉数 5. 長堂 6. 金良
 7. 饒波 8. 平良 9. 高嶺 10. 保栄茂 11. 渡嘉敷 12. 渡橋名
 13. 翁長 14. 豊崎 15. 与根 16. 座安 17. 伊良波 18. 名嘉地
 19. 田頭 20. 瀬長 21. 我那覇 22. 宜保 23. 上田 24. 高安

字	回答 (票)	割合 (%)
1 豊見城	54	15.0
2 根差部	24	6.7
3 真玉橋	21	5.9
4 嘉数	14	3.9
5 長堂	5	1.4
6 金良	8	2.2
7 饒波	12	3.4
8 平良	25	7.0
9 高嶺	17	4.8
10 保栄茂	11	3.1
11 渡嘉敷	5	1.4
12 渡橋名	7	2.0
13 翁長	17	4.8
14 豊崎	9	2.5
15 与根	14	3.9
16 座安	6	1.7
17 伊良波	7	2.0
18 名嘉地	10	2.8
19 田頭	1	0.3
20 瀬長	1	0.3
21 我那覇	17	4.8
22 宜保	23	6.4
23 上田	24	6.7
24 高安	23	6.4
無回答	2	0.6
合計	357	100.0

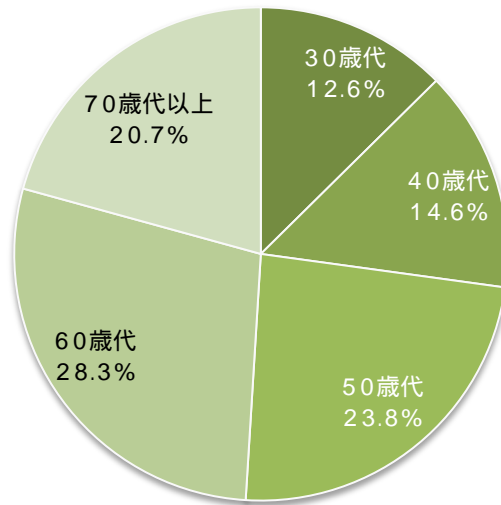


【 問 2 】

あなたの年齢は次のどれに当たりますか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

- 1 . 30 歳代
- 2 . 40 歳代
- 3 . 50 歳代
- 4 . 60 歳代
- 5 . 70 歳代以上

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 30 歳代	45	12.6
2 40 歳代	52	14.6
3 50 歳代	85	23.8
4 60 歳代	101	28.3
5 70 歳代以上	74	20.7
無回答	0	0.0
合計	357	100.0

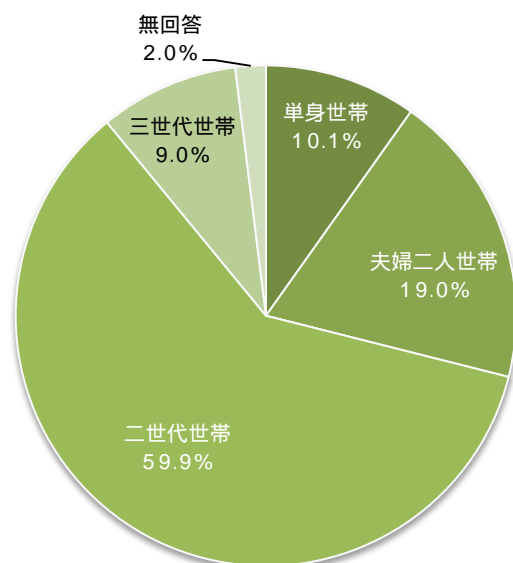


【 問 3 】

あなたを含む、ご家族の人数 および 家族構成は、次のどれに当たりますか？
（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

- 1 . 単身世帯 (1 人)
- 2 . 夫婦二世帯 (2 人)
- 3 . 二世帯世帯(親と子) ()人 数を記入(自由記入)
- 4 . 三世帯世帯(親と子と孫) ()人 数を記入(自由記入)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 単身世帯(1 人)	36	10.1
2 夫婦二世帯(2 人)	68	19.0
3 二世帯世帯(親と子)	214	59.9
4 三世帯世帯(親と子と孫)	32	9.0
無回答	7	2.0
合計	357	100.0



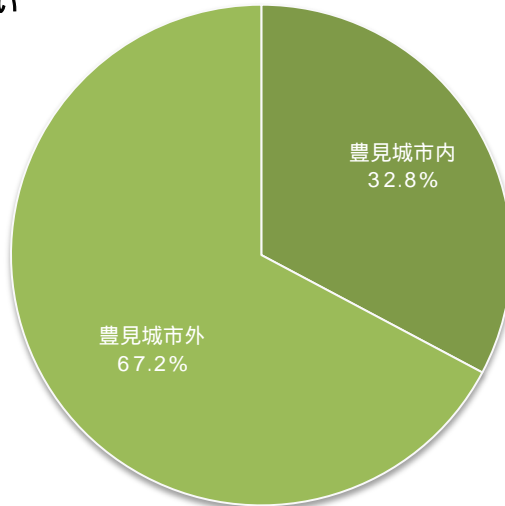
2. お墓の取得状況についての質問

【問4】

あなたが将来 利用できるお墓 はどこにありますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 豊見城市内にある 【問5】へ お進みください
2. 豊見城市外にある 【問15】へ お進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 豊見城市内にある	117	32.8
2 豊見城市外にある	240	67.2
無回答	0	0.0
合計	357	100.0

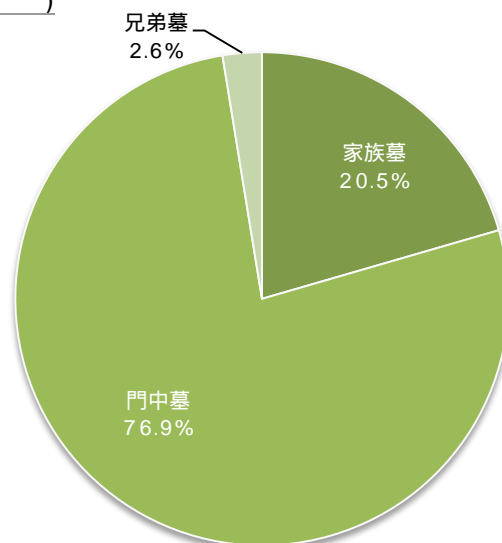


【問5】

あなたが 利用できるお墓 の形態は、次のどれに当たりますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 家族墓(家族単位で所有し、一般には長男に継承されるお墓)
2. 門中墓(父系親族集団(門中)が共同で所有するお墓)
3. 兄弟墓(兄弟で所有するお墓(門中から枝分かれしたもの))
4. 模合墓(友人や知人が共同で所有するお墓)
5. 宗教法人等の民間が管理しているお墓
6. わからない
7. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 家族墓	24	20.5
2 門中墓	90	76.9
3 兄弟墓	3	2.6
4 模合墓	0	0.0
5 宗教法人等の民間が 管理しているお墓	0	0.0
6 わからない	0	0.0
7 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	117	100.0

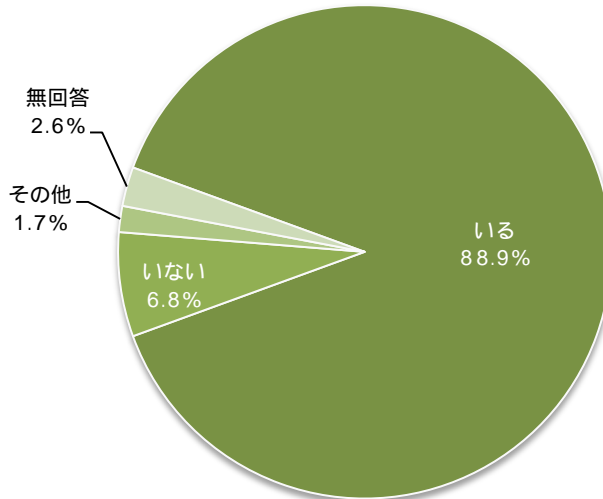


【問6】

利用できるお墓の継承者はいますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. いる
2. いない
3. その他(自由記入欄)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 いる	104	88.9
2 いない	8	6.8
3 その他	2	1.7
無回答	3	2.6
合計	117	100.0

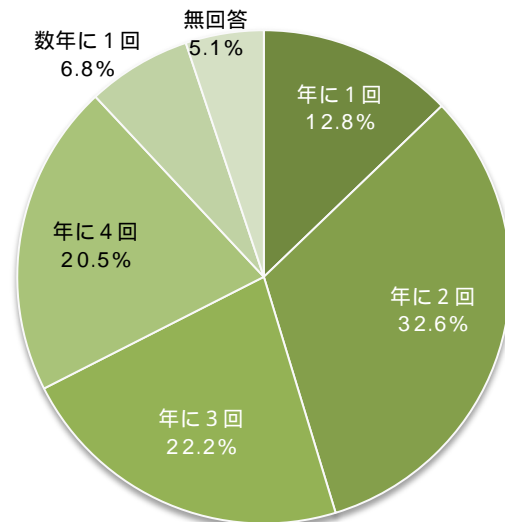


【問7】

あなたが利用できるお墓の管理回数は、次のどれに当たりますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 年に1回
2. 年に2回
3. 年に3回
4. 年に4回以上
5. 数年に1回

選択肢	回答数(票)	割合(%)
1 年に1回	15	12.8
2 年に2回	38	32.6
3 年に3回	26	22.2
4 年に4回以上	24	20.5
5 数年に1回	8	6.8
無回答	6	5.1
合計	117	100.0

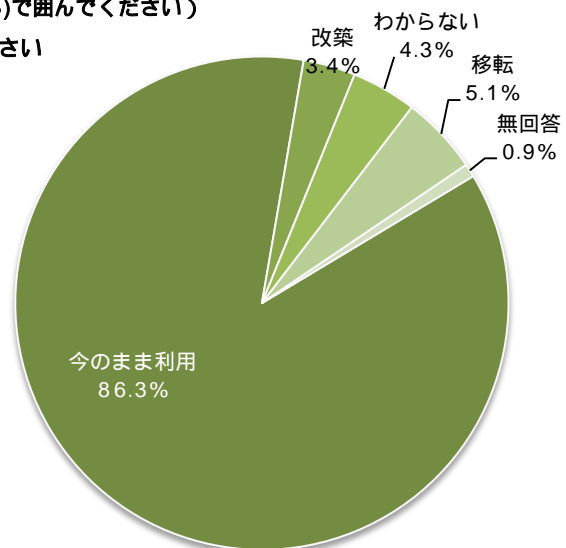


【問8】

あなたは、利用できるお墓について、どの様にお考えですか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 今のまま利用したい 【問15】へ お進みください
2. 改築したい 【問15】へ お進みください
3. わからない 【問15】へ お進みください
4. 移転したい 【問9】へ お進みください
5. 利用しない 【問10】へ お進みください

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 今のまま利用したい	101	86.3
2 改築したい	4	3.4
3 わからない	5	4.3
4 移転したい	6	5.1
5 利用しない	0	0.0
無回答	1	0.9
合計	111	100.0

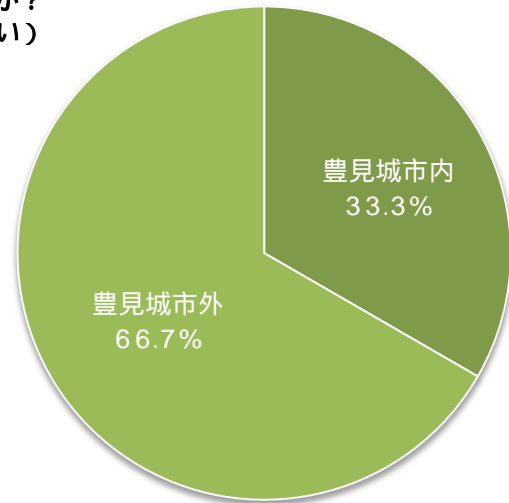


【 問 9 】

あなたは将来、お墓をどこに移転したいですか？
(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 豊見城市内 【問11】へ お進みください
2. 豊見城市外 【問15】へ お進みください
3. わからない 【問15】へ お進みください

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 豊見城市内	2	33.3
2 豊見城市外	4	66.7
3 わからない	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	6	100.0



【 問 10 】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、お墓はどこにあるのがよいですか？
(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 豊見城市内 【問11】へ お進みください
2. 豊見城市外 【問15】へ お進みください
3. わからない 【問15】へ お進みください

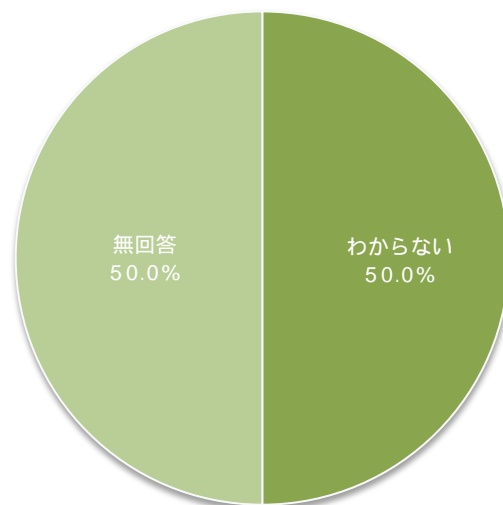
選択肢	回答(票)	割合(%)
1 豊見城市内	0	0.0
2 豊見城市外	0	0.0
3 わからない	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	0	100.0

【 問 11 】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、時期はいつ頃とお考えですか？
(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 五年以内
2. 十年以内
3. 十年以降
4. わからない

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 五年以内	0	0.0
2 十年以内	0	0.0
3 十年以降	0	0.0
4 わからない	1	50.0
無回答	1	50.0
合計	2	100.0

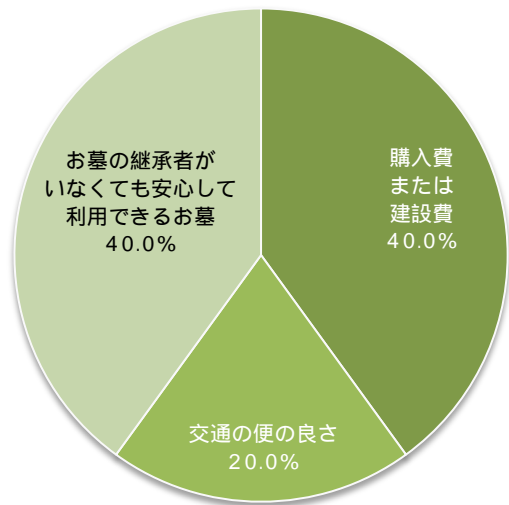


【問12】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、どの様な点に気を配りますか？
(3つまで選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 購入費 または 建設費
2. お墓の清掃がしやすい(維持管理がしやすい)
3. 自宅からの距離が近い
4. 交通の便の良さ
5. 駐車場やトイレなどの施設の有無
6. 清明祭などで利用する前庭の広さ
7. お墓の継承者がいなくても安心して利用できるお墓
8. ユンジチなどのお墓をつくる時期
9. その他(自由記入欄)
10. 特になし

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 購入費 または 建設費	2	40.0
2 お墓の清掃がしやすい (維持管理がしやすい)	0	0.0
3 自宅からの距離が近い	0	0.0
4 交通の便の良さ	1	20.0
5 駐車場やトイレなどの施設の有無	0	0.0
6 清明祭などで利用する前庭の広さ	0	0.0
7 お墓の継承者がいなくても 安心して利用できるお墓	2	40.0
8 ユンジチなどのお墓をつくる時期	0	0.0
9 その他	0	0.0
10 特になし	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	5	100.0

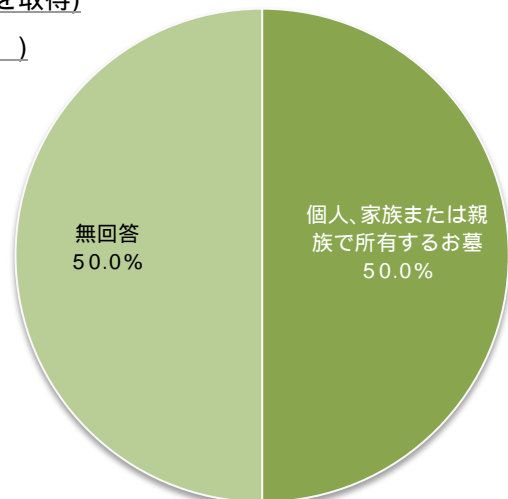


【問13】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどのお墓がよいですか？
(1つ選んで、数字を (まる) で囲んでください)

1. 個人、家族または親族で所有するお墓
2. 宗教法人などの民間が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)
3. 役所などの公共が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 個人、家族または親族 で所有するお墓	1	50.0
2 宗教法人などの民間が 管理・運営する墓地 (永代供養権を取得)	0	0.0
3 役所などの公共が 管理・運営する墓地 (永代供養権を取得)	0	0.0
4 その他	0	0.0
無回答	1	50.0
合計	2	100.0



【 問 1 4 】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどの形態のお墓がよいですか？

(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 今までどおりのお墓 2. 納骨堂形式 3. 共同埋設型の墓地(合葬墓)
4. 芝生墓などの新しいお墓の形式 5. その他(自由記入欄)



亀甲墓



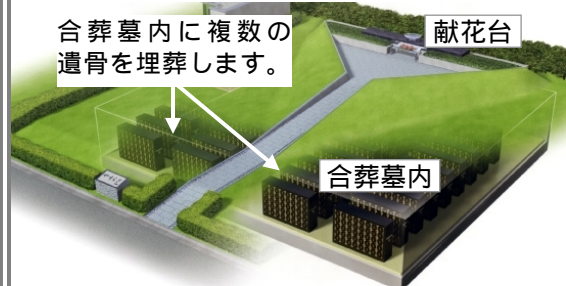
塔式墓

1. 今までどおりのお墓



2. 納骨堂のイメージ

納骨堂は、遺骨を保管するための施設です。遺骨は、建物の中にある祭壇等に納め、ロッカータイプ・仏壇タイプのもがあります。費用が、墓地を設置するよりも安くなる利点があります。また、納骨堂には、使用期限があるものと永代供養のものがあります。都心部では、墓地不足のため永代供養の納骨堂の需要が増えています。



3. 合葬墓のイメージ

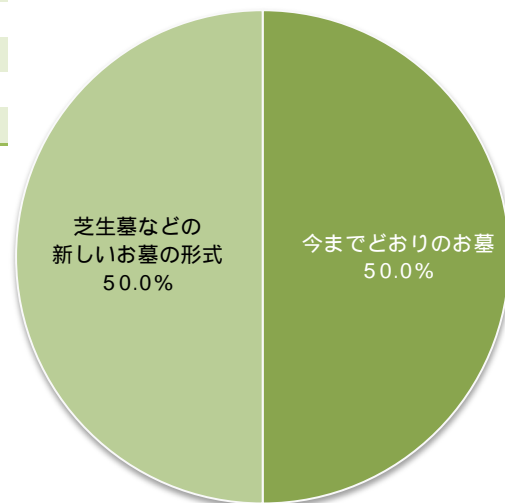
ひとつのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態です。墓地の継承者がいない、または、いなくなる可能性が高い方に需要があるようです。



4. 芝生墓地のイメージ

芝生を敷き詰めた場所に背の低い墓石を建てる洋風墓地です。一つの墓地の面積が小さく、墓地用地が小さくても多くの墓地を設置できること、墓石も小さいため従来の墓地よりも安価となるなどの利点があります。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 今までどおりのお墓	1	50.0
2 納骨堂形式	0	0.0
3 共同埋設型の墓地(合葬墓)	0	0.0
4 芝生墓などの新しいお墓の形式	1	50.0
5 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	2	100.0

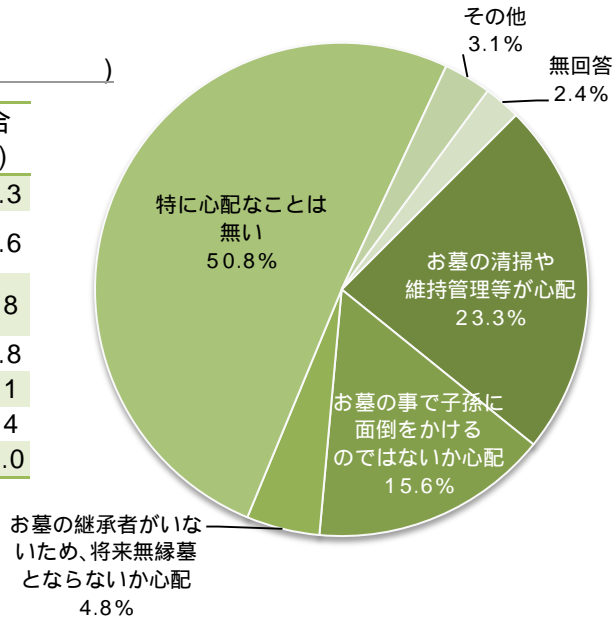


【問15】

あなたは、お墓についてどのようなことが心配ですか？
(いくつでも選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. お墓の清掃や維持管理等が心配
2. お墓の事で子孫に面倒をかけるのではないかと心配
3. お墓の継承者がいないため、将来無縁墓とならないかと心配
4. 特に心配なことは無い
5. その他(自由記入欄 _____)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 お墓の清掃や維持管理等が心配	97	23.3
2 お墓の事で子孫に面倒をかける のではないかと心配	65	15.6
3 お墓の継承者がいないため 将来無縁墓とならないかと心配	20	4.8
4 特に心配なことは無い	211	50.8
5 その他	13	3.1
無回答	10	2.4
合計	416	100.0



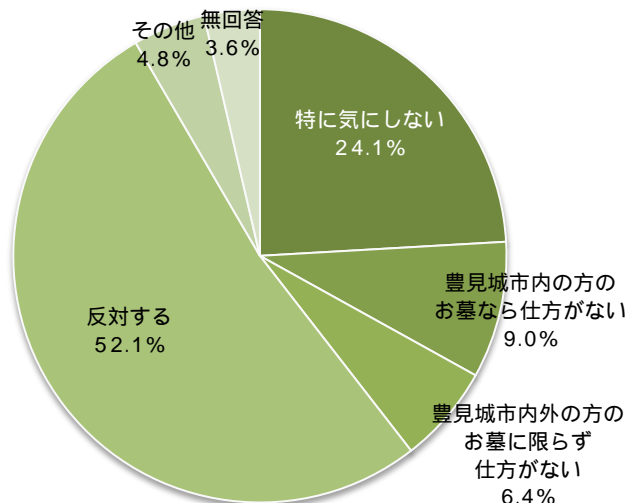
3. お墓の設置についての質問

【問16】

もしも、あなたの自宅近くにお墓が設置されるとしたら、どうしますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 特に気にしない 【問18】へ お進みください
2. 豊見城市内の方のお墓なら仕方がない 【問17】へ お進みください
3. 豊見城市内外の方のお墓に限らず仕方がない 【問17】へ お進みください
4. 反対する 【問17】へ お進みください
5. その他(自由記入欄 _____) 【問18】へ お進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 特に気にしない	86	24.1
2 豊見城市内の方の お墓なら仕方がない	32	9.0
3 豊見城市内外の方の お墓に限らず仕方がない	23	6.4
4 反対する	186	52.1
5 その他	17	4.8
無回答	13	3.6
合計	357	100.0



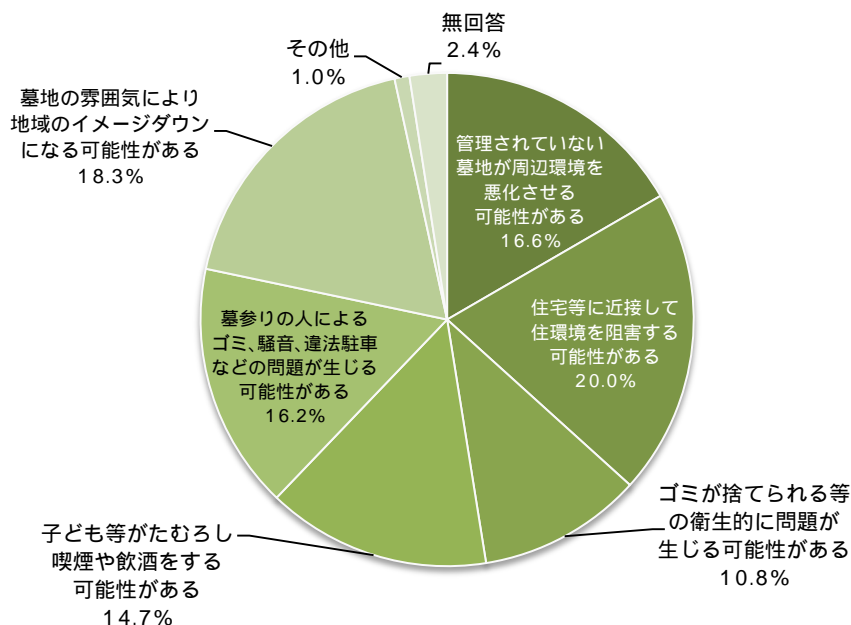
【問17】問16で「仕方がない」または「反対する」と答えた方への質問です。

問16で「仕方がない」と答えた方は不安に思っている点について、「反対する」と答えた方は反対する理由として、あなたの考えに近いと思われるものは次のうちどれにあたりますか？

(3つまで選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 管理されていない墓地が周辺環境を悪化させる可能性がある
2. 住宅等に近接して、住環境を阻害する可能性がある
3. ゴミが捨てられる等の衛生的に問題が生じる可能性がある
4. 子ども等がたむろし、喫煙や飲酒をする可能性がある
5. 墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題が生じる可能性がある
6. 墓地の雰囲気により、地域のイメージダウンになる可能性がある
7. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 管理されていない墓地が周辺環境を悪化させる可能性がある	102	16.6
2 住宅等に近接して、住環境を阻害する可能性がある	123	20.0
3 ゴミが捨てられる等の衛生的に問題が生じる可能性がある	66	10.8
4 子ども等がたむろし、喫煙や飲酒をする可能性がある	90	14.7
5 墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題が生じる可能性がある	99	16.2
6 墓地の雰囲気により、地域のイメージダウンになる可能性がある	112	18.3
7 その他	6	1.0
無回答	15	2.4
合計	613	100.0

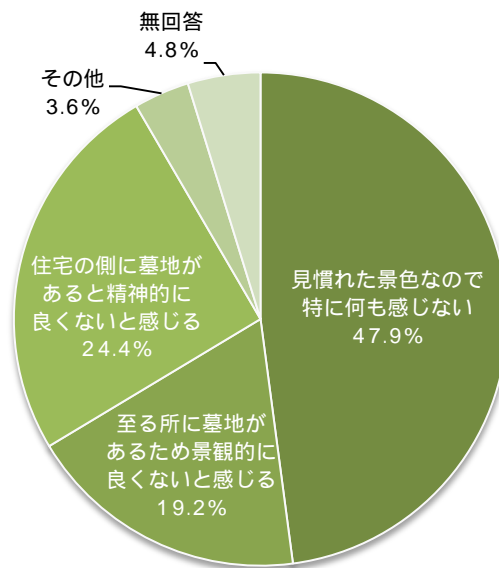


【 問 1 8 】

あなたは、豊見城市内のお墓を見て、どの様に感じますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

- 1 . 見慣れた景色なので、特に何も感じない
- 2 . 至る所に墓地があるため、景観的に良くないと感じる
- 3 . 住宅の側に墓地があると、精神的に良くないと感じる
- 4 . その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 見慣れた景色なので、特に何も感じない	171	47.9
2 至る所に墓地があるため、景観的に良くないと感じる	66	18.5
3 住宅の側に墓地があると、精神的に良くないと感じる	90	25.2
4 その他	13	3.6
無回答	17	4.8
合計	344	100.0



4. お墓のあり方についての質問

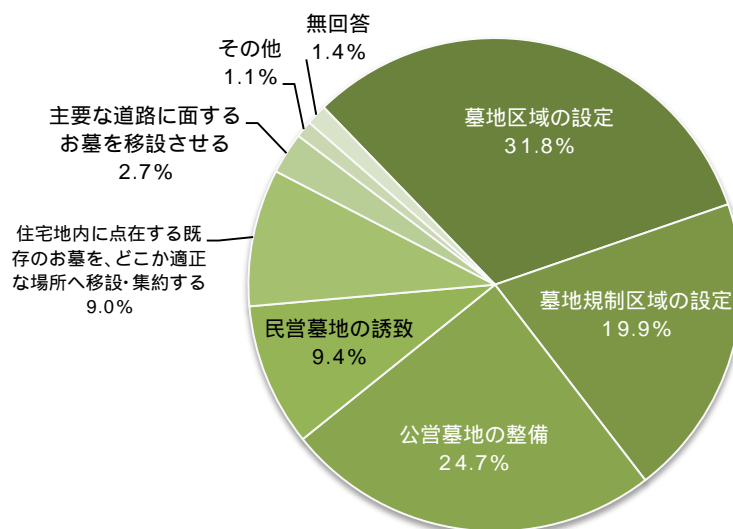
【問19】

あなたは、今後のお墓のあり方(墓地施策)について、どうしたらよいと考えますか？

(3つまで選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 今あるお墓は仕方がないが、これから新たにつくられるお墓は決められた場所につくるべきである。(墓地区域の設定)
2. お墓をつくってはいけない地域を決めておくべきである。(墓地規制区域の設定)
3. 今後のお墓の需要を考え、公営のお墓を整備する必要がある。(公営墓地の整備)
4. 今後のお墓の需要を考え、民営の霊園整備を促す必要がある。(民営墓地の誘致)
5. 住宅地内に点在する既存のお墓を、どこか適正な場所へ移設し、集約する。
6. 観光客や地域の商業活動に配慮し、主要な道路に面するお墓を移設させる。
7. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 今あるお墓は仕方がないが、これから新たにつくられるお墓は決められた場所につくるべきである。(墓地区域の設定)	259	31.8
2 お墓をつくってはいけない地域を決めておくべきである。(墓地規制区域の設定)	161	19.9
3 今後のお墓の需要を考え、公営のお墓を整備する必要がある。(公営墓地の整備)	200	24.7
4 今後のお墓の需要を考え、民営の霊園整備を促す必要がある。(民営墓地の誘致)	76	9.4
5 住宅地内に点在する既存のお墓を、どこか適正な場所へ移設し、集約する。	73	9.0
6 観光客や地域の商業活動に配慮し、主要な道路に面するお墓を移設させる。	22	2.7
7 その他	9	1.1
無回答	11	1.4
合計	811	100.0



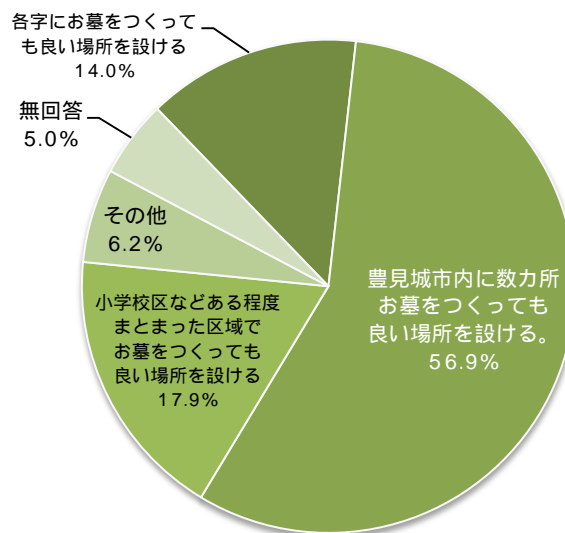
【 問 2 0 】

今後、豊見城市内でお墓をまとめるとしたら、どのような方法がよいと考えますか？

(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 各字にお墓をつくっても良い場所を設ける。
2. 字内にお墓をつくる場所を確保できない場合は、豊見城市内に数カ所、お墓をつくっても良い場所を設ける。
3. 各字ではなく、小学校区など、ある程度まとまった区域でお墓をつくっても良い場所を設ける。
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 各字にお墓をつくっても良い場所を設ける。	50	14.0
2 字内にお墓をつくる場所を確保できない場合は、豊見城市内に数カ所、お墓をつくっても良い場所を設ける。	203	56.9
3 各字ではなく、小学校区など、ある程度まとまった区域でお墓をつくっても良い場所を設ける。	64	17.9
4 その他	22	6.2
無回答	18	5.0
合計	357	100.0



『管理型墓地について』

お墓には、大きく分けて『個人墓地』と『管理型墓地』の2つがあります。

『個人墓地』は、個人が自己または親族のために設置する墓地です。

『管理型墓地』には、市町村などが管理・運営する「公営墓地」、公益法人または宗教法人が管理・運営する「民営墓地」があります。

管理型墓地は、近年、継承者や維持管理してくれる身内がない方などに需要が増えているようです。

管理型墓地の一般的な特徴としては、下記の項目があります

管理者によって、定期的に草刈りなどの維持管理が行われる。

継承者がいない場合でも、永代にわたり供養を受ける事ができる。(永代供養)

駐車場やトイレなどの施設が充実している。

管理型墓地によっては、上記項目に該当しないものもあります。

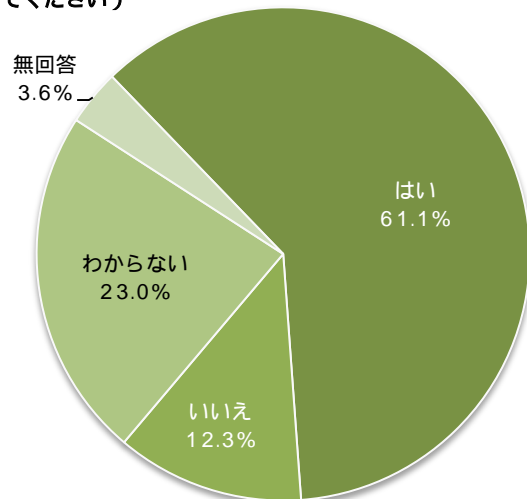
【問21】

あなたは、豊見城市に管理型墓地が必要だと考えますか？

(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. はい 【問22】へお進みください
 2. いいえ 【問23】へお進みください
 3. わからない 【問24】へお進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 はい	218	61.1
2 いいえ	44	12.3
3 わからない	82	23.0
無回答	13	3.6
合計	357	100.0

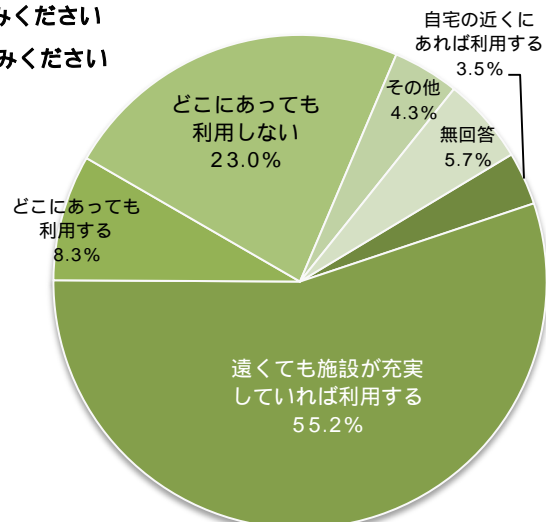


【問22】

管理型墓地の設置場所についておたずねします。あなたの考えに近いのは、次のどれに当たりますか？(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 自宅の近くにあれば利用する 【問24】へお進みください
 2. 遠くても施設(駐車場、トイレ等)が充実していれば利用する 【問24】へお進みください
 3. どこにあっても利用する 【問24】へお進みください
 4. どこにあっても利用しない 【問23】へお進みください
 5. その他(自由記入欄) 【問24】へお進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 自宅の近くにあれば利用する	8	3.5
2 遠くても施設(駐車場、トイレ等)が充実していれば利用する	127	55.2
3 どこにあっても利用する	19	8.3
4 どこにあっても利用しない	53	23.0
5 その他	10	4.3
無回答	13	5.7
合計	230	100.0

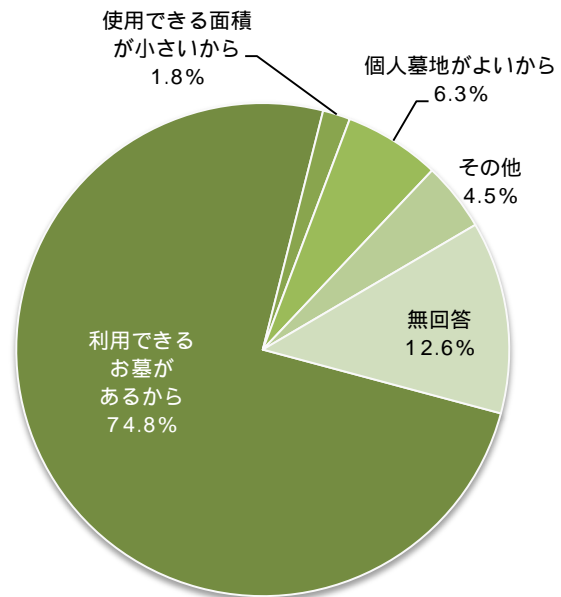


【問23】

あなたが、管理型墓地について『必要無い』または『利用しない』と答えた理由は、次のどれに当たりますか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. 利用できるお墓(墓地用地)があるから
2. 利用できる面積(区画面積)が小さいから
3. 個人墓地がよいから
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 利用できるお墓(墓地用地)があるから	83	74.8
2 利用できる面積(区画面積)が小さいから	2	1.8
3 個人墓地がよいから	7	6.3
4 その他	5	4.5
無回答	14	12.6
合計	111	100.0



『お墓の新築・改築について』

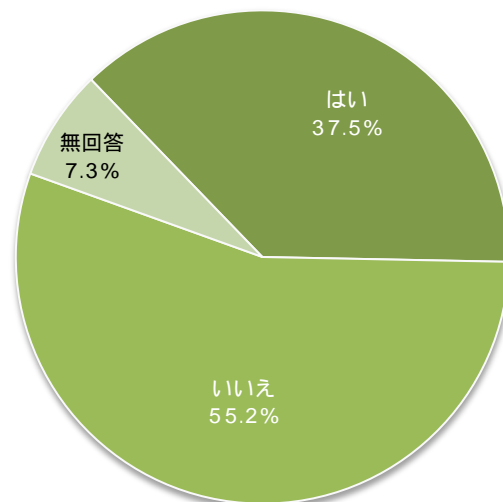
お墓を新築または改築するには、「墓地、埋葬等に関する法律」により『県知事の許可』が必要です。許可を得るには、申請書に市長の意見書など、いろいろな書類を添付して、県知事あてに提出する必要があります。

【問24】

あなたは、お墓を新築または改築する際に 県知事の許可 が必要なことを知っていましたか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. はい
2. いいえ

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 はい	134	37.5
2 いいえ	197	55.2
無回答	26	7.3
合計	357	100.0



自由意見

【門中墓に関する意見】

- ・門中墓は、国土の有効利用の観点から見ても非常にすばらしいと思います。最近では、門中墓を別れて新たにお墓を新築される方がいらっしゃいますが、墓地の無駄使いと思います。行政と致しましても墓地の無駄遣いを防ぎ「門中墓」のようなすばらしい智恵を引き継ぎ推奨すべきだと思います。墓地を最小に、営利目的の墓地を抑えるか、行政の手腕が問われる事と思います。
- ・沖縄は土地が狭い、従って、門中墓のあり方は、先祖の残したすばらしい智恵である。門中の人口が増えても、一つの墓で永遠に使用が可能である。個人墓の発想を改めて、現在の個人から出発して門中を形成していくべきである。門中墓であれば、個人の家系が廃家となっても、門中の者が墓を守り、運営してくれる。個人墓の建設を市条例などで規制する必要がある。その為には公営などによる、共同墓地的な施設の建設が必要となるであろう。
- ・島尻郡、豊見城に昔から住んでいる人達は、門中墓であり、新たにお墓を造る必要は無い。沖縄は、祖先崇拜の文化で有り、墓を管理するのは当たり前である。近年のコンクリート造り、大理石造りのお墓は、風景に合わない。古い石造りのお墓は、沖縄の風景に合う。利益主導の墓地建設は、考える必要がある。高台に無数の墓がある風景は良くない。

【管理型墓地などに関する意見】

- ・我が家は次男家で、長男家が市外で墓を管理しています。長男家は女子のみで相続男子がいません。我が家には成年おりますが30代長男は結婚せず、次男は県外です。「次男は墓に入れない」という親族の言葉も聞き、将来は、もしものときは豊見城市の「管理型墓地」も良いと思っております。
- ・沖縄は、土地が少ないので、将来の墓地需要を考えると、墓地面積や墳墓の規模等について、法的な規制が必要だと思う。また、効率的な公営の納骨堂も設置すれば墓地の散在化を防げると思う。
- ・お墓の維持管理で悩んでいます。今後は管理型墓地が理想だと思います。
- ・管理型墓地にすると、土地がもっと有効利用できると思います。公園のような明るい墓地を希望します。
- ・管理型墓地を整備し、墓地をまとめて下さい。
- ・離婚が増えています。再婚しない女性は、亀甲墓に入れない場合もあります。その時のために管理型墓地が必要と考えます。
- ・管理型墓地のメリットは、駐車場とトイレだと思う。デメリットは、金額の問題、子孫の代まで支払いが続くなら迷惑がかかるので嫌だ。個人墓の様に一度の支払いで終われば、利用者も増えると思う。管理費を永遠と支払うことに抵抗があり、管理型墓地を利用しない人達も多いと思う。
- ・公営の管理型墓地を特に広大な面積ではなくてもよく、将来的には市町村合併や人口問題など、小さい沖縄県では、門中墓は分家が続きと許可を得るのにも大変だと聞く。個人墓が増加していけば、環境の悪化となると思う。できれば長期計画でも全ての既存墓も統合し公営墓地に収納するべきと考える。土地は、子供や若い人々の時代に合った計画で有効利用すべき。
- ・公営墓地を作るなら、市街地を避け見晴らしの良い誰もが足を運びたくなる公園のような墓地にするべきだと思う。
- ・市営の管理型墓地を作って、墓地公園として市民に利用してもらおう方が望ましい。
- ・市内何か所か墓地区域の設定して、公園的なものと協同化して、公営墓地として整備をした方が良いと思います。周辺の環境も配慮する必要があります。
- ・以前から墓地お墓については大変関心があります。豊見城市役所がアンケートを取り考えて下さることは市民として大変心強いです。後継者のいない人にとっては、公営あるいは民営の管理墓地が必要である。

- ・まだ、少し先の話と考えていましたが、今回のアンケートでいろいろ考えさせられました。県外から沖縄に来た時には、住宅街にある墓には、本当にビックリさせられました。門中墓が市外にあるのですが管理型墓地にも関心がわきました。ありがとうございました。

【墓地区域などに関する意見】

- ・門中墓の予定がある人は良いが、個人墓を建設する時は、指定した場所への建設が望ましい。
- ・確かに難しい問題ではあるが、親 自分 子供へと受け継がれていくものだからこそ、真剣に話し合っ解決してほしい。管理型にして一か所に集中させる形に。
- ・沖縄独自の風習で個人墓が散在化している。法は、墓地の設置や管理にいろいろな制限をしているが実情は守られていない。旧来なものは文化財的な価値も論議されることがあり、仕方がないと思うが新設される墓については法の趣旨を徹底されるべきだ。

【葬法について】

- ・門中墓は、将来的に大変だと思う。子供は少なく離婚、結婚しない方、昔とは違い問題が多くなりそう。だから、お墓を1つにまとめる方法を見つける事が将来的には必要になると思う。
- ・海上での散骨や、自宅、庭での埋葬等もできるのでしょうか？後継者や維持管理、少ない資源を考えると、いろいろな選択が可能であれば良いと思います。

【その他】

- ・門中墓は、里道(約30m)を利用しないと通る事ができない。当該里道については、市が管理すべきと考える。お墓が住宅地に隣接、住宅所有者と里道の境界の件でトラブルが生じている。地主及び市側に解決策を提案しているが、未解決のままである。
- ・なぜ、このアンケートを民間に配るんですか？
- ・返信用封筒をもっと大きくして
- ・住宅地、主要道路、通学路などの近くに新しく造るのは絶対反対です。
- ・問19の「5.住宅地内...移設し、集約する」、「6.観光客や...移設させる」という設問は、いかがなものかと思う。今後の土地開発計画も大事だが「亀甲墓」等は、先祖から大切に受け継がれているお墓だと思うし、その土地にあってこそのお墓だと思うからです。
- ・豊見城市は、丘や小山が少ないので、新たにお墓を増やさないでほしい。
- ・昔ながらのお墓をなくしたらいけないと思います。しかしながら、整備の行き届かない墓地等高齢者にとっては、お参りするのが困難な場所もあります。

アンケート調査票『利用できるお墓がない方への質問』調査結果

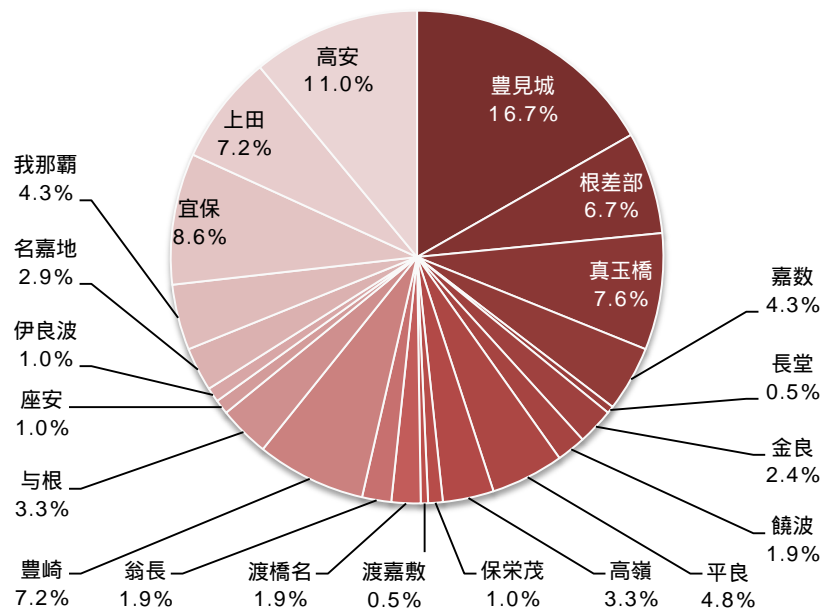
1. 世帯主の方についての質問

【問1】

あなたのお住まいは、どこですか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. 豊見城 2. 根差部 3. 真玉橋 4. 嘉数 5. 長堂 6. 金良
 7. 饒波 8. 平良 9. 高嶺 10. 保栄茂 11. 渡嘉敷 12. 渡橋名
 13. 翁長 14. 豊崎 15. 与根 16. 座安 17. 伊良波 18. 名嘉地
 19. 田頭 20. 瀬長 21. 我那覇 22. 宜保 23. 上田 24. 高安

字	回答 (票)	割合 (%)
1 豊見城	35	16.7
2 根差部	14	6.7
3 真玉橋	16	7.6
4 嘉数	9	4.3
5 長堂	1	0.5
6 金良	5	2.4
7 饒波	4	1.9
8 平良	10	4.8
9 高嶺	7	3.3
10 保栄茂	2	1.0
11 渡嘉敷	1	0.5
12 渡橋名	4	1.9
13 翁長	4	1.9
14 豊崎	15	7.2
15 与根	7	3.3
16 座安	2	1.0
17 伊良波	2	1.0
18 名嘉地	6	2.9
19 田頭	0	0.0
20 瀬長	0	0.0
21 我那覇	9	4.3
22 宜保	18	8.6
23 上田	15	7.2
24 高安	23	11.0
無回答	0	0.0
合計	209	100.0

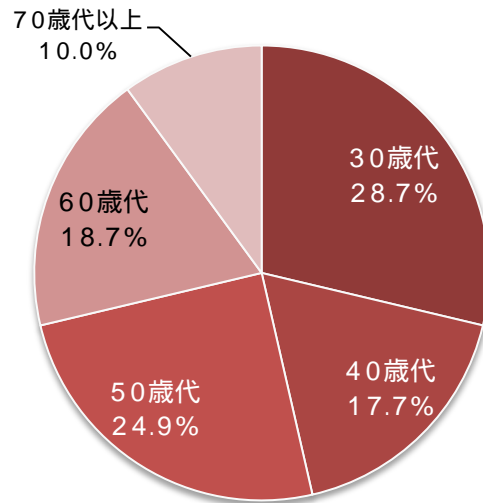


【問2】

あなたの年齢は次のどれに当たりますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 30歳代
2. 40歳代
3. 50歳代
4. 60歳代
5. 70歳代以上

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 30歳代	60	28.7
2 40歳代	37	17.7
3 50歳代	52	24.9
4 60歳代	39	18.7
5 70歳代以上	21	10.0
無回答	0	0.0
合計	209	100.0

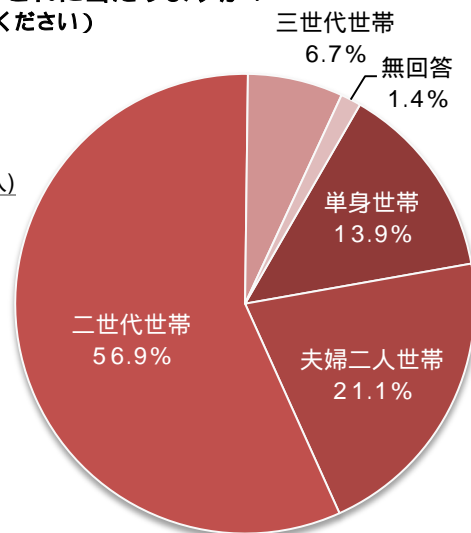


【問3】

あなたを含む、ご家族の人数 および 家族構成は、次のどれに当たりますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 単身世帯 (1人)
2. 夫婦二世帯 (2人)
3. 二世帯世帯(親と子) ()人 数を記入(自由記入)
4. 三世帯世帯(親と子と孫) ()人 数を記入(自由記入)

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 単身世帯(1人)	29	13.9
2 夫婦二世帯(2人)	44	21.1
3 二世帯世帯(親と子)	119	56.9
4 三世帯世帯(親と子と孫)	14	6.7
無回答	3	1.4
合計	209	100.0



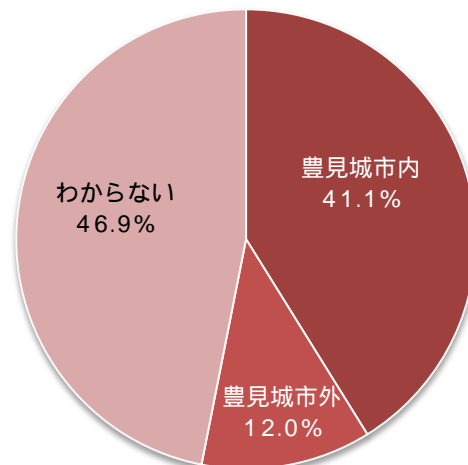
2. お墓の取得についての質問

【問4】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、お墓はどこにあるのがよいですか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 豊見城市内 【問5】へ お進みください
2. 豊見城市外 【問9】へ お進みください
3. わからない 【問9】へ お進みください

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 豊見城市内	86	41.1
2 豊見城市外	25	12.0
3 わからない	98	46.9
無回答	0	0.0
合計	209	100.0

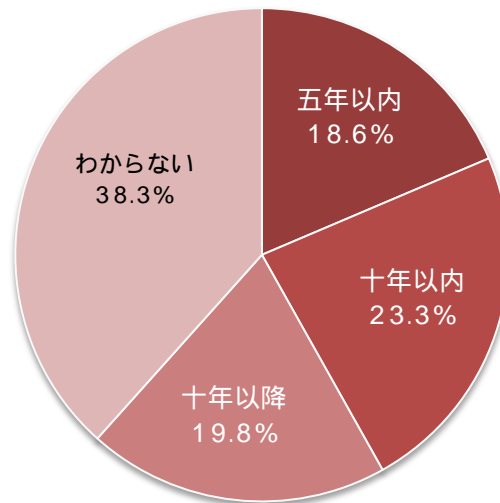


【 問5 】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、時期はいつ頃とお考えですか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 五年以内
2. 十年以内
3. 十年以降
4. わからない

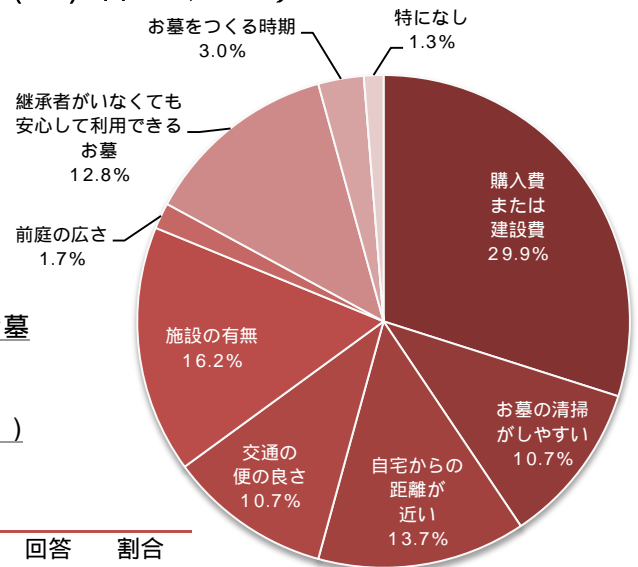
選択肢	回答(票)	割合(%)
1 五年以内	16	18.6
2 十年以内	20	23.3
3 十年以降	17	19.8
4 わからない	33	38.3
無回答	0	0.0
合計	86	100.0



【 問6 】

あなたが、お墓をつくる または 購入 するとしたら、どの様な点に気を配りますか？
(3つまで選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 購入費 または 建設費
2. お墓の清掃がしやすい(維持管理がしやすい)
3. 自宅からの距離が近い
4. 交通の便の良さ
5. 駐車場やトイレなどの施設の有無
6. 清明祭などで利用する前庭の広さ
7. お墓の継承者がいなくても安心して利用できるお墓
8. ユンジチなどのお墓をつくる時期
9. その他(自由記入欄)
10. 特になし



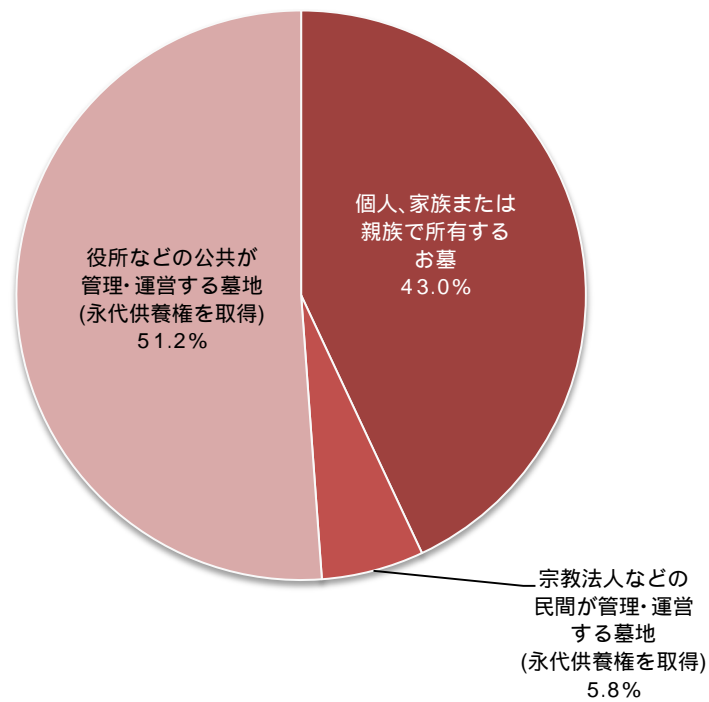
選択肢	回答(票)	割合(%)
1 購入費 または 建設費	70	29.9
2 お墓の清掃がしやすい(維持管理がしやすい)	25	10.7
3 自宅からの距離が近い	32	13.7
4 交通の便の良さ	25	10.7
5 駐車場やトイレなどの施設の有無	38	16.2
6 清明祭などで利用する前庭の広さ	4	1.7
7 お墓の継承者がいなくても安心して利用できるお墓	30	12.8
8 ユンジチなどのお墓をつくる時期	7	3.0
9 その他	0	0.0
10 特になし	3	1.3
無回答	0	0.0
合計	234	100.0

【 問 7 】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどのお墓がよいですか？
(1つ選んで数字を (まる) で囲んでください)

1. 個人、家族または親族で所有するお墓
2. 宗教法人などの民間が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)
3. 役所などの公共が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 個人、家族または親族で所有するお墓	37	43.0
2 宗教法人などの民間が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)	5	5.8
3 役所などの公共が管理・運営する墓地(永代供養権を取得)	44	51.2
4 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	86	100.0



【 問 8 】

あなたがお墓を利用するなら、次のうちどの形態のお墓がよいですか？

1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 今までどおりのお墓 2. 納骨堂形式 3. 共同埋設型の墓地(合葬墓)
4. 芝生墓などの新しいお墓の形式 5. その他(自由記入欄)



亀甲墓



塔式墓

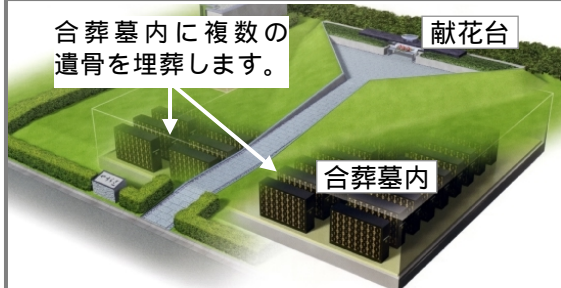
1. 今までどおりのお墓



2. 納骨堂のイメージ

納骨堂は、遺骨を保管するための施設です。遺骨は、建物の中にある祭壇等に納め、ロケットタイプ・仏壇タイプのもがあります。

費用が、墓地を設置するよりも安くなる利点があります。また、納骨堂には、使用期限があるものと永代供養のものがあります。都心部では、墓地不足のため永代供養の納骨堂の需要が増えています。



合葬墓内に複数の遺骨を埋葬します。

献花台

合葬墓内

3. 合葬墓のイメージ

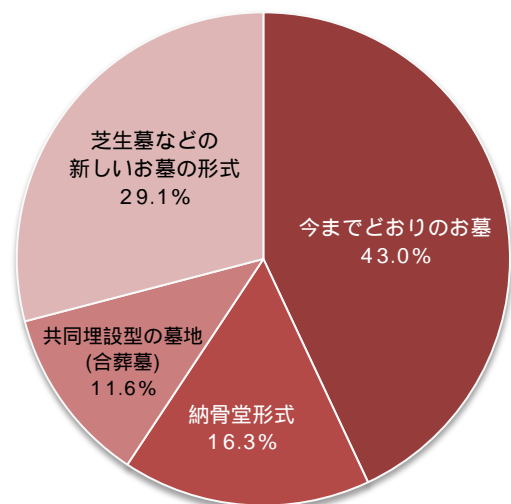
ひとつのお墓に複数の遺骨を一緒に埋葬する形態です。墓地の継承者がいない、または、いなくなる可能性が高い方に需要があるようです。



4. 芝生墓地のイメージ

芝生を敷き詰めた場所に背の低い墓石を建てる洋風墓地です。一つの墓地の面積が小さく、墓地用地が小さくても多くの墓地を設置できること、墓石も小さいため従来の墓地よりも安価となるなどの利点があります。

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 今までどおりのお墓	37	43.0
2 納骨堂形式	14	16.3
3 共同埋設型の墓地(合葬墓)	10	11.6
4 芝生墓などの新しいお墓の形式	25	29.1
5 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	86	100.0

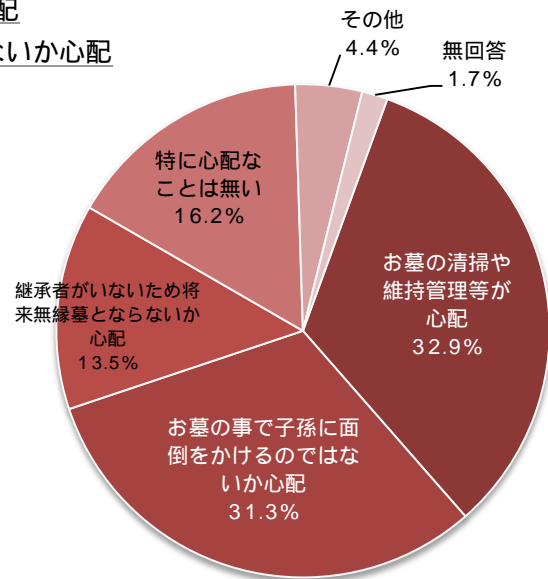


【 問 9 】

あなたは、お墓についてどのようなことが心配ですか？
(いくつでも選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. お墓の清掃や維持管理等が心配
2. お墓の事で子孫に面倒をかけるのではないかと心配
3. お墓の継承者がいないため、将来無縁墓とならないかと心配
4. 特に心配なことは無い
5. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 お墓の清掃や維持管理等が心配	98	32.9
2 お墓の事で子孫に面倒をかけるのではないかと心配	93	31.3
3 お墓の継承者がいないため 将来無縁墓とならないかと心配	40	13.5
4 特に心配なことは無い	48	16.2
5 その他	13	4.4
無回答	5	1.7
合計	297	100.0



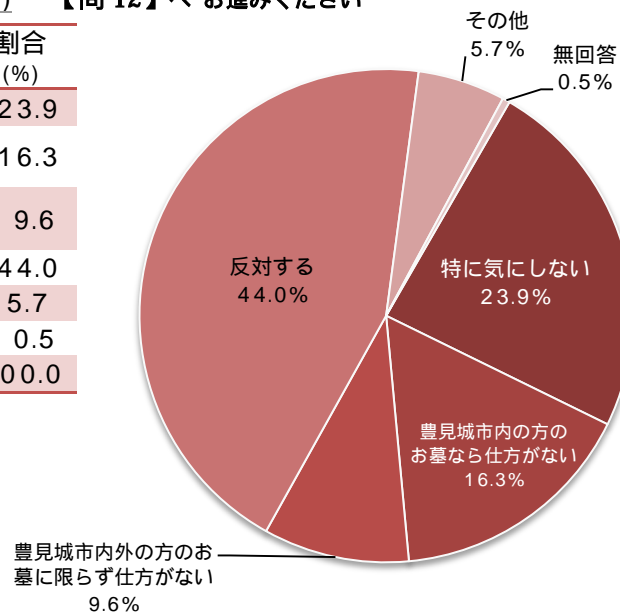
3. お墓の設置についての質問

【 問 10 】

もしも、あなたの自宅近くにお墓が設置されるとしたら、どうしますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 特に気にしない 【問 12】へ お進みください
2. 豊見城市内の方のお墓なら仕方がない 【問 11】へ お進みください
3. 豊見城市内外の方のお墓に限らず仕方がない 【問 11】へ お進みください
4. 反対する 【問 11】へ お進みください
5. その他(自由記入欄) 【問 12】へ お進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 特に気にしない	50	23.9
2 豊見城市内の方のお墓なら仕方がない	34	16.3
3 豊見城市内外の方のお墓に限らず仕方がない	20	9.6
4 反対する	92	44.0
5 その他	12	5.7
無回答	1	0.5
合計	209	100.0



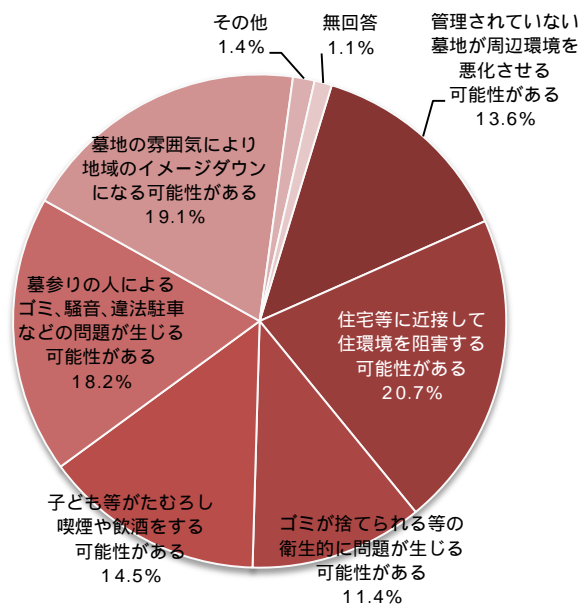
【問11】問10で「仕方がない」または「反対する」と答えた方への質問です。

問10で「仕方がない」と答えた方は不安に思っている点について、「反対する」と答えた方は反対する理由として、あなたの考えに近いと思われるものは次のうちどれにあたりますか？

(3つまで選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 管理されていない墓地が周辺環境を悪化させる可能性がある
2. 住宅等に近接して、住環境を阻害する可能性がある
3. ゴミが捨てられる等の衛生的に問題が生じる可能性がある
4. 子ども等がたむろし、喫煙や飲酒をする可能性がある
5. 墓参りの人によるゴミ、騒音、違法駐車などの問題が生じる可能性がある
6. 墓地の雰囲気により、地域のイメージダウンになる可能性がある
7. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
管理されていない墓地が 1 周辺環境を悪化させる可 能性がある	48	13.6
2 住宅等に近接して住環境 を阻害する可能性がある	73	20.7
3 的に問題が生じる可能 性がある	40	11.4
4 子ども等がたむろし、喫煙 や飲酒をする可能性がある	51	14.5
5 墓参りの人によるゴミ、騒 音、違法駐車などの問題が 生じる可能性がある	64	18.2
6 墓地の雰囲気により、地域 のイメージダウンになる 可能性がある	67	19.1
7 その他	5	1.4
無回答	4	1.1
合計	352	100.0



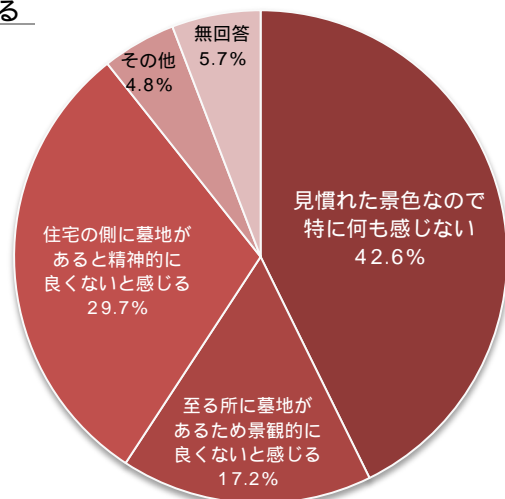
【問12】

あなたは、豊見城市内のお墓を見て、どの様に感じますか？

(1つ選んで、数字を(まる)で囲んでください)

1. 見慣れた景色なので、特に何も感じない
2. 至る所に墓地があるため、景観的に良くないと感じる
3. 住宅の側に墓地があると、精神的に良くないと感じる
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 見慣れた景色なので 特に何も感じない	89	42.6
2 至る所に墓地があるため 景観的に良くないと感じる	36	17.2
3 住宅の側に墓地があると 精神的に良くないと感じる	62	29.7
4 その他	10	4.8
無回答	12	5.7
合計	209	100.0



4. お墓のあり方についての質問

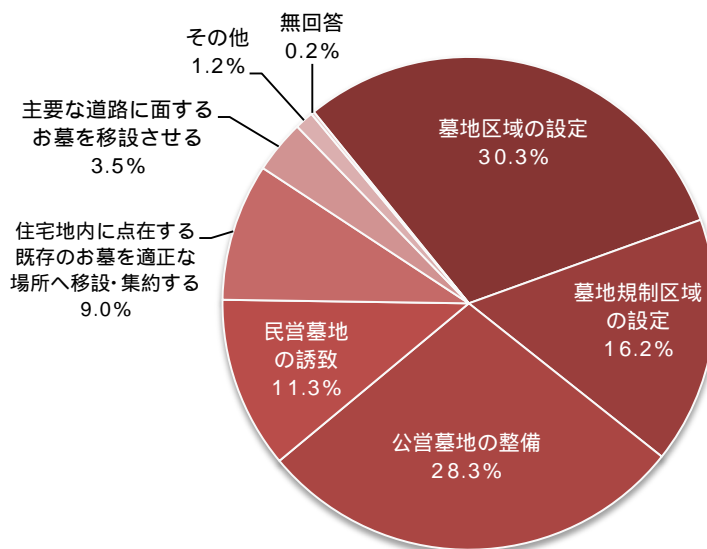
【 問 1 3 】

あなたは、今後のお墓のありかた(墓地施策)について、どうしたらよいと考えますか？

(3つまで選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 今あるお墓は仕方がないが、これから新たにつくられるお墓は決められた場所につくるべきである。(墓地区域の設定)
2. お墓をつくってはいけない地域を決めておくべきである。(墓地規制区域の設定)
3. 今後のお墓の需要を考え、公営のお墓を整備する必要がある。(公営墓地の整備)
4. 今後のお墓の需要を考え、民営の霊園整備を促す必要がある。(民営墓地の誘致)
5. 住宅地内に点在する既存のお墓を、どこか適正な場所へ移設し、集約する。
6. 観光客や地域の商業活動に配慮し、主要な道路に面するお墓を移設させる。
7. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 今あるお墓は仕方がないが、これから新たにつくられるお墓は決められた場所につくるべきである。(墓地区域の設定)	148	30.3
2 お墓をつくってはいけない地域を決めておくべきである。(墓地規制区域の設定)	79	16.2
3 今後のお墓の需要を考え、公営のお墓を整備する必要がある。(公営墓地の整備)	138	28.3
4 今後のお墓の需要を考え、民営の霊園整備を促す必要がある。(民営墓地の誘致)	55	11.3
5 住宅地内に点在する既存のお墓を、どこか適正な場所へ移設し集約する。	44	9.0
6 観光客や地域の商業活動に配慮し、主要な道路に面するお墓を移設させる。	17	3.5
7 その他	6	1.2
無回答	1	0.2
合計	479	100.0



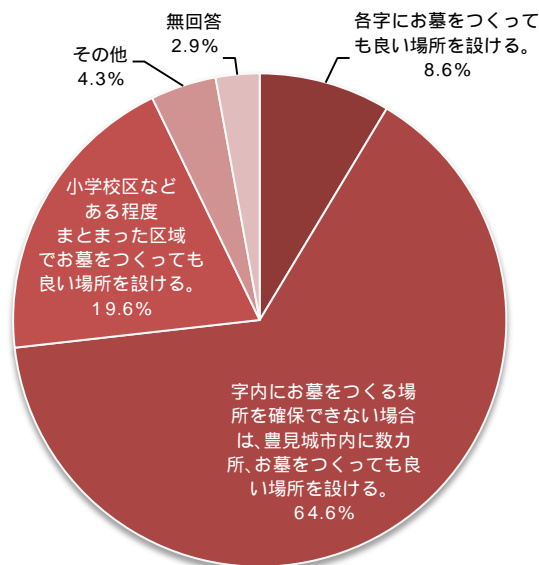
【 問 1 4 】

今後、豊見城市内でお墓をまとめるとしたら、どのような方法がよいと考えますか？

(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. 各字にお墓をつくっても良い場所を設ける。
2. 字内にお墓をつくる場所を確保できない場合は、豊見城市内に数カ所、お墓をつくっても良い場所を設ける。
3. 各字ではなく、小学校区等、ある程度まとまった区域でお墓をつくっても良い場所を設ける。
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 各字にお墓をつくっても良い場所を設ける。	18	8.6
2 字内にお墓をつくる場所を確保できない場合は、豊見城市内に数カ所お墓をつくっても良い場所を設ける。	135	64.6
3 各字ではなく、小学校区など、ある程度まとまった区域でお墓をつくっても良い場所を設ける。	41	19.6
4 その他	9	4.3
無回答	6	2.9
合計	209	100.0



『管理型墓地について』をお読みになり、下記の質問にお答えください。

『管理型墓地について』

お墓には、大きく分けて『個人墓地』と『管理型墓地』の2つがあります。

『個人墓地』は、個人が自己または親族のために設置する墓地です。

『管理型墓地』には、市町村などが管理・運営する「公営墓地」、公益法人または宗教法人が管理・運営する「民営墓地」があります。

管理型墓地は、近年、継承者や維持管理してくれる身内がない方などに需要が増えているようです。

管理型墓地の一般的な特徴としては、下記の項目があります

管理者によって、定期的に草刈りなどの維持管理が行われる。

継承者がいない場合でも、永代にわたり供養を受ける事ができる。(永代供養)

駐車場やトイレなどの施設が充実している。

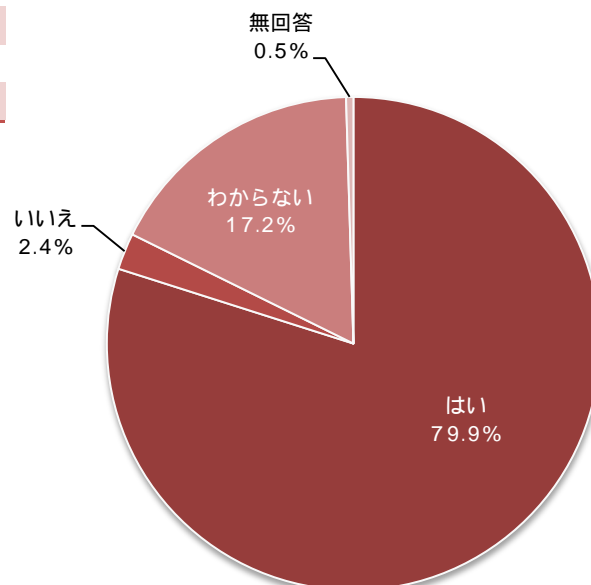
管理型墓地によっては、上記項目に該当しないものもあります。

【問15】

あなたは、豊見城市に **管理型墓地** が必要だと考えますか？
(1つ選んで、数字を (まる)で囲んでください)

1. はい 【問16】へ お進みください
2. いいえ 【問17】へ お進みください
3. わからない 【問18】へ お進みください

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 はい	167	79.9
2 いいえ	5	2.4
3 わからない	36	17.2
無回答	1	0.5
合計	209	100.0

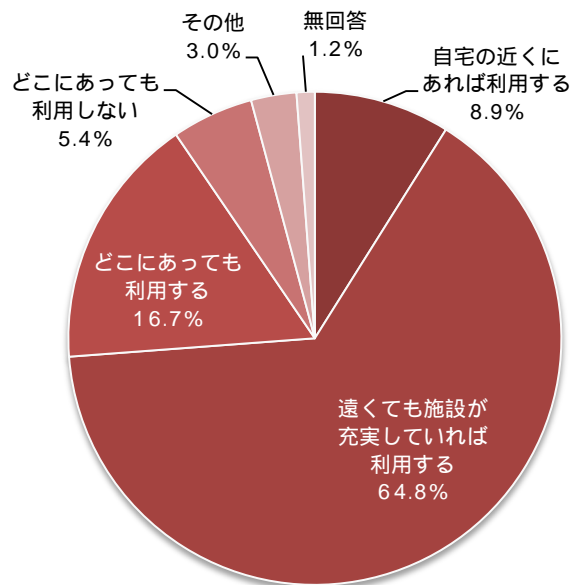


【問16】

管理型墓地の設置場所についておたずねします。あなたの考えに近いのは、次のどれに当たりますか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. 自宅の近くにあれば利用する 【問18】へ お進みください
2. 遠くても施設(駐車場、トイレ等)が充実していれば利用する 【問18】へお進みください
3. どこにあっても利用する 【問18】へ お進みください
4. どこにあっても利用しない 【問17】へ お進みください
5. その他(自由記入欄) 【問18】へ お進みください

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 自宅の近くにあれば利用する	15	8.9
2 遠くても施設(駐車場、トイレ等)が充実していれば利用する	109	64.8
3 どこにあっても利用する	28	16.7
4 どこにあっても利用しない	9	5.4
5 その他	5	3.0
無回答	2	1.2
合計	168	100.0

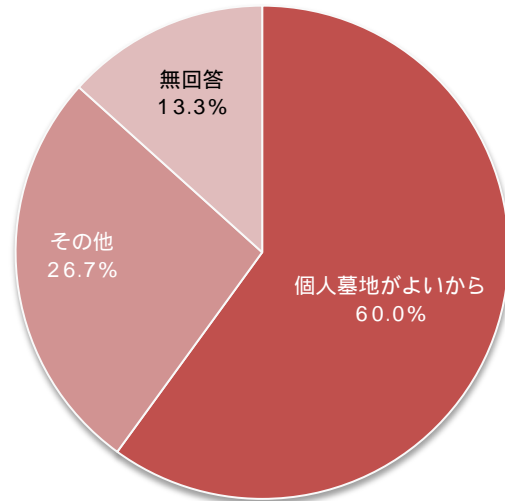


【問17】

あなたが、管理型墓地について『必要無い』または『利用しない』と答えた理由は、次のどれに当たりますか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. 墓地用地があるから
2. 使用できる面積(区画面積)が小さいから
3. 個人墓地がよいから
4. その他(自由記入欄)

選択肢	回答 (票)	割合 (%)
1 墓地用地があるから	0	0.0
2 使用できる面積(区画面積) が小さいから	0	0.0
3 個人墓地がよいから	9	60.0
4 その他	4	26.7
無回答	2	13.3
合計	15	100.0



『お墓の新築・改築について』

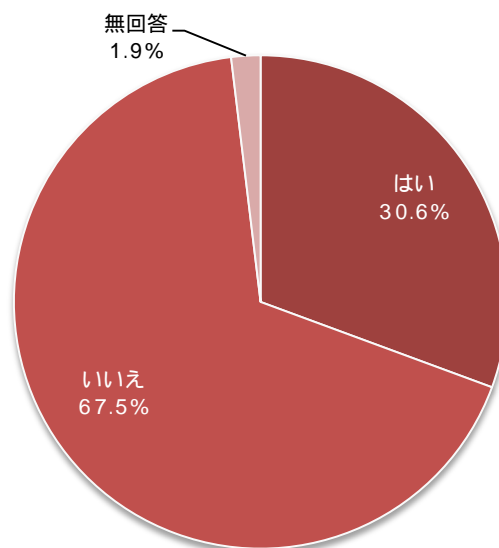
お墓を新築または改築するには、「墓地、埋葬等に関する法律」により『県知事の許可』が必要です。許可を得るには、申請書に市長の意見書など、いろいろな書類を添付し、県知事あてに提出する必要があります。

【問18】

あなたは、お墓を 新築 または 改築 する際に 県知事の許可 が必要なことを知っていましたか？（1つ選んで、数字を（まる）で囲んでください）

1. はい
2. いいえ

選択肢	回答(票)	割合(%)
1 はい	64	30.6
2 いいえ	141	67.5
無回答	4	1.9
合計	209	100.0



自由意見

【葬法に関する意見】

- ・お墓については、各々考えがあると思うので、個人の考えを尊重するべきと思う。私は、数年前に沖縄へ関西から移住したのですが、夫は沖縄で亡くなりました。生前から葬儀やお墓について話あっていました。その結果、夫の葬儀は家族で行い、後日、本土でお別れ会を行い、遺骨は自然葬(海への散骨)にしました。私も夫と同様に自然葬を希望し、家族にもその旨を伝えています。どのような方法でも、後の者に負担をかけないことが大切ではないかと思っています。
- ・今後、お墓が減るという事は無いと思いますし、必ずしも墓地にこだわらない人もいますので、そういう人のために、きちんと申請・許可を得た上で散骨が可能な地区を設けるのも1つの方法だと思います。
- ・自分の今後(死後)について、前向きに考えるきっかけとなりました。色々心配事はつきませんが、地元出身でなくても、差別無く利用できる墓地、低所得者でも利用できる制度など考えてもらいたいです。「墓地埋葬等に関する法律」も初めて知りました。色々勉強になるアンケートでした。ありがとうございます。

【管理型墓地などに関する意見】

- ・既存の沖縄の大きなお墓はしかたがないが、後継者は少なくなるので、市営の共同墓地がこれからの若い人達は望んでいると思う。いろんな面倒な行事と結婚が深くかかわって、それを少しゆるくしてあげないと若者も経済的な面で結婚も消極的になっているかと思う。
- ・公営、民営のどちらでも良いので管理型墓地を希望します。
- ・公営で墓地公園のようなもの造ってほしい。
- ・公営の管理型墓地公園を早く作って欲しい。
- ・公営墓地は、良いが民営は反対です。近年、沖縄には、色々な宗教団体が入り込み、琉球風土の先祖供養が乱され、間違った宗教へ道を誤る家庭も多く、狂って来てると思います。又、少子化にも関わらず、小学校新築の話も耳にしました、市の予算を金のある者に入る計画では無く、土地を有効に使えなく困っている方の土地利用の公営墓地(ご先祖様が安心して休める墓地)や、旧村道が老年寄り、子供達が安心して歩ける道づくりに使って頂きたい。
- ・公共が管理・運営した永代供養墓を造るべきである。納骨堂的な墓も造るべきだと思う。
- ・交通の便の良い管理型墓地を希望します。駐車場やトイレの設備があるのが良いです。また、娘しかいないため、永代供養が良いです。
- ・今年中に墓地を求めたいと考えています。豊見城市で公営の管理墓地を造る予定があるのでしょうか？あるとしたら、どの程度まで構想が練られているのでしょうか？できれば、市内に子や孫が不便を感じない様な地域に求めたいと思います。
- ・今後、墓地の取得が困難になると思いますので、公営墓地及び集合型の墓が必要だと思います。
- ・市内に管理型墓地があったら良いと思います。
- ・門中墓のわずらわしさを避け、各家で墓を求める個人墓の需要が増えていくと考えられます。低所得の家でも安心して利用できるお墓の整備を宜しく願います。

【その他】

- ・ 去年、父の墓を造りましたが、民営墓地で私が小さい頃から見た形とまるで違い、しかも、遺骨も位牌も一緒に入れてしまったようです。とても悲しく、そして、これからのお墓事情、仏壇事情が変わっていくのだなと寂しく感じました。
- ・ 今後の都市計画を進めるにあたり、墓地の集約化はある程度必要であると考えます。しかし、既存の墓については、沖縄文化を保全していくうえで、残していても良いと思います。
- ・ 自宅すぐ隣に墓地が造られるのはやはり反対すると思う。住宅地域との間に緑地帯をおく等、景観や地域のイメージに配慮して欲しい。
- ・ 少子化時代を考慮して考えて欲しい。
- ・ 好きな場所に自分のお墓を造りたい。
- ・ 独身の方には、アンケートはやめて欲しい。
- ・ 豊見城市に住み続けて、折にふれ公営墓地があればと思ってきた。今回のアンケートの実施で、市もやっと公営墓地の施策が動き出し、現実味をおびてきた、一市民として早い時期の実現を望む。
- ・ 内地では、寺の敷地内に集団墓地が設置されており、檀家単位で個人の墓地を設けています。その一般的な風景に対し、沖縄の墓地設置に統一が無い事が気になっていました。今回、このアンケートで、墓地のあり方と歴史風土の違いを考えるきっかけとなりました。
- ・ 墓の設置には、県知事の許可が必要なことは数年前に他市町村の広報で周知。このようなアンケートは、早めにすべきだったのでは無いか？墓は、日本人にとってとても大切なもの。多くの市民に納得のいく、合意形成が必要。合意形成には時間が必要。
- ・ 人は皆土に戻るでしょう。今は内地より沖縄に移り住むようになった人も多いので自分がこの先どうなるか、大変、心配です。
- ・ 墓地は沖縄からきってはきれない問題だと思うのですが、子や孫の世代がどれくらい関心を持ってくれるか心配である。ですが、いろいろな行事の際に親族等が集まる大事なものということ、子供達に教えてくれる大切なものなので、教育の面や、市の方からも子供向けに何かきっかけがあれば幸いです。
- ・ 墓地は敬遠されるが、人はいずれお墓に入る。生きている内にあのお墓に入りたいと思えるような墓地整備をしてほしい。
- ・ あっちこっちに造らず、みんなまとめて造ったほうが良いと思います。

IV 豊見城市墓地基本計画に関する住民説明会

豊見城市墓地基本計画(案)についての住民説明会を開催しました。開催日および会場などは下表のとおりです。

開催日時	会場
平成 25 年 2 月 13 日 水曜日 19:00 ~ 20:00	与根公民館
平成 25 年 2 月 15 日 金曜日 19:00 ~ 20:00	宜保公民館
平成 25 年 2 月 18 日 月曜日 19:00 ~ 20:00	嘉数公民館

住民説明会 開催状況



与根公民館



宜保公民館



嘉数公民館

(1) 住民説明会での意見

公営墓地は、いつ頃整備されるのか？

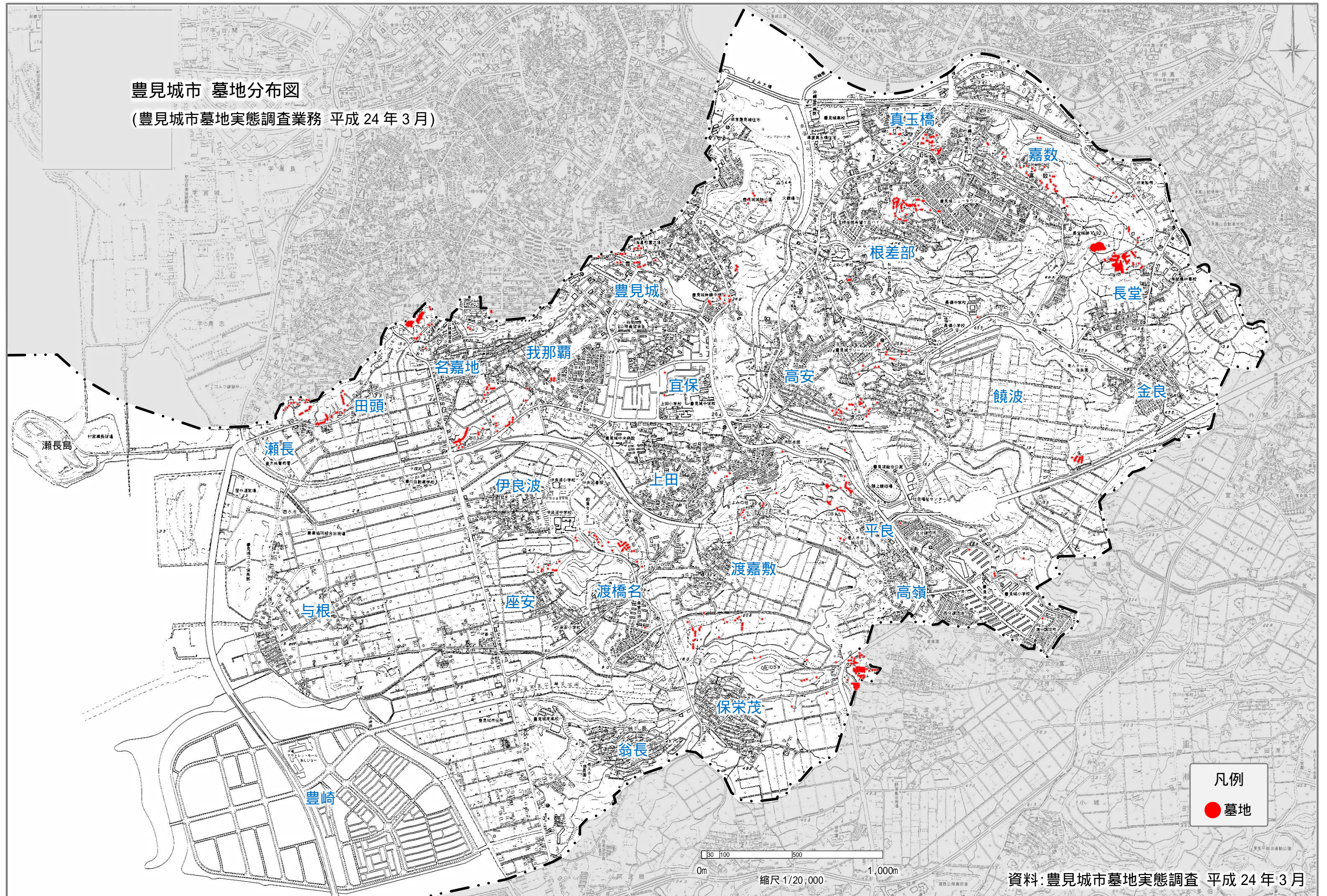
新興住宅地域の住民の殆どは、墓地を持っていないため、公営墓地の整備が必要である。

公営墓地の具体的な計画(用地選定等)が進んでいるのかと思っていた。

墓地規制区域は、策定中の観光計画との整合が必要だと考える。

墓地基本計画は、住民に広く知ってもらうために広報に載せるべきである。

市内での管理型墓地の計画に関する意見

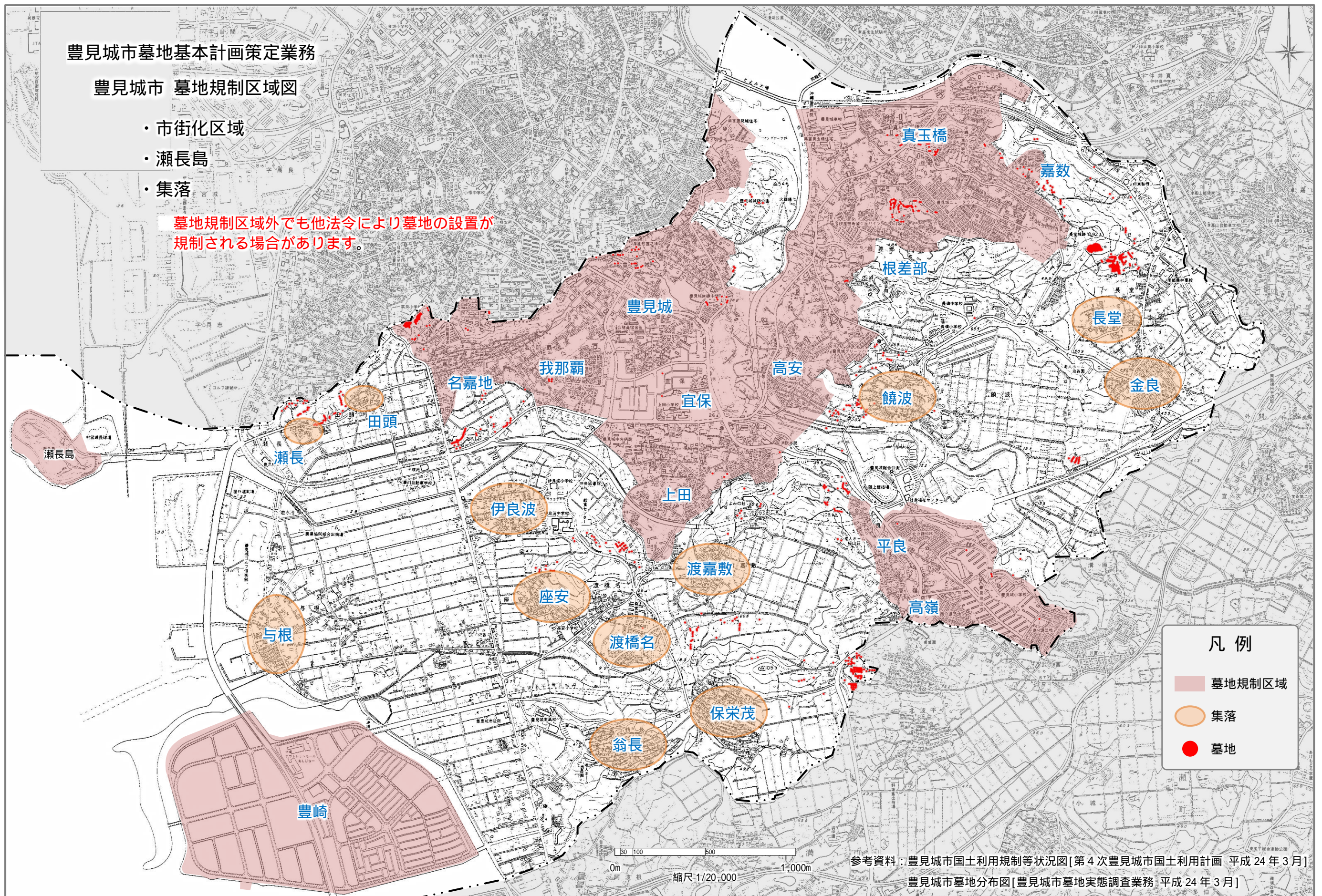


豊見城市墓地基本計画策定業務

豊見城市 墓地規制区域図

- ・市街化区域
- ・瀬長島
- ・集落

墓地規制区域外でも他法令により墓地の設置が規制される場合があります。

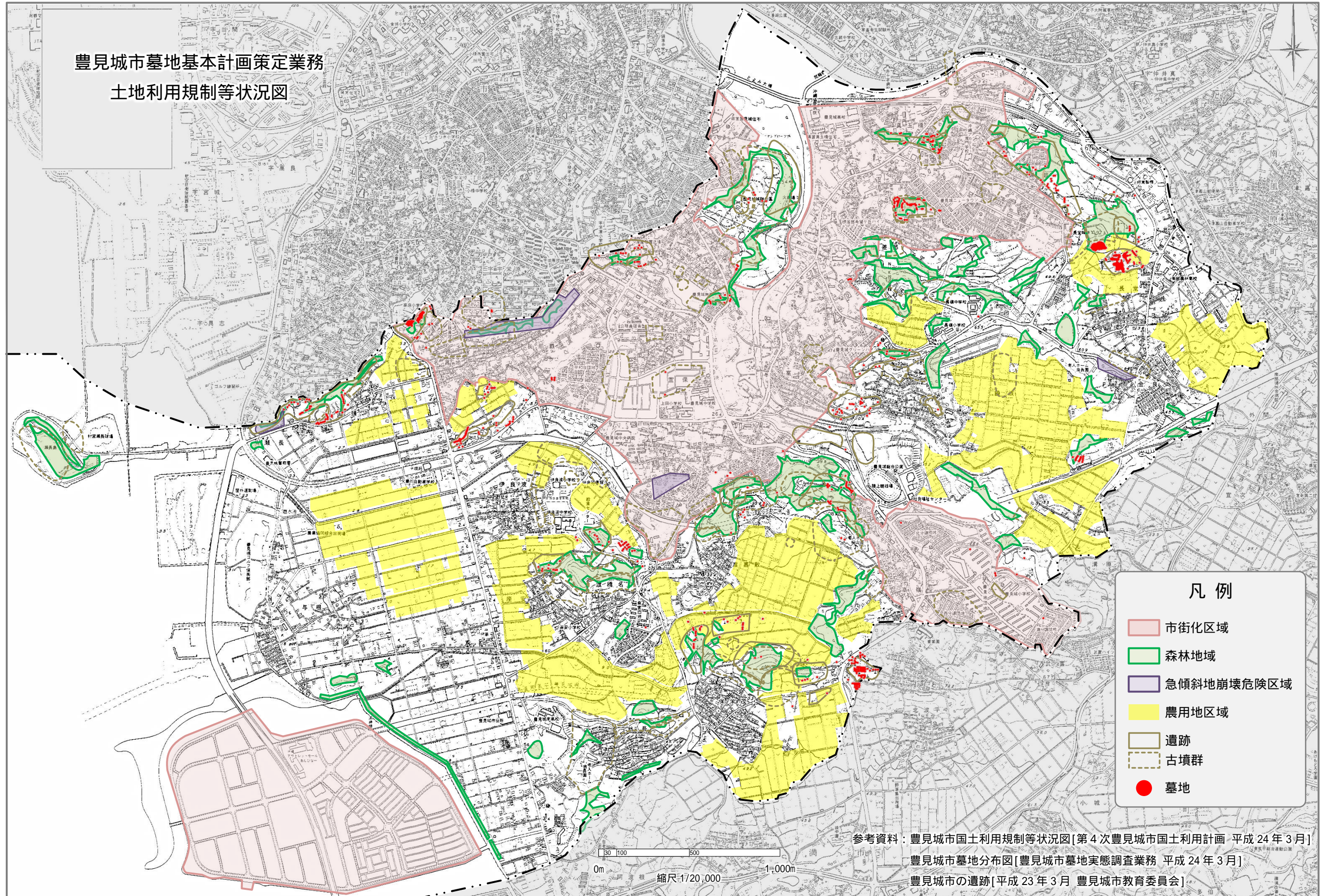


凡例

- 墓地規制区域
- 集落
- 墓地

参考資料：豊見城市国土利用規制等状況図[第4次豊見城市国土利用計画 平成24年3月]
豊見城市墓地分布図[豊見城市墓地実態調査業務 平成24年3月]

豊見城市墓地基本計画策定業務 土地利用規制等状況図



VIII 豊見城市墓地基本計画策定委員会および検討部会

豊見城市墓地基本計画 策定委員会

策定委員会 名簿

氏 名	所 属 等
(委員 長) 赤嶺 政信	琉球大学法文学部国際言語文化学科 教授
(副委員 長) 当銘 優	豊見城市商工会 会長
稲嶺 美奈子	南部福祉保健所 生活環境班
比嘉 邦治	豊見城市自治会長会 会長
今田 孝司	豊見城市自治会長会 副会長
神山 保男	豊見城市長堂自治会 会長
赤嶺 洋子	豊見城市婦人連合会 会長
砂川 洋一	豊見城市市民健康部長

豊見城市墓地基本計画 検討部会

検討部会 名簿

氏 名	所 属 等
(会 長) 砂川 洋一	豊見城市 市民健康部長
(副会長) 喜屋武 正彦	豊見城市 市民健康部 生活環境課長
本底 広彦	豊見城市 企 画 部 企画調整課長
當銘 純治	豊見城市 農業委員会 事務局長
平田 幸稔	豊見城市 経済建設部 都市計画課長
大城 正	豊見城市 経済建設部 道路課長
當銘 辰夫	豊見城市 水 道 部 下水道課長
大城 達宏	豊見城市 生涯学習部 文化課長

IX 諮問・答申



豊市環第 335-1 号
平成 24 年 8 月 28 日

豊見城市墓地基本計画策定委員会長 様

豊見城市長 宜保 晴毅



諮 問

豊見城市墓地基本計画策定委員会規則第 2 条に基づき、下記事項について審議をお願いいたします。

記

諮問事項：豊見城市墓地基本計画の策定について



平成 25 年 3 月 15 日

豊見城市長 宜保 晴毅 殿

豊見城市墓地基本計画策定委員会
委員長 赤嶺 政信

豊見城市墓地基本計画について（答申）

平成 24 年 8 月 28 日付、豊市環第 335-1 号にて諮問のありました豊見城市墓地基本計画の策定について、当委員会にて慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、下記のとおり意見を付します。

記

豊見城市は復帰後に急激な人口増が見られ、現在の人口は 6 万人余となっております。しかし、墓地の散在化防止の観点より原則として個人墓地を認めない方針とし、かつ、人口増及び今後の高齢化に伴う墓地需要に対応するため公営墓地等を含む管理型墓地整備が必要となります。

昨年のアンケート調査におきまして、約 68 パーセントの市民が管理型墓地整備の必要性を回答しており、さらに県内 11 市中 8 市で公営墓地を所有している状況にあります。

以上のことをご賢察のうえ、豊見城市におきましても公営墓地整備の具体的な検討を早急に着手していただきますよう求めます。